

金 光 教 學

金光教教学研究所以紀要

52

2 0 1 2

金 光 教 教 学 研 究 所

金光教学 —金光教教学研究所紀要—

2012

NO.52

地域社会に生きる人びとにとっての「復祭」 ……兎山 真生……	1
「申し渡しの覚」登場背景に浮かぶ家族 — お知らせの反復に注目して— ……白石 淳平……	39
お知らせ体験の深まりに見る宮建築の移ろい —「神の頼みはじめ」とその無起源性をめぐって— ……藤本 拓也……	81
研究ノート 「御四被せ事覚帳」（お知らせ事覚帳）の貼紙をめぐって ……岩崎 繁之……	125

平成 23 年度研究論文概要 169

紀要掲載論文検討会記録要旨 174

彙報—平成 23.4.1～平成 24.3.31— 177

（第 51 号、正誤表 P189）

地域社会に生きる人びとにとっての「復祭」

児 山 真 生

はじめに

神道金光教会時代、本教を仲立ちにして、一家の葬祭式を仏葬から神葬へ変更（復祭）した人びと（復祭者）がいる^①。この実態の様相をうかがう手がかりとして、復祭者が神道管長宛に提出した「復祭御届」（以下、「復祭届」と表現する）^②及び神道管長から復祭者への「賞詞」に対する「復祭賞詞受書」（以下、「受書」と表現する）^③がある。現在、両資料合わせて約二八〇〇戸分の復祭者の存在を確認することができる^④。

復祭とは、「復祭届」の文言に「明治天皇陛下ノ御詔勅ヲ遵奉シ」とあるように、宗教制度史的には明治三年一月三日の「大教宣布の詔」及び「神霊鎮祭の詔」の渙発を受けて、推進が図られた神道国教化政策に伴う神葬祭運動の文脈に位置付けられるものである^⑤。一家の祖先を「仏」から「神」へ変えて、敬神と崇祖を同義で結ぶことを意図したと言われる神葬祭運動は、明治一七年八月一日太政官布達第一九号（神仏教導職を廃し、住職任免、教師の等級進達のことを、各官長に委任する件）以降、神道各派が担っていくこととなった。神道各派の一つである神道本局が明治二四年に定めた「教会条例」（認可、神道管長稲葉正邦）には、下部の教会等級基準が四項目（所属教師数、信徒数、

葬儀依托者数、賦課金（年金）額）毎の基準値で示されている。この等級基準項目に含まれている「葬儀依托者数」とは、「復祭届」の進達件数と言ひ換へ得るものである。神道本局では、進達された「復祭届」の件数をもつて、下部教会、そしてひいては自らの教勢の一端を把握する指標として派生的に用いられていた。

神道本局傘下で組織化を図つた神道金光教会は、上部組織の意向を踏まえつつ、各地で復祭を勧め、「復祭届」を神道管長宛に進達する仲介的役割を担つた。教学研究の先行研究において復祭は、本教の組織化過程究明に関わる課題意識や視点に応じて、さらには神道金光教会という全体を例証する一事象として、捉えられる傾向にあつた。^⑦これら「結収」を基調とした組織化過程の議論を参照することによつては、復祭者が直面している生活的、信仰的問題に規定された復祭の有り様、いふなれば「人びとにとつての復祭」といふべき実態が研究的余地として浮上する。そこで、本稿の研究関心を、資料を用いて示しておく。

改式の事に信者迷ひ、或時、お寺に相談。僧侶の曰く葬式はしてやらんというて、驚いて御本部へ参り金光様「金光吉一引用者」へ申し上げたところ、大祓一本で葬式は出来るかとのお言葉を頂き、一同安心して今日限りお寺を断りて本教の式に従ひ改式する者、十数名なり。^⑧

右の資料は、岡山県御野郡豊成村（現岡山市南区豊成）で取次に当たつていた小林財三郎（二八四九―一九一九）の信仰的系譜につながる者たちが、明治二〇年頃に葬祭式を仏式から神式に「改式」（復祭）した経緯の一端を伝えているものである。ここで注目したいのは、「信者」が復祭について僧侶へ相談していることである。この時、僧侶へ相

談に行ったのは、先祖祭祀を媒介にした寺檀関係^⑨が内在化させた、地域社会の生活秩序意識からであろう。そうとして、相談を受けた僧侶が「葬式はしてやらん」と言ったことは、復祭者の葬儀が神道教師によって担われることからして至当である。しかし、「信者」は、僧侶の発言によって動転している。ここには、「信者」が、先に述べたような宗教制度史や本教組織化過程の文脈では既に制度的整備がなされていた復祭の内容を、充分に存知しないまま、復祭を行おうとしていたことががわられる。

その「信者」は、その後、大本社で取次にあたっていた金光宅吉（一八五四―一八九三）から、「大祓一本で葬式は出来る」と聞かされたことによって、復祭を実施したという。一家の葬祭式を変更する復祭には、何代も前のことさえ知っている血縁・地縁の者をはじめとする周辺者との関係調整が不可欠である。加えて、多様な生活秩序や価値観に基づく結合関係が幾重にも張り巡らされ、不断の利害調整が図られる地域社会^⑩を生きる者にとって、復祭の決断・実施には、一家の生存の問題との関係が見据えられていたはずである。その意味で、資料中の「安心」という言葉には、これら生活的問題に関する手応えを金光宅吉の言葉から得た者の感懐が含蓄されていると考えられるであろう。

以上の点を踏まえることから、神道金光教会の組織化過程との関係で捉えられてきた復祭の様相とは別様の、「人びとにとつての復祭」という内発の様相が究明の対象として開かれることになる。この究明に取り組むことを通じて、先行研究が神道金光教会の内部的「統一」^⑪を焦点化せざるを得なかった問題性にも関わる、〈まとまり〉の様相として「教団」を捉えることに先験的価値を置いた認識のあり方を相対化する契機に培いたいと考えている。^⑫

以下、本論では、復祭の行われた社会的文脈によってその帰結が変化するという比較文化的視点から、伝承資料

をはじめ「復祭届」及び「受書」等の内容や先行研究の知見を交えつつ、地域社会における復祭者と周辺者との交渉過程に表れた復祭の様相を考察する。第一章では、人びとが復祭を自らの信仰的問題との関係でどのように捉えていたのか、その具体的様相の一端を、金光宅吉と田中テツ（一八四二〜一九二二）の事例を用いて示す。第二章では、復祭の（事後）に、そのことがどのような関係において、何を問題とされたのかについて、復祭をめぐって他宗派関係者から「攻撃」を受けたと伝えられている小林財三郎の事例に注目して考察する。そして第三章では、第二章の内容を踏まえつつ、さらに考察視野を広げて、復祭と地域社会の生活秩序との関係を、岡山県後月郡足次村大字川相（現井原市芳井町川相）の河合里宇（一八四三〜一九〇七）とその一家が、復祭後に組合から受けた「絶交」と、その後、「融和」に至る過程を通して考察する。

なお、資料を引用するにあたって、正字・異体字は略字・常用漢字を用い、片仮名表記は平仮名表記に改め、適宜、句読点、送り仮名を付した。また、本文中の年次表記については、引用資料との対応を容易にするため、元号を基本とした。

第一章 復祭をめぐって輻輳する信仰的欲動

本章では、人びとが復祭をどのような事柄との関係で捉えていたのかについて、神道金光教会設立（明治一八年六月）以前の復祭動向を視野に収めつつ、先の引用資料に示した、人びとが復祭をめぐって抱いた不安に「大祓一本で葬式は出来る」と応えた金光宅吉と、商売関係者の言動を契機として復祭を発意した田中テツの事例を通して考察する。

ここで予め、神道金光教会時代の復祭を理解する前提として、明治政府が神葬祭運動推進の一環で行った、人びとの宗旨変更（葬祭式変更）に関わる制度的環境整備の様相を、明治元年閏四月一九日神祇事務局達第三二〇号以降の關係法令にそつて概観しておく。まず、神祇事務局達第三二〇号は、神職に対し本人とその家族に神葬祭を命じたものである。このことに伴つて、当時、神職資格を有していた金光大神（一八一四～一八八三）（当時は金光河内）及び妻とせ（一八一九～一八八五）は別帳扱いとなり、さらに金光石之丞（一八四九～一九一九）（明治二年に萩雄と改名）らの家族も明治三年に「宗門御改寺請名歳帳」から「神葬祭御改帳」に移し替えられている¹³。明治三年一月三日の「大教宣布の詔」及び「神靈鎮祭の詔」の渙発以降、明治政府は、明治四年四月四日太政官布告第一七〇号（府藩県一般戸籍の法改正）と同年一〇月三日大藏省第七〇号（先般戸籍法改正につき、従前の宗門人別帳廃止、提出に及ばざる件）によつて、従来の寺檀關係を利用した寺請制度、とりわけ「宗門人別帳」の宗判権を介した管理と被管理の關係を解消させた。その後、明治五年六月二八日には太政官布告第一九二号（自葬を禁じ、葬儀は神官僧侶に依頼すべき件）、同日付太政官布告第一九三号（神官葬儀に関せざりしも、自今氏子より依頼のときは神葬祭取扱の件）そして「葬祭略式」を制定し、加えて明治七年一月二九日太政官布告第一三号によつて神道系宗教の教導職に葬儀執行権限を拡大し、神葬祭執行環境を整備した。またさらに、同年七月二九日教部省達書第三四号によつて、離檀承認書の授受を廃止し、「人民ノ望ニ任セ」た宗旨変更手続の簡便化が図られた¹⁴。

明治四〇年六月一五日、管長金光萩雄から各教会長宛に、金光大神にまみえた経験を有する人物の信仰状態を七項目に亘つて調査・報告するよう指示がなされた（四〇達第九号）。この調査に関わる一六〇人分の報告が「信仰履歴「届綴」として纏められている。この調査項目の一つに「教徒に加列せし年月」がある。一六〇人中一五人が神道金

光教会設立以前に「教徒加列」と報告している。この者たちは、神道金光教会が復祭を仲介する以前に、各地の神道事務分局等との関係で神葬祭化を行っていた。ここでは、その一人である岡山県上道郡北方村（現岡山市東区上道北方）の石原銀造^⑤（一八三三〜一九一〇）の調査報告を事例に、復祭に関わる経緯をうかがっておきたい（なお、石原の報告書を作成した人物は、当時彼が「教徒」として在籍していた操陽教会の教会長野方若衛^{わかえ}（一八七二〜一九二九）である）。

「…」明治十何年なるか、現佐藤「範雄」引用者「教監巡教ありしとき、説教を聴聞し、其後教祖に参り復式せんとて御願申せしに、御理解に漸時宮神道に成て居れ。何れ後日之の道も立つであろうとの教を頂き、所の神官に依頼し復式す「…」」（「信仰履歴届綴」。報告日・明治四〇年八月三日）

右の資料には、石原が「所の神官」、すなわち在所の神官の手によって復祭するまでの経緯が示されている。この中で、石原は、復祭を神官に依頼した要因が、「教祖」による「漸時宮神道に成て居れ」との指図であったことを伝えている。資料では、石原が相談した相手が「教祖」となっているが、実際は金光宅吉であったと考えられる。そこで相談した相手のことにも関わって、「明治十何年」と記されている時期をうかがっておきたい。

石原は佐藤範雄（一八五六〜一九四二）の説教内容に触発されて復祭を発意したと伝えている。佐藤範雄は明治一二年八月に「教導職受験準備」を開始して以降、同年十二月二日の「教導職予備試験」を経て、明治一三年二月六日に教導職試験に任ぜられ、同年六月三〇日に金光大神が奉仕する広前で初めての説教を行ったという。その佐藤が各地へ巡教するのは、明治一六年十二月一日に広島神道事務分局から五等宣教師に任ぜられて以後であり、それ

は金光大神没後（明治一六年一〇月一〇日）のことであった。このことを踏まえ、さらに佐藤の動静の記録を参照すると、石原が佐藤の説教を聞いた時期と場所は、明治一八年一月二七日、岡山県上道郡福泊村（現岡山市中区福泊）の大喜田喜三郎^⑩（一八五二～一九一七）宅と推定される。^⑪このことから、石原が相談した相手については、金光大神没後の大本社で取次に当たっていた金光宅吉と考えるのが適当であろう。

金光宅吉が石原に話したことの中で興味深いのは、「漸時^⑫宮神道に成て居れ」の後に続く「何れ後日之の道も立つであろう」との言葉である。それと言うのも、「明治天皇陛下ノ御詔勅ヲ遵奉シ」を誓う復祭の制度的性格から言えば文脈が異なる、「之の道も立つ」、つまり本教の組織化のことが、石原の復祭の相談においては一連のこととして並んでいるからである。ここにはそれを語った金光宅吉の状況認識の一端が表れている。明治一八年一月と言えば、神道金光教会設立への動きが具体化する時期と合致する。当時、大本社で取次に当たっていた金光宅吉がこの動向を承知していたことから、復祭の相談に訪れた石原に対して、後日の本教組織への転属可能性を示唆することになったと考えられる。この応答は、金光宅吉が、石原の復祭を発意した理由に関わる、本教信仰への帰依を確かならしめたいという信仰的欲動を付度した内容になっている。このことは、「はじめに」に引用した資料の金光宅吉が「信者」に語った「大祓一本で葬式は出来る」についても同様であろう。こうした言葉を発する金光宅吉にとって復祭は、その制度的意義よりも、復祭に関わる当事者が希求する信仰的内容との関わりで捉えられていたと言える。そして、その後、石原が復祭を実施していることから、こうした金光宅吉の鷹揚とも言える応答内容が、石原が抱く不安と期待に應えるものであったということ、神道金光教会における復祭の質的一端に関わって指摘しておかねばならない。

以上の金光宅吉をめぐる事例からは、復祭者側において復祭が、その制度的意義に拘わらず、個々の信仰的欲動と結びついて要請、実践されていた様相が浮かび上がってくる。そこでさらに、このことを個別具体的な生活を通して捉えるべく、神奈川県横浜市永楽町（現横浜市南区永楽町）にて置屋を営んでいた田中テツという人物が、復祭を決意した経緯に注目する。

「…」「利兵エ「貝増利兵衛―引用者」さん、あなたは何か有難い神様を信心でもして居なさるか。私はあなたをよくしてあげたいと思うて横浜での名医を二人迄迎えてお世話したが、二人共「最早だめだから覚悟をしてもらいたい」と迄云うて居たものが、斯く速やかに手の平を返した様に快くなるとは不思議でならぬ」との事に、「実は天地の神にお縋りして居るのです。斯様斯様な有難い親神様です」とお取次すると、「実は私も十年余り右の手が風に当たると痛むので困って居る。私も信心して助けて貰いたいと思うから、上野の教会の先生「近藤伊三郎―引用者」に来てもらうて下さい」と頼まれましたが、「此道は病人の祈祷まじないには出なさらぬからお受けする訳にはいきません」と云えば、「それなら何処へも行きなさらぬか」「いやそうじゃありません。冠婚葬祭改式等にはお越しになります」「改式とはどんな事をするのですか」と云われますから「之迄仏式で先祖の祭りをしていたのを神式に改めるのです」「そんなら私は改式致します。宅一戸でいけなければ、宅の出入りの者にも話して改式させます」というて二、三の人に改式さす事になり、「利兵エさん、改式する人が四戸出来ました。入用の物を調べて先生のお供して来て下さい」と金を渡されました。「…」（近藤栄次郎「上野教会沿革と初代教会長信仰の動機」布教史上野七）^⑩

まず、この会話の成立背景を示しておく。引用資料中に登場する「利兵衛」とは貝増利兵衛という人物である。彼は、上野教会の信者で、三重県阿拝郡上野町大字忍町（現伊賀市上野忍町）に在住し、芸娼妓の周旋業を営んでいた。貝増と置屋を営む田中テツとは商売関係にあった。明治二四年九月、商売のために横浜を訪れていた貝増は急病危篤となった。田中は彼のために医師を手配した。当初、医師の診断結果は悪かったものの、貝増は一週間後に回復した。資料冒頭の会話文は、貝増が回復する様子を目の当たりにした田中が、その理由を貝増に尋ねているものである。

この会話の中で、田中が言った「そんなら私は改式致します」という復祭への決意がこもった「そんなら」に注目させられる。この「そんなら」には、「助けて貰いたい」と思う程の手の患いを抱えていた田中が感受した、貝増を劇的に回復させた「有難い神様」への期待と、自らの病氣回復のために近藤伊三郎（二八五三―一九三八）を招聘したいという意志とが融け合わさっている。そこで、この「そんなら」を手がかりに、彼女が行った復祭の実態の様相をうかがっていきたい。

まず、「そんなら」と、すぐさま復祭を決意し得た彼女の生活上の立場を確認しておきたい。彼女の場合、自らが家の祭祀の責任を負う戸主的立場にあった。加えて、「宅一戸でいけなければ、宅の出入りの者にも話して改式させます」と述べているように、置屋の経営者という生活環境を差配できる立場にあった。^⑩このことが、復祭を即断し得た要因であったと言える。

後日、田中は、約束した通り自分以外の復祭志願者を確保した上で、貝増へ近藤の招聘仲介を依頼し、近藤の横

浜招聘を実現させている。そして彼女が近藤を横浜駅から自宅まで案内する道中に、手の患いは癒えたと伝えられている。その体験の後、復祭の祭事が近藤によって執行された。祭事終了後、田中は近藤の取次を受けるべく、彼を自宅に引き留め続けた。一旦、三重県上野町へ帰っていた近藤に対して、田中は、横浜市山田町に用意した借家において取次に当たるよう要請した。近藤はその要請を容れて、再度、横浜市内で取次に当たった。このことが横浜布教の嚆矢と伝えられている。その後、近藤は、畑徳三郎（一八六七〜一九三二）、大場吉太郎（一八五八〜一八九九）からの「横浜は東京の手で布教したい」^⑩との要請を容れて三重県上野町に帰還した。近藤の跡を受けて明治二五年二月一日から取次に当たったのが福田助次郎（一八四六〜一九〇六）であった。

こうした布教者の異動と関わって、「受書」から復祭後の田中の様子にも眼を向けておきたい（なお、現在の収集資

【表1】横浜市内復祭者一覧表

氏名	住所
岩瀬五作	横浜市元町1丁目45番地
白木吉治郎	横浜市末広町2丁目15番地
貝増利兵衛	横浜市雲井町1丁目3番地
長岡キク	横浜市尾上町3丁目18番地
山田寅吉	横浜市若葉町3丁目20番地
鈴木稻之輔	横浜市松ヶ枝町28番地
辻村善兵衛	横浜市永楽町2丁目27番地
多田万次郎	横浜市永楽町2丁目27番地
田中テツ	横浜市永楽町2丁目27番地
伊藤芳次郎	横浜市野毛町4丁目79番地
中山仙吉	横浜市元町2丁目81番地
益田槐亭	横浜市霞町1丁目9番地
中村菊之助	横浜市不老町2丁目159番地
石田桑蔵	横浜市福富町3丁目59番地
小坂徳風	横浜市元町1丁目22番地
前田文造	横浜市不老町2丁目158番地
田川達造	横浜市長者町9丁目97番地
石井庄兵衛	横浜市元町1丁目46番地
三浦権一	横浜市羽衣町1丁目3番地

料中に彼女の「復祭届」は確認できない。彼女は、明治二五年九月一日付で神道管長（正四位稲葉正邦）の「賞詞」を受け、同年一月二三日付にて「受書」を提出している。また、先の引用資料で彼女は「宅一戸でいけなければ、宅の出入りの者にも話して改式させます」と発言している。「受書」によって、彼女から復祭の働きかけを受けた人物が、辻村善兵衛、多田万次郎であったことが分かる（彼ら二人の住所は、田中と同じである）。さらに、「受書」を通じては、田中と同じ居住地（横浜市内）、同一の「受書」の日付（「賞詞」・明治二五年九月一日。「復

祭賞詞受書」・同年二月三日）の人物が、辻村、多田以外に一六名確認できる（表一）「横浜市内復祭者一覧表」参照。この中には、貝増利兵衛も含まれている。田中を含めたこれら一九名の「受書」の進達を担当したのは福田助次郎であった。また、田中テツは「受書」提出前の明治二五年二月二日付で教導職試補に任ぜられている（その後、明治三年・権訓導、明治三八年・訓導）。このことから、田中が、当初、取次を要請した近藤が三重県上野町へ帰還した後も、後任の福田との関係によって信仰を継続させていたことがうかがえる。

ここまで述べてきた、田中をめぐる復祭の様相からは、次の点を指摘することができよう。まず、彼女にとつて復祭は、自らの病氣回復という救済実現のために、近藤伊三郎を招聘するいわば方便として見出されたものであった。よって、彼女にとつての復祭の意味は、救済が実現されるか否かにおいて捉えられるものであったと言える。そして、その彼女にとつて、貝増から教えられた「之迄仏式で先祖の祭りをしていたのを神式に改める」という先祖祭祀變更をはじめ、本章で述べてきた寺檀関係、さらには「明治天皇陛下ノ御詔勅ヲ遵奉シ」という復祭の制度的意義など、本来ならば復祭を実施する時点、あるいは先立って確認されるべき諸要件は、近藤の招聘実現、すなわち救済実現の〈事後〉に属する事柄として捉えられていた。

以上、本章では、復祭者本人の信仰的欲動に依じて復祭が捉えられ、実践されるという、主に復祭の発端に関わる内発的様相を浮上させた。このことを通じては、神道金光教会において推進・展開された復祭の質的一端がうかがわれると共に、そのようにして行われた復祭が、いかなる関係において、どのように問題とされたのかという、復祭の〈事後〉的様相への関心が生じる。この様相を次章以降で考察していく。

第二章 小林財三郎が語った「攻撃」の意味——他宗派関係者との交渉過程に注目して——

地域社会の生活秩序に関わる葬祭式を変更する復祭によって、復祭者と周辺者の間に様々な摩擦が生じたことが伝えられてきている。ここに取り上げる小林財三郎をめぐる復祭の様相は、本教信仰と既存宗教の対抗的關係という伝承資料の視点とも相まって、これまで本教初期信仰展開の実態の様相に関わる特徴的事例の一つと目されてきた。^②そこでも、このことに関わる資料を示しておく。

「…」斯くて明治三二年九月一五日付を以て、神道金光教会講社仮事務所設置の許可を得、愈農業を廃し、専心教導に従事し、講社約五〇名を以て御講を組織す。内八名改式を申し出で、当所の為に世話方となる。扱改式をなしたる為各宗派の激昂一方ならず、烈しく攻撃を受くること約三箇年に及ぶ。此時現任佐藤教監当地御巡教の際「からたちの茂れる中も切りはらい道びらきして人を通せよ」の歌を授けられ、之れを基とし、彼等に徹頭徹尾屈せず、本教の光を輝かせと教えられしかば、一層の勇気を鼓舞し、大いに論破せり。我れ文字を解せず、心には甚大なる苦痛を感じつつも、尚屈せず、金光の二字を楯とし、彼等に向かい又一心して御神伝を頂き、自由自在に撃破し、遂に各宗の大非難界を脱するを得たり「…」(小林財三郎「信仰の動機及び経過」『新光』第六六号、明治四四年、一五頁)。

右の資料は、小林財三郎が信仰経歴を回顧した一節である。ここには、復祭をめぐる他宗派関係者から非難を

【表2】 御野郡内復祭者一覽表

氏名	住所	提出年月日	旧宗派・寺院名
前田金造	御野郡富新田村 70 番地	M20	臨済宗常慶寺
秋田多造	御野郡富新田村 67 番地	M20	臨済宗常慶寺
有松倉	御野郡二日市村 58 番地	M20.7.28	日蓮宗妙勝寺
岡田利喜松	御野郡濱野村 4 番地	M21.6.1	浄土真宗光清寺
河内亀吉	御野郡豊成村 9 番地	M21.6.3	日蓮宗松壽寺
人見助五郎	御野郡豊成村 25 番邸	M21.6.4	日蓮宗妙勝寺
浅野金五郎	御野郡豊成村 25 番邸同居		
野上仁十郎	御野郡豊成村 8 番地	M21.6.4	日蓮宗妙勝寺
向井源三郎	御野郡古鹿田村大字青江	M22.5.30	日蓮宗妙勝寺
小松原惣三郎	御野郡古鹿田村大字青江	M22.5.30	日蓮宗妙勝寺
吉原勘吉	御野郡福浜村大字福富 79 番邸	M26.5.17	日蓮宗妙勝寺

受けたことが伝えられている。注目したいのは、彼が当の事態を「攻撃」と表現していることである。この「攻撃」という表現には、小林の経験が随伴されていると考えられる。そこで、小林の「攻撃」という表現を手がかりに、復祭の〈事後〉をめぐる様相をうかがっていく。

まず、「攻撃」の内容把握に関わって、小林に関わるもう一つの信仰回顧録である「余が信仰経歴」という資料を見ておきたい。「余が信仰経歴」では、先に引用した「信仰の動機及び経過」と大筋が重複しつつも、「抗議」「攻撃」に関わった「各宗派」として、日蓮宗、禅宗、黒住教、キリスト教とその具体名が挙げられている。²⁴ことに、日蓮宗については「就中岡山市の蓮昌寺、妙勝寺等の僧侶交々来り我教えを烈しく非難し」と、具体的寺院名を挙げ、日蓮宗僧侶との関係に特に苦心したことを伝えている。そこで、今少し小林が伝えている「攻撃」と日蓮宗僧侶との関係を、「復祭届」を用いてうかがうべく、御野郡内の復祭者を一覧表（「復祭届」の提出年月日順）にして示した（表2）「御野郡内復祭者一覽表」²⁵（参照）。

資料中の「明治二二年九月一五日付を以て、「…」内八名改式を申し出で」の文脈では、講社仮事務所設置（明治二二年九月一五日）以降に、復祭が行われたと読めるが、【表2】によっては、講社仮事務所設置以前に復祭が行われていたことが分かる。さて、明治二二年九月一五日時点で、日蓮宗寺院からの離檀者（復

「祭者」が六名、うち五名は妙勝寺の旧檀家であった。この五名に注目するならば、妙勝寺側においては、人びとの離檀に加担している小林の方が先に「攻撃」を仕掛けたと捉え、小林に対して行った行為については「檀家引き抜き」への対抗措置として認識されていたであろう。つまり、小林が伝えている「攻撃」には、事態を見る立場によって被害者と加害者の位置関係が入れ替わり得る不安定な要素が内包されている。資料の文脈における「攻撃」とは、小林の視点で捉えた事態の合理化であったと言える。そうとするならば、「攻撃」と表現した彼の心性が次なる論点となるだろう。

小林の心性を考える上で注目させられるのは、佐藤範雄から授けられた「歌」の影響である。小林においては、「歌」を授けられて以降、「論破」「撃破」という対抗的とも言える表現が用いられているように、「攻撃」を加えて来る相手と対峙した様子が伝えられている。そもそも、「歌」を授けた佐藤は、神道金光教会設立に先立つ明治一六年一月一日、広島神道事務分局の宣教師に任用されて以降、「大教宣布の詔」及び「神霊鎮祭の詔」等に基づく「惟神の大道を闡明」「国体精神の宣揚」という、国民教化の一端を担ってきた。その中では、明治一八年から二〇年にかけて、「大教宣布の詔」の解釈をめぐって仏教者と応酬する「神仏質問会」の場面も経験している。²⁰こうした経験を有する佐藤において、小林の状況及びその打開方途がどのように捉えられていたのか。このことは、神道金光教会が各地の復祭状況をどのように見ていたのかをうかがう手がかりともなる。では、佐藤が授けた「歌」と小林の対抗的姿勢はいかなる関係にあったのか。そこでまず佐藤範雄自身の復祭との関わりを概観しておく。

佐藤が語ったものによれば、彼の復祭は明治一二年ということである。²¹もともと、佐藤の復祭に関わってはその動機をはじめ時期（月日）など不明な点が多いが、伝えられている通り明治一二年とすれば、前章の石原銀造の事例

に関わつて述べたように、在所の神官の手によって復祭したということであろう。また、『信仰回顧六五年 上巻』によれば、明治一四年四月一四日に死去した実兄佐藤新五郎に与えられた諡号から神葬祭であつたことがうかがえる。また、彼は、明治一六年一〇月一三日には金光大神の葬儀（神葬祭）にあつて副斎主を務めている（斎主高橋藤吉）。その後、明治一七年四月には、佐藤範雄自ら広島県御調郡三原町の中島稻七宅にて復祭の祭事を執行したことが記されている。②⑧ 当時、国民教化の一端を担う立場にあつた佐藤範雄において復祭は、「人道第一の儀を敬神崇祖におく葬祭式改正」として意識されるものであり、神道宣教師・野田菅磨の随行巡教日程の合間に執行した中島家の復祭は、その具体的実践であつた。②⑨

佐藤範雄が小林財三郎に先の「歌」を授けた時期は、金光教御野教会資料から明治二四年九月初旬と推定される。佐藤は、明治二四年八月下旬より随行・神原憲弘（一八七二～一八九六）を従えて、岡山市方面の巡教を行っている。この巡教中、神道金光教会円山支所（岡山県上道郡円山村、現岡山市中区円山）にて説教を聞いた、上道郡操陽村大字倉富（現岡山市中区倉富）の野方若衛は、「愈本教の眞価を得たり」、「そして「国体の尊厳と教祖の教えと陛下の御誓文と改式の勅に感じ」たことよつて復祭を発意したと伝えている。③⑩ この野方の言葉からは、佐藤の巡教が先に述べた国民教化の一環として実施されていたことがうかがえる（野方は、明治二五年一月一九日に復祭を行っている）。

さて、その佐藤は、大正二年七月、第三教区（京都、滋賀、三重、福井）主催の「金光教祖伝講習会」において、「我金光教は決して他宗を譏^{マヤ}つて聞く道ではない」という金光大神の教えを語る中で、「他を誹^{マヤ}ると云ふ事は己れの狭きを告白するものであつて、拙なき事なり」と前置きして、その具体例に岡山県下の布教事例を取り上げている。③⑪ この時、佐藤は具体的な教会名等を明かしていないので、小林の事例との対応関係については保留しつつも、佐藤

が示した「金光教は教祖の神の教へられた有難き道の話が日々信者に話し切れないのであるから、他教派の世話までやく暇がないと申聞かせ」という対応指針に注目させられる。ここには他宗派に対していささか嫌味交じりでありながらも敵対的関係の回避が示されている。小林に授けた「からたちの茂れる中も切りはらい道びらきして人を通せよ」という一見勇ましくも感じられる「歌」、そして「之れを基とし、彼等に徹頭徹尾屈せず」という態度要請に比べて、「金光教祖伝講習会」の場で示した対応指針は穏健的と言える。

そもそも、「金光教祖伝講習会」の開催は大正二年であり、小林が「歌」を授けられた明治二四年から二〇年余が経過している。この対照の様相を、約二〇年間の佐藤の意識的变化として見ることもできるかもしれない。けれども、「金光教祖伝講習会」において、「本教教祖の流れ」「教祖の御神意」という金光大神の信仰を基調として佐藤が岡山県下の布教事例を語っている、その文脈との関係で敵対的関係回避という対応指針を見るならば、それは佐藤個人の見識にとどまらず、各地で復祭を勧め、「復祭届」を神道管長宛に進達する仲介的役割を担った神道金光教会としての個別の復祭状況に対する基本姿勢と捉えられるものであろう。そうとするならば、「論破」「撃破」などの小林に構えられた対抗的な姿勢の要因は、佐藤の「歌」によってと言うよりも、小林をしてそのように意識化させた状況との関わりで探られなければならないだろう。

小林は、結果的に「遂に各宗の大非難界を脱するを得たり」と述べている。そこに至る過程には、小林自身の踏みとどまりもさることながら、先の【表2】に示したような小林の身近な復祭者たちが、復祭後に、周辺者から反発等を受けながら帰壇しなかったことが関係していよう。例えば、復祭者の一人である野上仁十郎は、法華信仰が強い土地柄に生きて、「金光様などに参つたら講「法華講―引用者」の仲間から外される。ですから、夜中にそっと

抜け出して、大谷へ参り、そと帰って来る」と、周囲の目をはばかりながら本教信仰を営んでいた様子を、すなわち、野上にとつての本教信仰の営みが、日常生活に関わる仲間との関係に対する配慮を欠いては成り立たなかったことを伝えている。この野上も、復祭後に、周辺者から反発や懐柔を受けながら、帰檀しなかった一人である。

小林自身も復祭以前は日蓮宗門徒であつた。小林は、岡山県上道郡沖新田五番（現岡山市東区光津）の角南家（宗旨は真言宗）の長男に生まれた。三〇才の時に御野郡豊成村の小林家の養子となり、農業を営んでいた。「兄「小林財三郎―引用者」は日蓮宗の方にも相当信心をしていた。お題目を唱えると堂々としていた。養母の遺骨を携えて、九州の清正公様に千が寺姿で下つたこともあつた」という小林の実弟・角南佐之吉（一八五六―一九三三）による伝承をはじめ、「法華講の太鼓に寄進者の名前として小林財三郎などの名が記されています」との聴取記録などから、小林が養子入りして以降、養家の宗旨である日蓮宗の義務や交際の義理に関わる役割を果たしつつ信仰に励むことで、その共同体の中を生きようとしたことがうかがえる。

その上で、小林が、各宗派から受けた「攻撃」に関わって、特に日蓮宗僧侶との関係を強く意識することになつた要因を考えてみたい。小林の場合には、かつて共同体の成員として、その役割関係に生きた経験が大きく影響している。そして、このことは、資料に示されている「交々来り」という日蓮宗僧侶が頻々来訪した理由にも通じていよう。その共同体から離脱を図つた小林ならば、僧侶から非難される意味合いが、僧侶をしてそのような言動を取らしめる信仰的規範意識に及んで理解できたはずである。ゆえに、小林には、信仰的気概をもって新たな復祭者を生み出すことと、それがかつての共同体成員たちに対してさらなる「迷惑をかける」ことへの「負い目」という、矛盾する規範のジレンマ（板ばさみ状況）^{⑤⑥}が抱えられていたと考えられる。そして、復祭者が増加するに伴って、彼

のジレンマの度合いも強くなっていったであろう。

小林が復祭を知った経緯やその内容については不明ながらも、「はじめに」の引用資料にある「信者」が僧侶の発言によって動転した様子との関わりにおいては、「信者」に復祭を勧める立場にあった小林自身の復祭に対する認識の曖昧さを指摘することができよう。おそらく、自らの復祭に対する認識の曖昧さと相まって、他宗派関係者からの度重なる「攻撃」に対して的確な応答ができなかった小林は、明治二四年九月初旬、巡教で訪れた佐藤範雄に、当面している問題状況打開・解消のための具体的教示、支援を期待したのである。その佐藤から示されたのは「私たちの茂れる中も切りはらい道びらきして人を通せよ」との「歌」を基にした「彼等に徹頭徹尾屈せず」という態度要請であった。そして、「歌」を授けられて以降の小林は、「論破」「撃破」という、それまでの「攻撃」を堪え凌ぐ受動的あり方から、「攻撃」相手との関係を能動的に取り結ぶあり方へと転化している。

「歌」を契機に、小林には態度の転化が見えるものの、彼の復祭をめぐる認識に深化・展開があったとは考え難い。この「歌」をめぐる、転化した態度と深化・展開しない復祭に対する認識の関係に注目することによって、「論破」「撃破」という言葉が、それが「出来／不出来」という結果事実の意味においてではなく、小林の心性に生じた（翻り）を表現したものと捉えられる。さらに、「歌」を授けた佐藤が小林に求めた「彼等に徹頭徹尾屈せず」という強い態度要請は、他宗派関係者との対人関係のあり方を指し示すのみならず、そうした対人関係を含みつつ生起したジレンマに拘泥、沈滞する小林の心的状況に響くものであった。結果的に、小林は、佐藤から期待した具体的教示や支援を得られなかったものの、「攻撃」相手を状況展開に関わる積極的交渉の相手として見出し得たことによって、復祭に対する自らの手応えを獲得することになったと言えよう。その上で、「各宗の大非難界を脱するを得たり」と

いう記述との関わりで小林の事例を振り返るならば、彼にとって交渉の過程が、交渉相手に対してのみならず、自らにおいても復祭を新たに捉える機会であったと言える。その意味で、小林にとって、復祭をめぐる他宗派関係者から受けた「攻撃」は、新たな信仰に生きることを選び取った自らと、かつての「仲間」との、相反する二つの秩序の関係を再構築する契機であったと言えよう。そしてその媒介になったのが復祭であったということになる。

以上、本章では、復祭の〈事後〉の様相への関心から、他宗派との対抗的関係の視点で捉えられてきた小林財三郎の事例について、彼の心性に注目して考察を試みた。このことを通じて、伝承資料に内在化されていた彼のジレンマを析出すると共に、そこに包蔵された「負い目」を発端としつつ、周辺者と積極的な交渉関係を取り結ぶことによって、両者の関係が再構築される過程を論じた。次章では、小林の事例を通して示した周辺者との交渉関係を踏まえつつ、さらに、地域社会の生活秩序との関係において復祭がどのように実施・展開されていくのかについて、後月郡足次村大字川相の河合里宇一家が復祭後に受けた「絶交」の事例を中心に考察していく。

第三章 後月郡足次村川相地区における「絶交」、「団結」、「融和」

先祖を供養し、子孫永々の道を開くことを眼目とする者が行った復祭の決断・実施には、周辺者に対するいかなる配慮が伴われていたのであろうか。これは、復祭者において、一家の生存・生活に不利益（危機）を招く周辺者との摩擦をどのように捉えていたのか（回避しようとしたのか）という、復祭者と周辺者の関係把握の前提に関わる要点であろう。そこでこの点を、山下鏡影（一八七八―一九四八）が昭和六年の『金光教徒』紙上に「温故知新」と

題し、生家の信仰経緯等を述べた記事にうかがっておきたい。

山下鏡影の生家である岡山県川上郡黒忠村（現井原市美星町黒忠）の山下家は、山下鏡影の祖父・石造（二八二八〜）が、明治一九年旧一月二三日に復祭を行っている。^①もともと山下家は日蓮宗寺院（妙泉寺）の檀家で、山下石造は熱心な日蓮宗門徒であった。明治一八年旧六月、山下石造は、長思いを抱えた娘・カン^②（二八五五〜一九〇八）の代参として、東田光五郎（一八四九〜一九二九）が奉仕する岡山県小田郡大倉村（現井原市美星町大倉）の広前へ参拝している。山下は、この時、東田から聞かされた教えによって「妙法開眼の機」という、新たな信仰的境地を見出した。このことが山下家の復祭の発端として伝えられている。

山下石造が復祭への思いを募らせるにしたがって、山下家の復祭への動きは近隣の知るところとなった。そして山下を除く講内（組内）の者たちによって、山下家の動きについて情報を集約し、問題点を成員間で共通確認し、処置を決める寄合^③が、講内の集会所である「妙見様」の拝殿を会場に開かれた。その中で、山下家への処置がおおよそ「村ハチブ」に決まりかけた時、当日の寄合に呼ばれていなかった山下がその場へ出向き、次のような口上を述べたと伝えられている。

「…」承れば今回は、講内御一統、拙宅のことにつき、いかいご心配下さつての御相談との事、先ず以て厚く御礼を申し上げます。今はまだ昔の俣でおりますが、何れ寺へお暇申さねばならぬ日が来るかも知れません。それにつき、こちらから御相談申そうと思ひ居つた矢先でございますれば、幸いでございます。固より組交際、おろそかはないようにと念じ居りますが、村内神社に関係のおつとめ以外、宗旨によるものは一切お組外しを

願わねばなりません。これも御承知の次第で、是非ないことでござりますれば、お許しを願います（山下鏡影「温故知新」『金光教徒』第七六八号、昭和六年五月二二日）。

この山下の口上によつて、講内と山下家との摩擦は回避された。その要因を、講内の合意形成機関という「寄合」の性質、そして山下の口上に含まれている「固より組交際、おろそかはないよう」、「村内神社に關係のおつとめ」、これら三つの事柄を踏まえて整理しておきたい。

講内が、山下家の復祭について寄合を開いた要因に関わつては、生活秩序に関わる寺檀關係や先祖祭祀の変更を企てる山下家への不信感に発しつつ、復祭によつて講内が被る生活協同上の不利益が懸念されたと考えられる。山下が、従来通り、生活慣行に関わるつき合い、並びに氏神祭礼への継続的協力の意思を表明したことによつて、講内としては、復祭が講内の生活協同關係や、その精神的紐帯としての氏神信仰に影響しないことを確認することができ、山下家に対して一方的に募らせていた不信感も緩和することができた。このことが「集会有耶無耶の結末」^④という事態収束、つまり山下家に対する制裁を「見送る」という「総意」（合意形成）となつて表れている。この「総意」は、長年に亘るつき合いの経験から講内の動揺や不安を察知し、その勘所を押さえた山下の口上によつて生じ得たものであった。

21
ここに見た見た山下家の復祭の事例からは、講内という近隣集団、とりわけその生活協同關係をめぐつて緊張が生じたことがうかがわれる。また、山下家に対して、先祖の供養のことや檀那寺の存続問題を持ち出し、離檀を慰留していた僧侶や檀家総代との關係については、「寺からは自然除名」^④になつたと記されているように、寺檀關係の解消（離

檀は穩便に進んだようである。もともと、その要因に関わっては、檀那寺へ水田五畝一四歩を寄進したとの伝承も残されている。^④

以上、述べてきたことから、山下家の復祭が、不断の利害調整を行う講内の共同意思を斟酌しつつ行われたことがうかがわれる。復祭をめぐる周辺者との緊張感、ここに示した山下のみならず、復祭に関わった人びとの多くが経験したことであろう。山下石造の場合には、周辺者との関係悪化が懸念される事態に直面しつつ、寸前で回避している。その反面には、山下のような慎重な配慮を行ったにも拘わらず、周辺者から予期せぬ反発を受け、さらに、一旦こじれた関係の修復困難さを伝えているものがある。その一つが、次に取り上げる河合里宇の事例である。河合家は、復祭をめぐる組合から「絶交」を受けた。このことは、先行研究が指摘しているような、地域社会における信仰堂為（布教堂為）の継続、展開の困難さを例証するものともなっている。また、復祭をめぐる地域社会からの反発の様相へ関心を向けてきた要因に関わっては、本教の事例ばかりではなく、諸学における改宗に関わる研究成果からの影響も少なくなかったと思われる。^④ これら先行研究が示しているように、復祭（改式）が、周辺者との関係が絡むことで実施困難であったという指摘は理解できるものの、しかし困難さを指摘するのみで、復祭者と周辺者の双方にとっての、厳しい局面を生きたことの意味が考えられなければ、復祭をめぐる歴史の実態は捉えられないであろう。このことについては、復祭の事後的様相——この点については前章で少しく述べたが——、とりわけその帰結を踏まえた考察が必要不可欠と考える。そこで先ず資料を示しておく。

「……」[明治—引用者]二二年春改式祭を執行しけるが、是れ此村の嚆矢にして、この改式は旧檀那寺の疲弊を

誘致したりとて、檀徒有力者の扇動によりて七カ年間組合の絶交を受くるの奇禍を買えり。然れども同時に改祭せし数戸團結して屈せざりければ、遂に融和の期に達し却つて村内有志者の尊敬を受くるに至れり。〔…〕〔河合字豆道榮姫小伝』『芸備之靈光（増補版）』金光教芸備教会所、昭和四年、六六頁。（初版は、明治四二年）。

まず、右の資料の注目点を示しておく。復祭を契機に組合から「絶交」を受けたことを伝えているこの資料は、先に述べた山下石造の機転の利いた対応によって、「村ハチブ」の危機を寸前で回避した事例からすれば、対照的な結果を示している。両事例を比較することによっては、対照的な結果となった要因への関心も芽生えるが、ここでは復祭の帰結という事後的様相への関心から、河合里宇の事例が示す「絶交」をめぐって、特にその帰結として伝えられている「融和」に注目したい。

そもそも「絶交」とは、協同生活万般に亘って人びとの共同意思に反し、秩序を乱した場合に適用される制裁罰の一つであり、私刑が禁止された明治以降も生活上に協同作業を必要とする農村社会に残存したと言われる。^④その内容は、無期限で交際のいっさいを拒否し協同生活の仲間から除外するいわゆる「村ハチブ」と同等の処分と捉えられている。^⑤また、「絶交」を適用された者は、急ぎ改心し、仲介人を立てて寄合の席上で謝罪等を行い、早期解除を図ると言われる。^⑥河合家に「絶交」の制裁を科した組合とは、集落の区画単位（「小字」）に築かれた近隣関係である。それは、同じ「小字」内に居住する者としての地縁関係に加えて、川相地区の場合には、「株内」と呼ばれる古い血縁関係が密接に結びついていた。このような近隣関係から「絶交」を受けることによって、協同作業のことはじめ、生活に甚大な不利益を被るのは必至である。このような「絶交」の理解に立てば、復祭（離檀）によって、檀那寺を「疲

弊」させたことが「絶交」の理由とされた河合家の場合、その解除のためには、帰檀する必要があったと言える。しかし、河合家は帰檀していない。では、資料が伝えている「融和」とはどのようなものであったのか。

この「絶交」から「融和」の過程の把握に関わって、注目させられるのは「然れども同時に改祭せし数戸団結して屈せざりければ」の一節である。これは、組合の総意をもって成員（河合家）に科された制裁（「絶交」）に、組合外の同信者が関与したこと、つまり、河合家に対する「絶交」が、河合家単独の事態としてではなく、川相地区の本教信仰意識によって受けとめられたことを示しているよう。そこで、資料が伝えている「融和」の実態を、組合と河合家の関係にとどまらず、広く当時の川相地区の信仰展開状況との関わりで考察していくことにする。

そこです、川相地区^{④7}における本教信仰の展開状況について、河合里宇の入信経緯を交えて概観しておく。河合里宇は、川相地区の隣村・天神山村の藤井家に生まれた。一四歳の時に、後月郡足次村大字川相字官草にて農業を営む河合増太郎（屋号・峠前^{たわまえ}）と結婚する（この家は、高橋茂久平の母親の生家であった）。明治三年の記録によれば、川相地区には戸数一五五戸、人口七五二人が居住し（この戸数、人口は昭和三〇年代まで大きな変動はない）、そしてその殆どが農業を営んでいた（村内耕地の八五%が畑地）^{④8}。河合増太郎・里宇の嗣子栄太郎には持病があった。その治癒のために医療を尽くし、さらに神仏の加護にすがった。明治二一年冬、高橋茂久平の勧めにより、芸備分所へ参拝したのが本教信仰の始まりであった。川相地区での本教信仰展開の嚆矢と伝えられている人物として、足次村大字川相字栗元の河合嘉藤治（一八四四―一九一八）^{④9}がいる。彼の入信は、河合里宇の入信に先立つ明治二一年旧二月であった。この時、「家政苦境」^{⑤0}に直面していた彼は、実姉久田伊禰^{いね}の勧めにより、「近家の者二名を誘引して御本部へ参詣」^{⑤1}したと伝えている。明治二二年六月には、河合嘉藤治を講長、河合増太郎を副講長とする、神道金光教会第四番教

【表3】川相地区復祭者一覧表

氏名	住所	提出年月日	旧宗派・寺院名
河合嘉藤治	川相 21 番邸	M22.9.	日蓮宗円信寺
河合増太郎	川相 41 番邸	M22.9.	日蓮宗円信寺
河合新吉	川相 47 番邸	M22.12.20	日蓮宗円信寺
河合茂	川相 46 番邸	M22.12.20	日蓮宗円信寺
久田六三郎	川相 102 番邸	M28.8.10	真言宗成福寺
藤井森助	川相 216 番邸	M28.8.10	真言宗成福寺
久田繁太郎	川相 17 番邸	M28.8.10	真言宗成福寺
榊原八太郎	川相 35 番次 1 号邸	M28.8.10	真言宗成福寺
藤井伊作	川相 27 番邸	M28.8.10	真言宗成福寺
河合松吉	川相 28 番邸	M29.1.10	日蓮宗円信寺

区川相組が結成されている。さらに、河合嘉藤治は、村内の者から布教資格（無資格）を問題にされたことから、芸備分所の手続きによって明治三十二年一月五日付で教導職試験の資格を取得している（河合里宇も同日付で教導職試験を取得している）。

次に、「同時に改祭せし数戸團結」と伝えられている内容に関わって、「復祭届」から川相地区の復祭状況を示しておく。川相地区在住者から提出された「復祭届」は一〇件確認できる（表3）。「川相地区復祭者一覧表」参照。旧檀那寺別の内訳は日蓮宗円信寺（後月郡足次村川相）五件、真言宗成福寺（足次村大字吉井・現井原市芳井町吉井）五件である。次に「復祭届」の提出年月日別の内訳は、明治三十二年九月―二件、同年一二月二〇日―二件、明治二八年八月一〇日―五件、明治二九年一月一〇日―一件となっている。このうち、河合増太郎・里宇の「復祭届」は、明治三十二年九月に提出されている（なお、先の引用資料中の「三十二年春改式祭を執行」との时期的関係は不明）。これに続く同年一二月二〇日提出の二件（河合新吉、河合茂）は河合増太郎・里宇と同じ組合に属する人物であった。この二件の復祭との関わりで、河合家に対する制裁理由（「旧檀那寺の疲弊を誘致」を見るならば、そこには、河合家の復祭（離檀）のことのみならず、河合新吉と河合茂の復祭にも河合家が加担したと捉えている組合の認識がうかがわれる。「絶交」の制裁が科された時期は、河合新吉、河合茂の復祭後の明治三十二年末から翌年早々と推定される。

「絶交」によつて交際が断たれた影響は、「死生疾病盜難」といった非日常よりも、燃料にする木をはじめ、肥料・飼料にする草、屋根用のカヤなど、生活必需品を得るための共同管理の入会地の使用制限をはじめ、協同作業を必要とする田植えや稲刈りなど、日常生活に関わる領域において表れると言われる。^⑤「土地台帳」によれば、河合増太郎は組合内部でも上層に位置付けられる耕地（殆どは畑地）と山林（柴草山、松木山）を所有していたことが分かる。このことを踏まえれば、生活階層的には決して低くない河合増太郎を中心に復祭者相互が「団結」したということは、かえつて河合家が「絶交」によつて生活の維持・継続に関わる影響を受けていたことを示している。そして河合家は、「絶交」による影響を受けながらも、同信者間の相互扶助を得てか、「七カ年間」という長期間に亘る「絶交」の状況を、村外へ転出もせず、生活を維持・継続できたのである。

こうした「絶交」の状況下を河合増太郎・里宇が生きている一方で、第四番教区川相組の教勢状況は展開している。川相組が結成された明治二二年六月の時点で、その規模は、六五戸、三六七人になっていた。それは、河合嘉藤治が近隣数名と連れ立って大本社に参拝した明治二一年旧二月から数えて一年余の間のことである。さらに明治二二年一月末頃には、一一八戸、五四九名へとその規模はさらに拡大している。この暫く後に「絶交」が宣せられたと考えられるが、その後も、川相組の教勢規模は、結成初期の勢いではないものの漸次拡大を続け、明治二四年二月の時点では一六四戸、八〇六人に達している。^⑥これは、当時の川相地区全体の規模（戸数約一五〇戸、人口約七五〇人）に比肩、あるいは凌ぐ規模である。またさらに、教勢域についても、川相地区を基点に、近隣の山間部の村々へと伝わり、さらに広島県安那郡、神石郡へと伸張している。河合家が「絶交」に遭っていた「七カ年」の間に、川相組の教勢は川相地区にとどまらず近隣村、さらには遠隔の村に及び、村落有力者の帰依を集めながら展開していた。

川相組結成当初の急速な教勢拡大状況を間近に見ていた「檀徒有力者」や組合の者たちには、復祭（離檀）が寺檀関係を内在させた彼らの生活秩序を脅かす事態として把握されたと考えられる。彼らがそこで抱いた危機感とは、直接的には家の先祖祭祀を代替する新たな秩序の登場に対してであろうが、その前提には、組合の成員から復祭者（離檀者）が現れたという、つまり組合内部に生じた利害の不一致を、組合が用い得る手段を尽くしてなお回避できない経験をしたことよって、組合が有するヘゲモニーの弱体化が意識されていたであろう。こうした危機感の強さが、河合家に対する「絶交」という不寛容な制裁処分となつて表出されたと考えられる。

さて、その後の復祭状況については、明治二二年一月二〇日の河合新吉、河合茂以降、しばらく復祭者が表れていない。特に、組合が問題視した「旧檀那寺の疲弊を誘致」に関わる円信寺をめぐることは、明治二九年一月一日の河合松吉まで復祭者が表れていない。結果的に、川相組の教勢拡大は進んだものの、組合が当初危惧した大量離檀による寺院の衰退という事態は起きなかった。

以上、述べてきたことから、生活秩序に立脚する組合と救済実現を希求する河合家とが、積極的交渉を行わず、「七カ年間」に及ぶ緊張関係を生き延びたように見える。既に述べたように、この間に、川相組の教勢は大きく展開した。この展開過程にあつては、川相地区内における本教信仰に対する認知、理解が漸次的にせよ進み得たであろうことは想像に難くない。その上で、改めて、河合家が帰檀しなかった要因について考えるならば、河合家に即して、困難な状況を凌ぎ切つたという信仰信念的解釈が成り立つ一方で、組合が河合家に対して帰檀要求を貫徹しなかった可能性が浮かぶ。帰檀要求に応じない河合家の有り様を、行き詰まりをみせている、組合自らの生活秩序の側へフィードバックすることで、新たな秩序への可能性を見出した、つまり、組合に自己変容のダイナミズムが生じたと捉え

得るからである。資料の「融和」の文脈に相応しいのは後者であろう。組合と河合家の「絶交」の帰結を示す「融和」は、相互に異質性を認識することで生じた共振関係の成立と共に、復祭という行為が媒介となつて、川相地区に生きる者の生活秩序意識と信仰意識が賦活化されたことを伝えていると捉えられる。

おわりに

本論では、「人びとにとつての復祭」という方法的視角から、復祭に関わつて人びとの間に語り伝えられてきた資料を手がかりとして、その実態の様相を考察してきた。そこで、各章の内容に添つて、要点を整理しておく。

第一章では、人びとが復祭をどのような事柄との関係で捉えていたのか、その具体的様相の一端を金光宅吉や田中テツの事例を用いて考察した。ことに病氣回復という救済実現のために、近藤伊三郎を招聘する方便として復祭を用いた田中テツの事例では、復祭という制度的環境の中に自らを位置付けるのではなく、自らの生活の中に復祭を引き込んで捉えるという、当時の復祭者たちのあり方に通底するであろう、神道金光教会における復祭の発端の様相を示した。第二章で取り上げた小林財三郎の事例は、これまで彼の「攻撃」という表現から、本教信仰と既存宗教の対抗的關係構図で把握されてきたものであるが、本稿では、「攻撃」と表現する小林に抱えられていた「負い目」と、そのことをめぐるジレンマを析出しつつ、彼にとつて復祭をめぐる「攻撃」が、かつての「仲間」との關係を再構築する契機であり、その媒介項として復祭が捉えられることを示した。そして第三章では、河合里宇とその一家の復祭をめぐつて伝えられている「絶交」から「融和」の過程を通して、復祭と地域社会の生活秩序の關係を検

討した。ここでは、「絶交」をめぐる組合と河合家の関係が、当事者同士の積極的な折衝・折衷努力によってではなく、相互に異質性を認識することで生じる共振関係として捉えられることと共に、組合の側において河合家の復祭が、組合という生活協同関係に兆した機能的行き詰まりと、ヘゲモニー危機の状況から展開を囿る契機としてあった様相を示した。

以上の考察を通じては、制度的名辞や認識が先行する形で把握されてきた復祭を、人びとの信仰的欲動によって実質化される様相、すなわち、神道金光教会における復祭というものを復祭者、そしてさらにはその周辺者との関係によって成り立っていた様相において再把握した。別言すれば、神道金光教会の関与し難いところで実践・展開された復祭の実態が、結果的に神道金光教会を形作る一因としてあったといえる。このことから、個別の実践的様相の究明を通じて神道金光教会というものの歴史的属性に迫るといって、「教団」認識にも関わる新たな研究的パラダイムの可能性を提起することになったと考える。

もともとその一方で、本稿が問い残した課題は多い。とりわけ、第三章で述べた、生きるために生活秩序を頑なに守り続けることばかりではなく、生活のあらゆる場面や環境との相互作用によって変容することを厭わない、力動的な組合の様相には、それでうまくいかなければ元に戻す可能性⁵⁵が含まれている。このことに関わって、改めて、度重なる生命や生活の不安の克服のために様々な神々を勧請し、講を結んできた⁵⁶、本教信仰を展開させた一因でもある地域社会に生きる人びとの「生」の本然的意識との関係で、本教信仰の長期歴史的展開過程を究明することが、今後の布教史研究の課題の一つとなるであろう。

また、本稿では復祭を題材に取り上げつつ、「人びとはなぜ復祭をするのか」という、誰もが関心を抱くであろう

復祭動機について、そのことを伝えている資料の少なさと相まって、考察を深め得なかつた憾みがある。⁵⁷⁾ その他、神道金光教会が勧めた復祭に関わつて、葬儀をどのように意味づけ、執行したのかという本教の葬祭観把握に関わる課題⁵⁸⁾をはじめ、金光宅吉が「この世の改式改式と人は言うけれども、死しておる先祖を神に改式させておる氏子は少ない⁵⁹⁾」と語つたことにも関わる先祖祭祀、祖霊観のことなど、現代的関心に通じる課題領域が隣接してあるものの、本稿では筆者の力不足から論じ得ないままとなつた。今は、新たな研究に期待を馳せ、稿を閉じたい。

(教学研究所所員)

①神道金光教会時代の神葬祭への変更を指す用語には、「復祭」の他に「復式」「改式」などがある。「復祭」「復式」に含まれる「復」は、本来(神祭)に「復る」ということを意味する。以下、本稿では叙述の煩を避けるべく、神葬祭への変更を「復

祭」とし、また、復祭を行った戸主とその家族を「復祭者」とそれぞれ表現する。

②神道金光教会で用いられた「復祭届」の書式を示しておく。

復祭御届

私儀

中古以来〇〇国〇〇区(郡)〇〇〇町(村)〇〇宗〇〇〇(寺
院名)檀那ニ御座候処今般吾 明治天皇陛下ノ御詔勅
ヲ遵奉シ天地ノ公道タル惟神大道ニ基キ家族一同神祭ニ復式
仕候然ル上ハ敬神尊王愛国ノ大儀ヲ明ニシ皇民ノ本分ヲ尽度
赤心ニ御座候間此段謹テ御届仕候也

復祭者住所

復祭者氏名(印)

明治〇〇年〇月〇日

保証人住所

神道金光教会〇〇分(支)所

保証人氏名(印)

神道管長殿

③神道金光教会で用いられた「復祭賞詞受書」の書式を示しておく。

御受書

大道ヲ遵奉シ神式ニ復シ候段奇特ニ付賞詞候事

復祭者氏名

明治〇〇年〇月〇日

右謹而御受仕候也

復祭者住所

復祭者氏名(印)

明治〇〇年〇月〇日

神道管長殿

④「復祭届」及び「受書」に注目した先行成果として、北林秀生「神道金光教会における講社結核の展開とその特質」(紀要『金光教学』第三六号、一九九六年)がある。同論文では、復祭の成果が神道各派及び神道本教の教勢内容を示す指標であったことに着想を得て、その件数的把握を行い、研究対象時期の関係から明治二四年までに提出された約一八五〇件を分析した。さらに池上作「近代民衆宗教の伝播と地域社会―復祭届に見る金光教の地域的展開の分析を中心に―」(京都大学大学院人間・環境学研究科修士論文、二〇〇六年)では、本所が所蔵する「復祭届」のデータ入力を行い、それに基づいて地域分布(主には道府県単位)、年別の提出状況等を地理学的関心から分析している。

現時点(二〇二二年)の「復祭届」及び「受書」の入力データ件数は二八一四件である。ただし、既入力データの精査などの問題が含まれていることを付言しておく。

⑤神葬祭運動の歴史の実態については、村田安穂『神仏分離の地方的展開』(吉川弘文館、一九九九年)、櫻井治男『地域神社の宗教学』(弘文堂、二〇一〇年)を参照した。また、本稿では、宗教法令について梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史(近代編)』(東宣出版、一九七二年)を参照した。

⑥阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年、四四七頁参照。

⑦布教公認との関係で神道金光教会の組織化過程を論じた佐

藤論文では、組織実体形成上に勘案された「神道的要請」の一つとして捉えられた（佐藤光俊「擬態としての組織化―神道金光教会設立とその結取運動―」紀要「金光教学」第一八号、一九七八年、七九―八〇、八三頁参照）。また、神道金光教会の講社結取の歴史的地域の実態把握を試みた北林論文では、復祭者が地域共同体から反発を受けた様相に注目することから、地域社会における信仰営為、あるいは布教営為の継続、展開の困難さをうかがわせる事例として捉えられた（前掲北林「神道金光教会における講社結取の展開とその特質」四七―四八頁参照）。

- ⑧「布教史研究」奉修所資料二四六。この資料は、昭和二十三年、田淵德行（当時、金光教学院研究生）が、布教史的研究関心をもって、「岡山以東地区」の金光大神在世時の信仰者に関する人物並びに信仰系譜を調査・記録したノートである（この内容は「岡山以東地区に於ける教祖時代の伝道状況―備前布教史研究第一回中間報告―」（『金光教学』第四集、一九四九年）として発表されている）。引用資料は、小林元述（二八八七―一九五二）が父親小林財三郎等から伝え聞いた内容を、田淵が書き取ったものである。
- ⑨孝本貢「寺院と檀家の組織」五来重、桜井徳太郎、大島建彦、宮田登編『講座日本の民俗宗教（五）民俗宗教と社会』弘文堂、一九八〇年、一一〇―一一二頁参照。

⑩本稿では、「地域社会」について、「広い意味での再生産の場としての、人間が生きる基本的な場を総括的に把握する

ための方法概念」と述べる松沢裕作の議論を参考にした（松沢裕作「明治地方自治体制の起源―近世社会の危機と制度変容―」東京大学出版会、二〇〇九年、四―五頁参照）。

⑪前掲佐藤「擬態としての組織化」では、佐藤範雄が明治二〇年の近畿地方視察巡教を通して抱いた「本教統一上捨置けぬ事情」（佐藤範雄「信仰回顧六十五年 上巻」『信仰回顧六十五年』刊行会、一九七〇年、二〇八頁）という問題認識について、「依然として偏頗な教義理解をもって流行神化の傾向さえ示し、金光教会設立以後も旧態と何ら選ぶところのない布教の実態を看取しての実感であつたらう」（七九頁）と捉え、「神道金光教会条規」（明治二年三月）以後の状況が「結取された布教者に対しては、組織体における正統な信心の在り方の修得伝習が課せられ、「教風統一」とも言われる組織と教義の意義が徹底される」（八〇頁）過程として論じられている。

⑫筆者は、人びとによつて営まれた信仰実態と、「教団」「布教」等をめぐって統一的、均質的理解を促すマクロ的言説との間に生じる乖離や矛盾を研究的動機とし、それらが生じる要因を諸言説が成り立つ認識基盤に及んで問う方法態度を布教史研究と考える。このことに関して、先の拙論では、「村落社会」の視座で、金光大神在世中、各地に広前を設け、「神勲・神拝」を行い、金光大神の信仰を人びとに説き、伝えていた「出社」と呼ばれた者たちの信仰営為を考察した。

この考察を通じては、村落社会と本教信仰の関係、とりわけ村落社会の側からの支持を得て成り立っていた「出社」の実態を明らかにすることによって、布教者個人の信仰意識にとどまらない「布教」把握の可能性を示した。それと共に、神道金光教会時代の布教実態把握に対する歴史継起的関心から、村落社会に築かれた「社会関係」との緊張関係を保持して行われた復祭の実態の究明を、布教史研究の次なる課題として提示した（拙稿「明治初期村落社会における出社の信仰営為とその意味―磐梨郡鍛冶屋村・金光喜玉の事例に注目して」紀要『金光教学』第五〇号、二〇一〇年）。

- ⑬松沢光明「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」紀要『金光教学』第二六号、一九八六年、六二―六五頁、注
- ⑭参照。加藤実・荒垣寧範「浅尾藩領大谷村における氏神祭祀と神職金光河内」紀要『金光教学』第四七号、二〇〇七年、一一二頁参照。『金光教教典お知らせ事覚帳注釈』金光教本部教庁、一九八九年、三五八―三六〇頁参照。
- ⑮前掲櫻井『地域神社の宗教学』三三〇頁参照。ただし、「葬儀取扱者モ往々権謀ヲ以て自家へ勧誘スル等遂ニ浮薄ノ所業」の横行から、明治九年一月二三日（教部省達書第二号）、承認書授受制が復活する。しかしながら、明治十一年三月四日（内務省乙第二〇号）、再び承認書授受制は廃止され、神葬祭希望者が元の葬祭受持者と管轄庁へ通知する形式となった（前掲村田「神仏分離の地方的展開」二六四―二六八頁参照）。

⑯石原銀造は、上道郡円山村で取次に当たっていた東みき（一八三三―一八九六）の信仰的系譜につながら、明治一〇年頃、金光大神の広前に初めて参拝した。その後、金光大神から取次に専念するよう勧められるも固辞し、終生、農業を営み、そのかたわら取次に当たったと伝えられている（金光教教典人物誌）金光教本部教庁、一九九四年、四〇―四一頁参照）。

⑰大喜田喜三郎は、上道郡福泊新田で取次に当たっていた難波なみ（一八三二―一九一）の信仰的系譜につながら、明治七年頃、金光大神の広前に初めて参拝した。その後、難波なみの長女を妻に迎え、なみの広前でその取次を助けたと伝えられている（前掲『金光教教典人物誌』五六―五七頁参照）。ちなみに、彼は明治十一年二月に神葬祭となり、明治一八年一月三十一日には教導職試補に任ぜられた。明治二八年七月一五日、教師（訓導）を免ぜられた（前掲田淵「岡山以東地区に於ける教祖時代の伝道状況」一四七頁参照。橋本真雄「出社の成立とその展開（下）―教団組織の問題をめぐって―」紀要『金光教学』第六号、一九六三年、注⑬参照）。

⑱この大喜田宅の説教について佐藤範雄「信仰回顧六十五年上巻」には、以下の通り記されている。

明治一六年春、上道郡福泊村大喜多^{マツノミヤ}三郎氏、教祖の御許に参詣して、余に説教してくれるようにと直々願いたりとして、教祖「繰合せて行つてやるかの」と宣いし事ありて、そのままに経過し居けるを、教祖御帰幽後広島

県下備中等の道の順序の出来たる事を聞きて、大喜多氏^{ウツタ}書面にて尋ね来り、面会の上にてと返事せしに、早々来りたれば、諸般の打合せをなし、出張する事となり、一月二六日御領出立、山本音八の人力車にて備前上道郡福泊村大喜多^{ウツタ}熙三郎氏宅に着、二七日開教す(前掲佐藤「信仰回顧六十五年 上巻」一〇六―一〇七頁)。

なお、「信仰回顧六十五年 上巻」によれば、一月二七日の大喜田宅での開教後から二月上旬にかけて、上道郡沢田村(現岡山市中区沢田)の長塩正雄の自宅、岡山区(現岡山市)の秋山米造、山本金三、三宅某宅で、それぞれ開教した他に、上道郡光津村(現岡山市東区光津)の沖田神社、岡山区栄町の神宮教本部においても開教している(前掲佐藤「信仰回顧六十五年 上巻」一〇七―一〇八頁参照)。本稿では、石原と大喜田が取次を請うた、東みきと難波なみの信仰的系譜(大森うめ(一八三三―一九〇三)を考慮して、本論のように推定した)。

⑱この資料は、近藤栄次郎が、父親である近藤伊三郎から聞いた明治二四年頃の横浜布教着手の経緯を、昭和三三年頃にまとめたものである。

⑲置屋経営者・田中テツの生活の考察に関わつては、東京新橋で芸者置屋を営み、後に置屋を廃業し、本教教師となる長谷川まつ^{マツ}の信仰過程を論じた先行研究(高橋晴江「家」稼業」の変容と信仰―長谷川まつに見る明治期東京布教の「側面」―紀要「金光教学」第三九号、一九九九年、九九―一〇一頁参照)の議

論を参照した。

⑳前掲近藤「上野教会沿革と初代教会長信仰の動機」。

㉑福田助次郎の信仰経過等については「あつまの道のいしすえ」(金光教東京都教会連合会、一九八八年)を参照した。

㉒前掲田淵「岡山以東地区に於ける教祖時代の伝道状況」一四八―一四九頁参照。前掲北林「神道金光教会における講社結取の展開とその特質」注⑩参照。

㉓小林財三郎「余が信仰経歴」(「御野教会成立の概要」布教史御野三九。以下、該当部分を引用しておく)。

「……斯くて明治二二年九月一五日付けを以て、神道金光教会講社仮事務所設置の許可を得、愈百姓を全廃し、講社約五〇名(重なるは野上仁十郎、向井源三郎、人見助五郎、河内亀吉、露無喜久次郎、秋田瀧造、岡田力松、吉原勘吉)を以て御講を組織す。此講社加入方に付き「今日迄は厄介に相成候も、此度神道金光教に服するを以て、其旨を心得らる可し」との文意にて、 「脱―引用者」へ通達せしに、かの日蓮宗・禪宗の僧侶其他北方約一里を隔つ上中野に本部を構えたる黒住教又南方福田村に教会所を設置する基督教等各宗の抗議酷しく就中岡山市の蓮昌寺、妙勝寺等の僧侶交々来り我教えを烈しく非難し、攻撃を受くる事約三カ年に及ぶ。此間現任佐藤「範雄―引用者」教正我に「からたちの茂れる中も切りはらい道開きして人を通せよ」の歌を授けられ、之れを基とし、彼等に倣

頭徹尾敵いせよと教えられしかば、一層の勇氣を鼓舞し、大いに論破せり。我れ文字を解せず心には甚大なる苦痛を感じつつも尚屈せず金光の二字を楯とし、彼等に向かい、又御一心して御裁伝を頂き、自由自在に撃破し、遂に僧侶達の大非難界を脱するを得たり。明治二五年仮事務所を説教所と改名され、明治三十一年一月一日を以て教会所たる事を允許さる。

②4 小林はこれら宗教宗派から「攻撃」を受けたと述べている。このうち黒住教とキリスト教との関係については、本稿が注目する復祭とは異なる背景や要因が予測される。

②5 浅野金五郎の「復祭届」には、氏名と住所しか記されていないため、【表2】の提出年月日、旧宗派・寺院名の項目を空欄とした。なお、【表2】における浅野の掲載順は、彼の「復祭届」の綴じられている順番が人見助五郎の後（野上仁十郎の前）であること、住所が人見宅に「同居」となっていることを勘案したものである。

また、吉原勘吉については、「復祭届」の提出年月日（明治二年五月一七日）から、小林が「各宗の大非難界を脱」した後に行われた復祭と考えられる。よって、以下の考察対象からは除外した。

②6 前掲佐藤「信仰回顧六十五年 上巻」一〇七〜一〇八、一六一〜一六四、一六九〜一七三、一九七〜一九八頁参照。

②7 佐藤範雄（述）『吾生立の概要』金光教芸備教会神徳書院、

一九五二年、七二頁参照。本書は、昭和六年六月一八、一九日の佐藤による講話の記録である。

②8 前掲佐藤「信仰回顧六十五年 上巻」九二頁。

②9 前掲佐藤「擬態としての組織化」一〇七〜一〇八頁参照。

③0 「説教録（明治期）」布教史御野一六〇。同資料から、佐藤範雄の巡教（随行・神原憲弘）に関わる箇所を抜粋しておく。

明治廿四歳九月一日より三日まで、せいきよお相成り時天地の道理又人の恵みたるの事。

すなわち人と又ば（方物イカ）人もつまでの事。我やお互いは神気神徳の中に生かされておるものでありますとのせいきよお

随行 神原
宣教師 佐藤

③1 「教会沿革史」布教史操山五。

③2 このことについて、「金光教祖伝講習会」で佐藤が語った内容を以下に示しておく。

「……先年、岡山県下の或教会長が余の所に来りて云ふに、「先生「佐藤範雄―引用者」、吾教会はおかげで日に盛大でありますので、仏耶二教は申迄もなく、神道の或教流の者迄、吾が信者に向かつて悪口します。今日は或信者来りて云ふに、「昨日親の法事を営みましたが、檀那寺の住職が来りて、私内に祀りてある金光様の神前を見て、言語道断に親族の居る前にて誹るやら悪口するやらして、肝心の経を読む事はそち除けの有様でありましたので、

私は家内中申合せて祖先の祀も今から金光教の式に祭りかへやうと思ひますが、何分余りの事をいひましたら、先生に一応伺つて、檀那寺へ行つて一談判して見やふと思ふ」とて、今日は私、教会にて待つて居りますが、何んと答へてやりませうか」と尋ねるから、余は左の如く答へた。「お寺方や耶蘇教の人、又神道の他の教会の方々はお閑だから他の道の事まで彼是れお世話が出来るが、金光教は教祖の神の教へられた有難き道の話が日々信者に話し切れないのであるから、他教派の世話までやく暇がないと申聞かせ」と言つた事がある。此通りを其他教者に向かつて志きりに信者が云ひ出してからは、吾教を誹り居りし声が止みました。此れ是れが本教教祖の流れを汲む金光教を信仰する人の態度である。此れ本教が他宗教派の道の開き方と異なる所で、これにて教祖の御神意は悟れるのであらふ。「…」（佐藤範雄「教祖伝講義」一九一三年、二九―三二頁）。

③③「宇野西・中利・土岐・九幡・田ノ口・御野・広江・操山調査資料」金光大神資料一〇二三。

③④理解Ⅱ角南佐之吉（五一―）『金光教教典』金光教本部教庁、一九八三年、六〇〇頁。

③⑤前掲「宇野西・中利・土岐・九幡・田ノ口・御野・広江・操山調査資料」。

③⑥長井真理「村八分論」飯田真編『岩波講座精神の科学八』

治療と文化』岩波書店、一九八三年、三六七―三七四頁参照。

③⑦なお、山下家の復祭をめぐる経緯等については、山下鏡影が、昭和六年の『金光教徒』紙上に「温故知新」と題して、生家の信仰経緯等を三八回に亘つて連載した記事と、川上幸一「黒忠の曙光」（金光教黒忠教会開設百年記念誌編纂委員会編『岩をも通す―金光教黒忠教会百年記念』金光教黒忠教会、一九八七年。川上幸一が調査しまとめた「黒忠教会六〇年史」から抜粋、掲載したものを参照した）。

③⑧彼女は、後年、教導職試験の資格を取得し、黒忠において取次に当たつた（前掲『岩をも通す』参照）。

③⑨横井清「中世民衆の生活文化（上）」講談社学術文庫、二〇〇七年、五七―五八頁参照。

④⑩前掲山下「温故知新」。

④⑪同右山下「温故知新」。

④⑫前掲川上「黒忠の曙光」二七頁参照。

④⑬小口偉一が、宗教と「村八分」の関係を論じた中で取り上げた、長野県小諸市の「丸山教に入ると村はちぶにあうので、改宗することができない」と、「改宗しない」理由を語つた天台宗寺院檀家の証言からは、改宗をめぐる緊張感と、「改宗する」ことの困難さが窺知されよう（小口偉一「宗教集団における封建遺制の問題」日本文科学会編『封建遺制』有斐閣、一九五一年、九八頁）。さらに、例えば、小栗純子は、改宗し

た者が旧檀那寺からの埋葬拒否、地主による田畑貸与拒否など、度重なる「いやがらせ」を受け、結果的に「天理教の信仰を捨てる」に至った事例を取り上げている(小栗純子『日本の近代社会と天理教』評論社、一九六九年)。

④前田正治『日本近世村法の研究』有斐閣、一九五〇年、九二～九四頁参照。塚本学『生きるための知恵』塚本学編『日本の近世(八)―村の生活文化―』中央公論社、一九九二年、三〇七～三〇八頁参照。

⑤竹内利美による村落社会の制裁罰の類型では、「絶交」と「村ハチブ」が同類として示されている(竹内利美『村の制裁』『社会経済史学』第八巻第六号、一九三八年。ちなみに、ここで示された制裁形態は以下の通り。①追放、②絶交―村ハチブ、③財物没収―過料、④禁足及禁慎、⑤体罰と暴行、⑥見懲しと賤役賦課、⑦諷刺的制裁、⑧陳謝、⑨面罵と蔭口。さらに竹内は、これら制裁形態を類同別に「追放、除名絶交(村ハチブ)・財産没収(過料)・陳謝」の四つに整理できると述べている(竹内利美『ムラの掟と自由』坪井洋文編『村と村人―共同体の生活と儀礼―』小学館、一九八四年、二六九頁参照)。

⑥田岡香逸『村八分と追放について』『地方史研究』第二二号、一九五四年、二～三頁参照。前掲竹内『ムラの掟と自由』二七一～二七二頁参照。

⑦後月郡足次村大字川相は、明治二二年の合併までは川相村であった。本稿では、叙述の煩を避けるべく、旧川相村域

を「川相地区」と表現する。なお、川相地区の概要については以下の文献を参照した。岡山大学地域研究会編『芳井町誌』芳井町誌刊行委員会、一九七二年。井原市史編纂委員会『井原市芳井町史 資料編』二〇〇七年。同『井原市芳井町史 通史編』二〇〇八年。

⑧河合里宇の信仰経歴については、次の文献を参照した。「河合宇豆道栄姫小伝」『芸備之靈光(増補版)』金光教芸備教会所、一九二九年、六五～六八頁。『金光教与井教会開設百年の歩み』金光教与井教会、一九九四年。

⑨ちなみに、農業以外の職業としては、医師(三戸)、大工(二戸)、石工(二戸)、水車稼(三戸)、木履挽(二戸)の計九戸(前掲岡山大学地域研究会編『芳井町誌』一八〇頁)。

⑩河合嘉藤治の信仰経歴については、次の文献を参照した。「河合嘉藤治大人小伝」前掲『芸備之靈光』。「河合嘉藤次」『先覚二十師』金光教徒社、一九八三年。前掲『金光教与井教会開設百年の歩み』。

⑪前掲『河合嘉藤治大人小伝』一〇九頁。

⑫前掲『河合嘉藤次』『先覚二十師』二二六頁。

⑬栗山一夫「農村に於ける封建習俗の残存と崩壊」『家族研究 論文資料集成―明治 大正 昭和前期編―』(第一五巻、クレス出版、二〇〇一年、四八四～四八五頁参照(本論文は『唯物論研究』第五四号(一九三七年)に掲載)。前掲塚本『生きるための知恵』三三四～三三五頁参照。

⑤4 川相組の戸数、人員数は「講社結収人員録 第一号」(管長家資料一八一二)に拠った。

⑤5 このことについては、「圧力をうけたシステムが、以前の発展段階において支配的かつ適切だったパターンに戻る」とことを意味する「退行」を参照した(タルコット・パーソンズ『宗教の社会学―行為理論と人間の条件第三部』勁草書房、二〇〇二年、一五七頁参照)。

⑤6 櫻井徳太郎「講の成立と展開」『櫻井徳太郎著作集第八巻―歴史民俗学の構想―』吉川弘文館、一九八九年、二五九―二六〇頁参照。

⑤7 本論では、田中テツの事例以外では、僅かに石原銀造や野方若衛らにとつて、佐藤範雄の「大教宣布の詔」及び「神靈鎮祭の詔」等に基づく説教が復祭を発意させる契機であったことを示した。それとて契機となった事柄を示したのみで、資料的制約からその具体的内容には踏み込めていない。この点に関して、予測的に言えば、石原らの場合には、「大教宣布の詔」や「神靈鎮祭の詔」の内容もさることながら、佐藤自身の復祭の経験に触発された可能性が考えられる。加えて、佐藤の説教の影響を受けた復祭者の存在が多数考えられることから、明治一二年と伝えられているものの、その月日や経緯など未だ詳らかでない佐藤の復祭の経験の究明が俟たれる。

⑤8 この課題に関わっては、明治一四年一〇月三日内務省達成

第三号(「教院・教会所・説教所等にて葬儀執行、衆庶参拜のこと禁制の件」)による、教導職が受け持ちとする教会所等での葬儀執行禁止と、明治一七年一〇月四日太政官布達第二五号(「墓地及埋葬取締規則」、特に第六条「葬儀は寺堂若くは家屋構内又は墓地若くは火葬場に於て行ふべし」)の關係について、「教会での葬儀が可能であっても、主神の鎮祭が認められていない制度的齟齬を来している」と先行研究(大林浩治「一教独立とその課題―佐藤範雄の宗教法制度化要求―」紀要『金光教学』第三七号、一九九七年、注②参照)が指摘している問題の実態的究明がまず必要となるであろう。

⑤9 「金光四神言行資料集(四)―杉田政次郎一〇四―」紀要『金光教学』第三五号、一九九五年、二四一頁。

「申し渡し」の覚」登場背景に浮かぶ家族

—お知らせの反復に注目して—

白 石 淳 平

はじめに

一つ、諸けいこ、子供、なにか決まりかたの書付いたし、申し渡し候。家内、子供中。癸酉十二月十日仰せつけられ候。

〔覚帳〕17―32―3

これは、金光大神家族に何らかの「書付」を申し渡すことを促したとされる明治六年癸酉十二月十日のお知らせである。このお知らせを受けて書きあらわされたと考えられているものが、「申し渡し」の覚」と呼ばれている資料^①である（なお、これについては本論において詳しく論じていくこととする）。何故そう考えられているかと言えば、このお知らせの日付と、「申し渡し」の覚」に記される日付が符合するからである。この「申し渡し」の覚」は、日常生活諸般に関する事柄、例えば子女たちの手習いや縁談、また木綿の取り扱いなどについて記されており、いわゆる家訓^②のような体裁や内容が確認できる。

注目したいのは、この「申し渡しの覚」に確認される内容が、この時期の「覚帳」中の、家族に向けたお知らせの内容と近似していることであり、またそこでのお知らせの多くが、家族に対して与えられた神号の記述に伴って記されていることである。

周知の通り「覚帳」では、明治元年における「生神金光大神」との神号の明示に伴って、家族へ神号が付与されていた。しかし、その後家族の神号は一旦見かけることはなくなり、再び明示されるのが明治五年のことになる。興味深いのは、その再明示が、家族の暮らしに関わる諸事について詳細に示されたお知らせの後段でなされているということである。そしてこのお知らせは、「申し渡しの覚」の構成と近似するのである。

本稿は、このように、「申し渡しの覚」の登場背景に窺える金光大神家族の暮らしと家族へ付与された神号との関連を、「覚帳」の記述と「申し渡しの覚」の構成や内容に検討していくこととする。その場合の検討のポイントは以下のようなものである。

従来、金光大神家族への神号付与は、金光大神の信心が拡充・展開していくことにおける家族の役割への願い、あるいはその内実が調うこととの関係で捉えられており、その結果神号の意味には、現実の家族の状況に即して信仰内実の「高まり」が読み込まれることにもなってきたと言える。^③しかし、ここで検討したいのは、神号自体の意味というより、明治元年に付与された神号の再明示の記述に前後して、繰り返し、生活諸般の具体的な指示がお知らせとして告げられていたという問題である。お知らせが、家族の具体的ありように関わって繰り返し示されるという、「反復」から捉えるとき、人間の現実へ向けて何かを「知らされる」という事態の深刻度が考えられるだろう。つまり、お知らせの「反復」は、それほどまでに繰り返し知らせなければならぬという、神の意向の深さ、強さ

を湛えており、それは、金光大神におけるその感受、すなわちお知らせの「受け止め」の問題を考えさせるものと言えるのである。反復された事実は、金光大神自身に即して考えるならば、当然、信仰内実の「高まり」と解すことも可能だろう。しかし、当のお知らせが向かうのは金光大神を含めた家族の暮らしであり、重要なのは、現実の暮らしを生きる金光大神にとっての家族の問題化が、一人金光大神にとどまらない事態としてある、ということなのである。それは、信仰の「高まり」に見合うということでは見過ごされる、むしろ現実の家族を前にしての事態が、神にとっての問題の深刻化、急迫化を意味するものであったことを示唆するのではないか。^④

このことを問うべく、以下第一章では、神号付与によって括り出される家族の意味を、第二章では、神号付与と家族の暮らしとの関係を、それぞれお知らせの「反復」と、金光大神におけるその「受け止め」の問題から検討する。それを踏まえ第三章では、具体的現実との関わりで「申し渡しの覚」の構成・内容を見ていき、それが「覚帳」におけるお知らせの問題にどう反映しているのかを考察していくこととする。^⑤

なお、本稿引用の資料は、『金光教教典』所収の「お知らせ事覚帳」〔覚帳〕と略記)「金光大神御覚書」〔覚書〕と略記)における章―節―項番号をもってその該当箇所を示し、原典におけるその表記について言及する場合は『金光大神 お知らせ事覚帳』(金光禎正、一九八三年)所収の写真資料を図示した。また、本文における年月日は「覚帳」の記述に準じ旧暦で示した。

第一章 神号付与とお知らせの位相

i 神号付与という事態

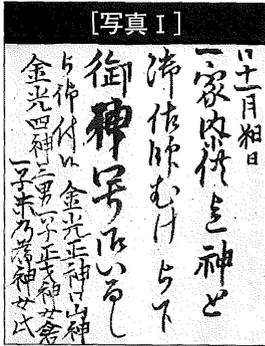
同じく十一月朔日、

一つ、家内、子供まで、神とお差し向けください、ご神号お許し、仰せつけられ候。金光正神、同じく山神、金光四神 三男、一子正才神 女くら、一子末為神 女この。

(「覚帳」12—16—1—2)

既に述べた通り、金光大神家族は、明治元年においてその神号を名指されていた。右に引用した記述に、そのことが窺えるわけだが、この記述に該当する原典(写真版)の表記(上掲「写真I」)は、家族に対して神号を付与されるという事態そのものの意味を考えさせる。^⑦

見ての通り、「神号」の文字が他よりもとりわけ大きく力強い筆致で記されており、家族それぞれの神号については、その横に小さな文字で添えられたように示されている。このことは、「神号」の内に家族を包み込むかのような表記のありようとして捉えられるのである。つまりこのお知らせは、現実を生きる家族が、神号によって神から名指される「家族」であつたということを知らせることになり、その意味で、お知らせの志向対象としての「家族」が金光大神の意識へ向けて括



り出された問題を考えさせるのである。^⑧

このように、「神号」の文字は、金光大神におけるお知らせの「受け止め」の、「感度」を考えさせる問題としてある。すなわち、お知らせの文字の大きさは、「そのように知らされたこと（事）」を意識化させられたことを窺わせ、神が知らせてきた、「こと」の重大さ」を物語っている。それにより、現実の家族を見直す動きが促されていくであろうことを推察させるのである。もちろん、記述からは神号付与によって「家族」が対象化されたことぐらいしか読み取らせないのであり、その限りでは、付与されたことが金光大神にどう影響したかはわからない。とはいえ、神号の付与によって対象化された「家族」は、記述にもたらされたお知らせの意味内容ばかりではなく、神号を付与されるといふ事態が現実の暮らしへ向けてもたらした影響を注目させよう。

以下、お知らせの志向対象として見ていく際には、家族を括弧付きで表記する。

ii 家族の二重化

では、明治元年において神号を名指されたことによって、その「家族」がどのように意識化されていくことになるのだろうか。そしてそれが、家族の現実の暮らしにどのように響き合うことになるのか。このことを考えていくためにも、ここではまず、金光大神において「家族」が意識化されていく様相を、暮らしの事柄に関わって繰り返して示されるお知らせに窺ってみたい。

家族への神号が再明示される前年にあたる明治四年以降には、暮らしに関わって以下のような記述が窺われる。

【明治四年八月四日】

八月四日仰せつけられ。

一つ、麦買うことすな。此方のありたけに食べ。子供に唐臼ふませいでもよし。家内中に米を食べさす。手習い、本読み、そろばん、しだいに、した者から教え。

〔覚帳〕15―8

【明治四年十二月四日〜十日】

同じく十二月四日仰せつけられ候。

一つ、始終仕合わせ。何事も世話苦にすな。実意いたし。きょうといことも、こわいこともなし。どのようなことあつても逃げることなし。何事も人に頼むと言うな。

娘縁のこと、たとえ三十になりても、いかず後家と言われても、苦しゅうなし。人の言うこと苦世話にすな。めいめいの考え。神は先を樂します。寿命長久、末繁盛頼み。

同じく十日早朝仰せつけられ。

一つ、金光大神社でき、何事も神の理解承り、承服いたせば安心になり、神仏とも喜ばれ。親大切、夫婦仲よ
うに、内輪むつまじゅういたし候。

〔覚帳〕15―11〜12

【明治五年一月二十五日】

壬申正月二十五日、子供縁談のこと、一人もよそへはやらんと、きょう言い切り。何事も法どおりにはさせず、

これらの記述では、金光大神家族の具体的な暮らしの事柄から家族間の関係や子女の縁談の問題にまで及んだ内容が示されている。このような記述がなされた当時の状況としては、浅尾藩における神職の等級廃止、そして金光大神についての不評の広がりといった問題が維新の社会変革が進む中で浮上していたことが確認される。従来解釈では、それら問題に直面していた金光大神家族の現実状況への不安に即応するかたちで示されたのが、これら記述におけるお知らせであったとされる。^⑩

確かに、現実の問題に対応したお知らせの内容からすれば、現実との即応性としても捉えられよう。そうとして、ここまで見てきたように、これら記述で神からのお知らせが向けられる「家族」の対象化には、明治元年における神号付与という事態が、その前景として浮かんでいたのであった。このことから、暮らしに関わるお知らせを感じさせるところで、既に明治元年の神号付与によって「家族」が対象化されたことの意味が、現実へ向けてあらわになっていく事態を迎えていると考えられるだろう。お知らせの内容からすれば、お知らせによって家族の暮らしに関わる事柄への目を開かせていくという問題であるが、お知らせとしてあらわれ、それを受け止めることからすれば、別の意味も含んでいよう。どういうことか。

45

まずお知らせの内容レベルでは、明治元年における家族への神号付与は、家族に対して何らかの役割が与えられたこととして捉えられよう。しかしそれだけでは、何らの現実味をもたず、神号を付与されたという事態のインパクトのみが際立っているに過ぎない。しかし、やがて暮らしに関わってお知らせが繰り返されていくことで、現に

その暮らしを生きていくことにおいて、そこに注がれる神の眼差しの意味があらわになるのであり、それを意識しつつ金光大神は、現実の家族に向き合うことになる。それは反対に、神号を付与された者としての「家族」と現実の家族とが二重写しになって金光大神に意識されることをも意味したと考えられるのである。

以上のことは、神号による名指しが、それまで自明で問題にもならなかった家族の成員に向けて、存在論的な二重化を迫るものとしてあったことを気付かせる。そして、神号付与という事態をこのように捉えるところからはさらに、実生活の上で、「家族」という事柄に神の眼差しが注がれる意味を受け止めていく問題が考えられよう。これについては、以下の考察で詳しく見ていきたい。

iii 現実の「亀裂」に顕在化する位相差

「はじめに」でも少しく触れたように、明治五年十二月十五日には、再び家族の神号を伴って次のようなお知らせが示されていた。

同じく十五日仰せつけられ。なんにも氏子供え物でよし。

一つ、もちつき、正月かざり、いらす。年ぶん注連あり。幟、内へみな立て。祝い、祭り、人なみにするにおよばず。食べることにはなになりともこしらえて食べい。

一つ、たいこ打つにおよばず。

一つ、新正月十五日が十七日に当たり、申十二月。十七日には門の鳥居とり納めおき。

一つ、買い物、見ず知らずの物買うな。

一つ、魚たりとも、入用なら、十匁の物二十目でも買え。値切ることすな。

一つ、生きたる物、いかい飼うな。骨がおれる。

一つ、衣類、諸物の物、むたいに買うな。買うてよき物は神が買うてやる。

一つ、物見聴聞のこと、むたいにとび出な。時の見合わせでまいり。世間の人は命延ばしと申し、出。

一つ、此方には神がおるから、命延ばしにはおよばずこと。

金光大神社、一子大神親夫婦、子供、正神、山神、四神、正才神、末為神とまで五人、神に用いてやり。妻常住かぜひきと申し。このうえ神の言うとおらせねば、病氣、病難、はやり病氣まであるぞ。壬申十二月十五日。

〔覚帳〕 16―26―27

ここには、家族の生活諸般に関わる細かい指示が、一打ち書きで、主に「くするな」といった旨の命令形をとって記されている。ここでの「壬申十二月十五日」は新暦における一月十三日にあたる。当時、同年十一月における太陰暦を廃し太陽暦を頒行する旨の太政官布告によって、明治五年旧十二月三日を六年新一月一日とする、いわゆる改暦がなされていた。この改暦をはじめとする維新期の社会変革が、この大谷村にまで及んで広く人々の生活に動揺を来していたことは、これまでの研究においても着目されてきた問題である。^⑫このことからして、この記述が新暦でいえば明治六年の一月十三日に「仰せつけられ」たものであり、「新正月十五日が十七日に当たり、申十二月」ということからすれば、ここに記された一つ一つの指示内容は、新暦の正月を経た時期にあつて、やがて迎える旧

正月へ向けて示された心構えについてのものであると、ひとまずは考えられるだろう。つまり、一見すると、改暦によって生じた二重の正月への動揺を解消すべく示された神の論しのように解されるのである。

しかし注目すべきは、先に述べたようにこれら指示の後に続いて示される家族への神号付与に關わる記述である。ここまで見てきたように、暮らしに關わるお知らせが繰り返し示されていたことは、明治元年における神号付与の迫りと、それによる「家族」の意識化との關わりで感知されていたと考えられる。ここでの指示もまた同様であるとする、そこにおいて神号が再明示される意味を、どのように考えることができるだろうか。

これらの指示が再び繰り返されたという点からすると、既に述べたように、現実状況との対応性という側面よりもむしろ、現実を生きる家族を捉えさせるべくもたらされていたという事態のありように注目させられるのである。ゆえにここでは、その上でさらに捉えさせることと、現実状況下の家族との關連性が問われなければならない。しかも、その現実上において捉えられる家族と、神号を付与された「家族」は、異なる位相に位置することはもちろんであるが、その上でなお家族への神号が再明示されることは、そのような位相の異なりを決定づけるものとして把握することができるのである。

その意味で、神号を付与された者として神に直に掴まれてありながら、維新の変革期における日々の生活のありようが問題化されるこれら記述は、変革に対する動揺を静めるといふよりも、その動揺にさらに追い打ちをかけさえもするような二重性、あるいはその二重性を決定づける「亀裂」をこそ色濃く刻印させるものとしてあるとも解せられるのである。それは、^⑭ 神的事態と人間的事態の交錯の内にその存在を二重化されるとも言うべき「家族」の問題化のあらわれとして、^⑮ 明治元年における神号付与の意味へ遡って振り向かせるものと言えるだろう。それほどに、

位相が異なるようにさえ見受けられる言葉が並列して記されていくことからするならば、現実の家族に対して「知らされる」ことの意味を求める方向性でお知らせの内容が聴き受けられていたのであり、そのところで、金光大神にとつての神号の意識化がなされていたと言えるのである。^⑬つまり、明治五年における神号の再明示は、神号付与によつて「家族」が対象化されたことの意味を暮らしの問題を通して金光大神に問うものであったと考えられるのである。

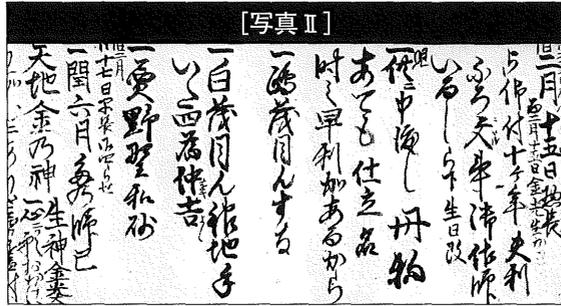
このように見てくると、家族へ神号を付与された明治元年及び同五年の両記述間において、お知らせの位相が際立っていくありようが浮かび上がる。^⑭それと共に、神の視線のもとに家族が掴まれている事実も確かなものとなり、それは、家族の現実へ振り向けさせることになる。つまり神号付与による存在論的な二重化を、より神的事態と人間的事態の応接性で意識させる事態であつたと考えられるのである。^⑮

以上のことから、生活諸般に関わつて繰り返し返されるお知らせの「受け止め」に、家族がまさに家族として生きて在ることの意味を問われていた金光大神のありようが見出されよう。と共に、現実の自明性を揺さぶられることに対する逡巡がそこに含み込まれている点では、「家族」という事柄へ向けられた二重性の問題がさらに、家族をはじめとして現実上の人間生活への広がりをもつものであつたことも推察される。^⑯つまり、広く現実世界全体にわたる「異化」の問題が、「家族」を介して知らされることになつていた事態を考えさせるのである。

そこで次章では、現実世界へ向けた意味の証し、つまりお知らせの「受け止め」と、それによる現実の家族の意識化との動的な連関が、金光大神の内実のところできかに具体化されていくのか、そのありようを、以降の「覚帳」の記述にさらに見ていきたい。

第二章 「家族」の現実化

i 木綿という迫り



【解説文(部分)】

- 一つ、子供に申し渡し。反物
- あっても仕立てな、
- 時のはやりがあるから。
- 一つ、しま木綿すな。
- 一つ、白木綿吟じて
- いたし、ためおきよし。
- 一つ、売り布はすな。

(覚帳) 17-4-2-5

これは、明治五年における家族への神号の再明示からしばらくの後、明治六年二月十五日の条に示されたお知らせである。木綿の取り扱いについて、子女たちに指示を与える内容となっている。^{②①}これ以降、さらに二度にわたってこのようなお知らせが確認できるのだが、中でもこのお知らせには、「丹物」「反物」という表記の大きさが印象づけられる(上掲「写真Ⅱ」)。インパクトを感じさせる「丹物」の力強い表記は、先に家族への神号付与のところで見た、「受け止め」の「感度」の問題を想起させる。

前章で見たように、家族への神号が再明示される時期には、暮らしに関わって繰り返しお知らせが示されている。既に述べたように、その反復は、現実の家族へと注がれる神の眼差しに厳しさを伴わせるようであり、またそれゆえに「亀裂」の深さを物語っている。それは、金光大神が感知するところでの「亀裂」の深さにつながっている。

るのである。例えばこのことは、「写真Ⅱ」において確認されるように、暮らしに関わるお知らせが、「くするな」という命令形による内容となつて「厳しさ」を反復させることから窺える。それは、お知らせの「受け止め」における「家族」の意識化と連関し、家族の具体的現実へ向けて投げかけることになつた必然性を考えさせるのである。^②

この問題を、木綿に関わるお知らせに先立つて、家族への神号が再び名指された明治五年十二月十五日から約一ヶ月後のお知らせに見ていこう。

新二月十七日、旧曆西正月二十日早朝仰せつけられ候。小田県の触書のこと聞き、神職立たんと、家内、子供まで心配仕り候。

天地乃神とは、日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神のこと。神のこと家内中忘れな。人を頼むことすな。良し悪しし、神任せにいたせい。心配すな。世は変わりもの、五年の辛抱いたし。とにかく、内輪きげんよういたし。もの言いでも、あなたこなたと申してよし。何事もあだ口申すな。〔覚帳〕17―1

これまで見てきた明治四年から同五年の時期においても、家族の具体的な暮らしの問題、そして家族間の関係のあり方に関わる記述が確認できるのだが、この記述には、そのような問題についてさらに念を押すような厳しさが湛えられていよう。この時点における歴史的背景としては、「小田県の触書のこと」と示されてもいるように、神職家による神社の私有、あるいは神社への供え物をもって神職家の家計・収入に当てることを廃する、といった旨の

小田県布達の影響との関連が推察される。²³⁾

そのような生活確保の問題にも関わる右のお知らせは、實際生活の営みにおいて神の想起を促すことで、家族の暮らしへと注がれる神の眼差しを捉えさせるものとなっている。そして、「天地乃神とは」神のこと家内中忘れな」との、神自身による名乗り出とも解せる記述は、そのような神の眼差しの強さを金光大神においてさらに意識させることとなつて、神号付与によつて括り出された「家族」が暮らしの問題へ向けてより具体的に意識化されることを促すことにもなつていたと考えられる。²⁴⁾

以上のことから、ここでも繰り返される家族の問題化は、先に見た神号の再明示を経てより強く、その意味を問うものとなつたと考えられよう。その意味で、「丹物」の明示を象徴的なものとする一連のお知らせは、さらに具体的な暮らしの営みへと振り向かせるところで、神号が付与され、神によつて家族が問題化されることの意味を金光大神に問うものであつたことが推察されるのである。

ii 反復に確認される「家族」

さて、右に触れた「小田県の触書のこと」を聞いた翌日の一月二十一日、金光大神は戸長より広前を片付けることを命じられ、同二十二日から戸長の許しが出る翌月の二十二日までの一ヶ月間、広前を退くこととなつた。本章冒頭に掲げた二月十五日の木綿に関わるお知らせは、金光大神が広前から退いていたこの時期に示されている。ここでは上質な縮木綿を織ることを止め、そのかわりに白木綿を織りためることを指示する内容が示されていた。²⁵⁾ また、当時参拝者から金光大神広前へ供えられた物の中には「綿」も含まれており、金光大神の妻や子女たちは、その「綿」

の加工・販売によって得た幾ばくかの収入によって、生活の水準を保っていたであろうことが推察されるのだが、²⁷⁾このお知らせではさらに、仕立てた白木綿を外に売りに出すことを禁じるものとなっていた。

先に見たように、明治五年十二月十五日のお知らせでは、「神職立たん」ことへの「心配」として観念されるような生活の確保への不安が、神勤の差し止めというかたちであらわれていたのであった。それとあわせて考えると、木綿を売りに出すことを禁じもする一連の記述は、金光大神にとつては、そのような現実事態を異化する方向としての「家族」で捉えることになったのではなからうか。この問題を以下で検討してみよう。

この木綿に関わるお知らせの約一週間後には神勤が再開される。それに関わつては、その後、三ヶ月余り経った五月二十七日に至つて、再び木綿の取り扱ひに関わつて示される次のようなお知らせを取り上げたい。

同じく二十七日お知らせ。家内中木綿着いたし候。木綿一反も売るな。

〔覚帳〕17―17

ここでは、日常の衣服を木綿に限ること、そしてさらに、織りためた白木綿を売りに出してはならないことが再び念押しされている。ところで、このお知らせに先立つて、四月二十一日には、伊勢への参宮より帰着する子女たちへ向けて、次のお知らせが示されていたことも注目される。

同じく二十一日朝お知らせ。子供衣装、待ちごのこと、させんは、にくいのか、かわいいのか。兄浅吉どおりのこと。

物事、使い物してよい者になろうと思うな。よいと思うことは、神が指図いたしてやる。

〔覚帳〕17―15

「待ちこ〔待衣〕」とは、伊勢参宮を終えて村に帰る際に着替える新しい着物のことを指す。金光大神の五男宅吉三女このは、明治六年四月に村の若者たちと共に伊勢参宮をしたのだが、その帰着に際して、新しい着物を用意しないようにせよ、土産物を配って、よい格好をしようとするな、とのお知らせが示されているのである。²⁸⁾

その内容からして、旧来の社会慣行への同調が問題となっている。そして、それは同時に、そのような同調への志向性が、先に見た維新の社会状況に対する不安の種ともなりかねないことを暗に示してもいよう。とすると、そのことを具体的行為の戒めというかたちで示した右のお知らせは、そのような子女たちの姿勢・存在態様を問題化したものと解される。しかもそれが、社会の有無を言わさぬ同調性、抗い難い気分的圧力との深い連関のもとの戒めとなっている点では、ここではむしろ、不安という観念的なかたちでの対象であった社会が、逆に、子女たちの具体的な営みの実感を通して実体化されつつ問題視されることにもなる。このことはすなわち、「家族」という事柄へ向けて示された異化の内実として捉えられるのである。

その意味で、家族に対する神号の付与による現実へ向けた存在論的な二重化は、木綿に関わる先のお知らせも同様に反映して、金光大神により具体的に意識化させるものであり、そのことを通して、現実社会の異化を感知させるべく示されたものであったと考えられるのである。

そして、それからさらに二ヶ月半ほど経った八月十七日に至ってなお、木綿に関わって再び次のようなお知らせが示されることになる。

一つ、申し渡し。娘子木綿着いたし。間では、売り木綿、使い料同行にいたせい。此方買い取りにいたす。代をもつてめいめいのいる物買い、または染め賃にいたし候。綿、此方やり。麦米買うにおよばず。八月十七日お知らせ。

〔覚帳〕17―24

ここでは、仕立てた反物を染めに出すことは許されるものの、外に売りに出すことは依然止められており、加えて生活の糧を外に求めてはならないことについて念が押されている。さらに、「此方買い取りにいたす」「此方やり」というように、神の方から綿を与え、またそれによって作製された反物を神のところで買い取ることが告げられている。このことは、生活の確保が、神勤営為の基盤に求められていることとして捉えられよう。それが意味するのは、家族の生計の営みが、神からの眼差しで把握される「家族」を専一にすることとして求められる問題であろう。その意味で、反物を染めに出すことが許されたことには、他ならぬ家族に生活の保障を確証される事態へ向けた、神の意向の深さが感知されることになっていたと考えられるのである。右のお知らせをこのように捉えると、そこには、どこまでも「家族」を掴んで逃さない、神の執拗さとも言えるお知らせの志向のありようも浮かび上がる。

これら木綿に関わる一連の記述が、現実社会の同調性に裨差す生活不安に適うものとして記され、またその不安を解消するべくなされた神の発語ではないことは、ここまで見てきた通りである。よつて右に述べたお知らせの志向性は、神が知らせる位相での「家族」の意味を現実の暮らしへ向けて金光大神に問うべく、木綿を事例として、それに関わる具体的な生活の営みが焦点化されていたことから見られるべき問題であると言える。つまり、日常に

おける木綿という具体的な生産物に関わって繰り返される神の発語に促されて、金光大神において現実的に問い直されてきたお知らせの迫りが、広前における神勤と密接に関わる問題として明らかとなり、それが「家族」という信仰的「受け止め」の基盤生成へ向けられることになったと考えられるのである。

以上のことは、神が知らせる位相において實際生活の不安が捉えられることで、家族の暮らしが問題化される事態として考えられよう。

しかし、その過程が実際的な不安の只中であってなお繰り返し「知らされる」こととしてある点では、現実を生きたる家族に対する神との応接性を気付かせる積極的契機にとどまっているほかないとも言え、現実の事態とはまだ隔たりに残しているとも考えられる。つまり、木綿に関わる一連のお知らせは、神が眼差す「家族」というものを、お知らせというかたちで神の眼差しに見出させていくのではあるが、それは現実の社会関係へ向けて家族を「生成」していく遡上過程であったと言えなくもないのである。

そうしてこのことは、ここまで見てきたお知らせの反復に、お知らせの志向対象としての「家族」が絶えず現実世界へ向けて確認されていく様を見出させよう。また同時に、そのようにして「家族」が現実化されることは、家族の現実における存在論的不安以前に、その存在性が常に／既に神の領分としての「現実の内奥」から支えられてあったことが証される事態として考えられる。その意味で、木綿という具体物への焦点化は、そのような「存在そのもの」の意味を、象徴的に暗示していたと言えるのである。それゆえ、木綿に関わってなお繰り返し示されるお知らせの「受け止め」は、お知らせの感知において現実の家族に逆照されるかたちで振り向けられ、どこまでもそこに注がれ続ける神の眼差しの揺るぎなさによって、現実へ向けた「存在そのもの」の意味と共に「家族」を現

実化させる変換プロセスの中へ移しかえていくことになったと考えられるのである。³³⁾

さて、以上本章において見てきた木綿に関わるお知らせの反復からしばらく後に示されることになるのが、本稿の冒頭に触れた「書付」の申し渡しに関わるお知らせである。前述したように、このお知らせに促されて示された「書付」が、「申し渡しの覚」であると推察されることからは、「申し渡しの覚」と「覚帳」との関係上に、ここまで見えてきた過程を遡行的に見返す金光大神の眼差しも浮かび上がることになる。

このことは、その暮らしに関わるお知らせの反復が、実世界へ向けて「家族」を現実化させていく神の意向の深さとして、金光大神に捉え返されていたことを推察させよう。また同時にそれは、家族に対する神号の付与が、「申し渡しの覚」を成さしめる神の意向との関わりで、遡行とは反対に現実へ向けてさらに意識化されることをも考えさせる。それはすなわち、「申し渡しの覚」が示されることの意味を、金光大神におけるお知らせの「受け止め」のありようとの関わりで捉えさせる問題である。そこで次章では、ここまで「覚帳」の記述に見てきた過程を、「書付」が申し渡されることの意味へと振り向けるべく捉えてみたい。

第三章 現実へ向けたお知らせの生動

i 「書付」の申し渡しへ

左に掲げたのが、既に何度も触れてきた「申し渡しの覚」の記述内容である。³⁴⁾ またこれも述べておいたように、「明治六癸酉十二月十日」との日付が、「覚帳」における家族への「書付」の指示（「覚帳」17―32―3）についての記述と

一致している。

申し渡し覚

一つ、申し渡し覚。諸けいこのことは、とめ申さず候。中にも、字書く、書き読み、そろばん、身の上のためになること、考えていたし候え。身のためならんことは、せんがよし。

商売のことと、よそへ行くの、出るの、誰行けの、とは言うな。誰一人もよそへはやらんのぞ。仲ようにいたせ。人の喜ぶことはいたしてよし。おいおい縁談のことも神が指図いたす。衣装、諸道具一切、少々の物は時々買うがよし。何があつても、いらぬ時節がくるぞ。誰が身の上にもあるぞ。何事でも神のこと忘れな。神を頼め。悪きことは神は言わん。

男はなりたき家のため、みんなの身の上のためになることいたすようにせい。女はなりたきに白の木綿いたし、ためおけ。女をつむり道具にもなり、衣装にも金にも田地にも、なんなりともものぞみしだいに神が時の考えでしてやる。なんぼう氏子が利口発明でも、病氣、難があたるときには、いけぬぞ。欲のこと言うな。気をせくな、気みじかに言うな。短氣は損氣ということあり。

五人の子に宮建て、みなそれぞれに、総氏子を助ける守り役を申しつけるぞ。先を樂しみ。どこにはどう、あそこにはこうと、よそのことは言うな。何事も世間のとおりにはならんぞ。お上ご変革に相成り候。お上ごおり。神の言うとおりに、実意丁寧にいたし候え。真の心、誰にてもひと口も嘘を言うな。言うとおりに聞かねば、めいめいの難儀、神が残念に思うだけ。家中・子供中。

取次生神金光大神 天地金乃神

明治六癸酉十二月十日

新、七甲戌一月二十七日にあたり。

まず、この「申し渡しの覚」へと至る過程として「覚帳」の記述を見ると、「書付」の申し渡しを促したお知らせから約一年遡った、明治五年十二月十五日の条に示されていたお知らせに改めて目が止まる。

というのも、そのお知らせに続く記述を追うと、そこには、「一つ、一子大神断り申し、鳥居、にわの口職、そのまま。このうえは、なにがまた変わらんともなし。氏子心でよきことになり。新正月十五日書付いたし、家内中へ渡し。旧暦申十二月十七日なり」(「覚帳」16―28)とのお知らせが確認でき、明治五年の段階でも、「覚帳」の記述にもたらされたお知らせとの関わりで何らかの「書付」が示されていた可能性が考えられるからである。現在として、この「書付」の所在は不明であり、書き付けられた内容も明らかでない³⁵⁾とされているが、いずれにしてもこのことは、お知らせの「受け止め」が、現実の暮らしへと振り向かせていく志向性をもっていたこととして注目される。そしてその意味で、「覚帳」の記述にもたらされたお知らせと現実との関係性を見出すこととなる最たるものとして、「申し渡しの覚」が浮上するのである。

またこのことは、「申し渡しの覚」が、ここまで見てきた、家族の暮らしに関わって繰り返して示されるお知らせの「受け止め」によって新たに構成されたこととして捉えられる。すなわち、お知らせを反復しつつ示される具体的な神の意向が、この「申し渡しの覚」へと現実化されることは、「家族」と神との関係性が保持されつつ、現実の世界内

での行為に働きかけるかたちで確かめられていく新たな段階を迎えたこととして捉えられるのである。

そこで、ここでの「申し渡しの覚」が書き付けられ、具体的に家族に示されるという問題を、「覚帳」の記述に窺ってきたお知らせの「受け止め」の具体化へ向けた全的過程から考えていきたい。それは、「申し渡しの覚」が何故、家訓のような体裁でもって示されなければならないのか、という問題に関わっていよう。

まず、その考察を進めていく上で、改めて前章から述べてきた問題をこの「申し渡しの覚」の構成に照らし合わせつつ注目し、家訓のような倫理的な訓戒ともとれるような厳しさを感じさせる点と、これまで見てきた「覚帳」の記述における語調との共通性の確認から言及していきたい。

はじめに述べたように、ここに示された記述は、ここまで見てきたお知らせの内容に近似している。しかし、細部の表現については「覚帳」の記述との相違が認められもしている。例えば、二章において触れた木綿の取り扱いについてのお知らせが、「申し渡しの覚」では「女はなりたき「なるべくの意」」「…」と改めて婦女の営みとして押さえ直されており、さらにそれに対比して、「覚帳」の記述では示されていなかった「男はなりたき家のため、みんなの身の上的ためになることいたすようにせい」との押さえが加えられているのである。ともあれ、このことから、「覚帳」の記述にもたらされたお知らせを受け止め、それをそのままに再提示したのではなく、その反復に伴って深められてきた意味をも含みつつ、新たに構成し直された記述となっていると言える。³⁶その上で取り上げたいのは、「覚帳」での一連の記述とこの「申し渡しの覚」が、語調の厳しさを同様に感じさせる点である。ここで注目したいのは内容における共通性というよりもむしろ、それが示されるありようとして感じられる、「厳しさ」の方である。

さて、ここで改めて、これまで「覚帳」の記述から浮かび上がってきた論点を確認しておきたい。

・神号付与により、お知らせの志向対象として「家族」が括り出されることになる。

・家族の暮らしに関わるお知らせの反復によって、その「家族」の意識化が促される。

・その上での神号の再明示は、位相差を決定づけるものとして、「家族」をより意識させる。

・さらになお繰り返されるお知らせは、現実の「亀裂」の深さを感知させるかたちで、「家族」の対象化を具体的な暮らしの営みへと振り向けることになる。

・それは、神の知らせる位相で、実際生活における家族の不安を捉えさせる一方、現実を生きる家族に対する神との応接性を気付かせる積極的契機となっていく。

以上のことは、この「申し渡しの際」を成さしめるに至る過程を、現実へ向けて「家族」が確認されるありようとして捉え返すことになるだろう。そして、お知らせの「受け止め」において現実事態が捉えられるという、現実とお知らせの位相差がそこにあらわにされているのであるが、重要なのは、その位相差を意識させる生活営為の問題化が、現実の「亀裂」の深さと家族の不安とを呼応させる接点としてお知らせに焦点化されていた問題である。つまり、「覚帳」の記述からは、そのような位相差が具体的な暮らしの営みにおいて実感されるところに、神との応接性という積極的な意味がいかに見出されるかを問われていたことが浮かび上がるのである。そして、それゆえに子女たちへ向けて「書付」が申し渡されたのは、その位相差の積極的受け止めを図るべく、当為の問題、すなわち、具体的行為によって参照されていくことになっていたと考えられるのである。このことは、「書付」を家族に申し渡すということ自体に孕まれていた切実な意味でもあり、その切実さは、「覚帳」に共通して感じられる「厳しさ」と響き合うものと言えるのである。

このように、「書付」が申し渡されるといふ動性は、まさに「今、ここ」といふ現実において、またその現実の先をめぐって発散されるお知らせの創造的意味を明らかにさせている。このような動性の内にある「申し渡しの覚」の内容を次に見ていくこととしたい。

ii 「今、ここ」といふ現実の深みへ向けて

「申し渡しの覚」の冒頭に注目すると、「諸けいこ」のことから書き出されている。これは、この「申し渡しの覚」が、先に見た「覚帳」の「一つ、諸けいこ、子供、なにか決まりかたの書付いたし」〔…〕（17―32―3）に促されて記されたものであることを示している。このことは従来から指摘されているが、見てきたように、「書付」を記すことを指示された金光大神が、家族の暮らしにおける、とりわけその子女たちへ向けて、それまでの「けいこ」など自己の教養に培う行為の意味を再確認することへ迫られていたようが改めて浮かび上がることとなる。「身の上のためになること」との押さえは、子女たちの未来へ配慮がなされたものとなっており、この未来への指向が、家族としての結束への「願い」ともなっている。そしてそれはまた、「商売のこと」として押さえられる経済行為を支える基盤ともなるのである。このように、家族それぞれの人生への向き合い方に対する具体的指示となっている「申し渡しの覚」は、お知らせの「受け止め」が、まさに「受け止める」といふ人間の生の動性へと具体化されつつ、未来へ向けて再現されたものと解されるのである。

このように、お知らせと現実との位相差を日々の暮らしにおける具体的な意義として受け止めさせる行為への着目、未来と現在（今、ここ）を仲立ちさせるものとして感知されるのであり、その意味で「書付」の申し渡しは、

未来へ向けた「願い」の発散として捉えられるであろう。それは、先へと「願い」を生みだすものとして、「今、ここ」における現実の意味の開かれがお知らせに感知させられたことを意味するのである。

このことは、お知らせの感知が人間の現実を持つ意味を考えさせるものとして、「木綿」に関わる一連のお知らせに伴って示されていた次のようなお知らせにも注目させよう。

旧暦四月四日お知らせ。何事もみな天地乃神の差し向け、びっくりりということもあるぞ。夫婦、子供五人夫婦
十人になり、干支の十二組み合わせ、末の楽しみ。
〔覚帳〕17―14―1―2

一つ、子供五人、五か所宮建て、それぞれの役さす。夫婦、子供夫婦、十二の干支組み合わせ、神守り役、
氏子願うこと。
〔覚帳〕17―31

ここまで見てきたことからすれば、ここでは、「末の楽しみ」や「神守り役」といった、「びっくりり」として出逢わされる未来のどのような事態にも、現実の深みから存在の確かさが与えられてあるという喜びの読み取りへ促されていることになるのである。それは、お知らせと現実双方の意味の開かれとして、神―人の眼差しを先へと向けて開くものと言えるのではないか。

その意味で、これらお知らせの内容が反映された「申し渡しの覚」は、現実へ向けたお知らせの創造的意味の開かれを、そこに「願い」として書き付ける金光大神のありようを浮ばせることにもなっていよう。とすれば、そこ

に示された語調の厳しきは、「今、ここ」という現実の深みを指し示す神の眼差しの厳しさを、そのような先への可能性を浮かばせる積極的な意味において見出させられる、金光大神の「感度」に響き合うものとしても捉えられることになるのである。

さて、神のお知らせによって促され、家族へ向けて示されることとなった「書付」は、その後、柱に掲げられ、子々孫々と受け継がれてきたという。^⑧ そのような事實は、本節において見られた「願い」の射程として「申し渡しの覚」に表出した、現実、そしてその現実の先へ絶えず向い続ける、神における未来への志向性が子女たちへ受け継がれたことを証すものであろう。

iii 家族の生成／神の生動

「申し渡しの覚」の後半部には、「言うとおりに聞かねば、めいめいの難儀、神が残念に思うだけ」という一文が示されている。「難儀」そして神の「残念」という言葉の重みは、言うとおりに聞くことのでき難さとしての、神一人の非対称性・非同質性を読ませるものとなっている。また金光大神にとってそれは、お知らせの「受け止め」に感知される、お知らせと現実、すなわち「家族」と家族の位相差を意味するだろう。

しかし、既に述べたように、この「申し渡しの覚」が柱に掲げられ、その後子々孫々と受け継がれていくことからすれば、そこには、言うとおりに聞くことが待たれている可能性として、「めいめい」つまり存在そのものとしての「個」が現に生きていくその現実の内奥に潜在する、神の応接の契機が仮象されていることにもなる。ただし、それがあくまで「仮象」という現象面での可能性であり、かつまた、「残念」として、指示を必ずしも守らない事態

をも含んだ人間の主観的自由度を潜在していることからすれば、そこには神の思念の不可測性も同時に潜在することにもなるのである。なればこそ、そのような神の眼差しに触れ合うという、神との応接性へ向けた、金光大神における「願い」への密着度を高める要請が、「申し渡ししの覚」には見出されると言えなくもない。このことから、人が神に願うということが、そのまま神の現存へと直通していくことの問題、そして、現実の「亀裂」という位相差に神が顕現することの意味を、我々自身への迫りとして考えさせられる。我々の「今」は、「申し渡ししの覚」の意味をも含み込むものとして、「覚帳」の記述を見返すことへ迫られているのである。

さて、本論を閉じるにあたって、ここまでの論点をまとめておきたい。「覚帳」の記述にもたらされたお知らせの「受け止め」に窺われたのは、お知らせの志向対象としての「家族」が、實際生活の具体的な事柄へ向けて現実化されていくありようであった。それが「申し渡ししの覚」として現実の家族における具体的な営みへと振り向けられるとき、そのような位相差は、「今、ここ」における人間の生の動性へと働きかけるかたちで受け止められたことになる。つまり、日常生活営為において「家族」の意味を「知らされる」ということは、お知らせに孕まれていた意味を、「知らされた」地点へ向けて遡行的に感知させると同時に、そこで汲み取った意味を先へ向けて支えていく動的態勢の基盤生成として、未来を志向させることにもなるのである。

その意味で、家族へ向けて「書付」が申し渡されることは、子女たちが生きるその現実としての「今、ここ」へ、神が顕在化されることとして捉えられつつ、その神が知らせる位相との差異を生きざるを得ない家族の現実が、そのまま、自ずから積極的な意味を発散しつつ起動する事態として考えられるのである。この点において、神号付との内実が、家族それぞれの現実に未来へ向けた積極的な意味が見出されることへの「願い」となる以前に、お知

らせの「受け止め」と具体化という意味では、その未来へ向けた神からの存在確証として、金光大神の眼前に、現実社会へ向けた家族の生成を顕在化させることであつたと把握されるのである。

「申し渡しの覚」の末尾には、「取次生神金光大神 天地金乃神」との記述が示されていた。ここまで見てきたことからすれば、それは、お知らせを受け止め、それを「書付」として申し渡すことと、未来へ向けた現実の創造的意味が「願い」として発散されることが動的に連関するありように関わる記述であるとも解される。それは、現実へ向けた「願い」の意味に、受容性と自発性の同時態を読み取らせるものとして、現実における人間の生を先へ向けて支えて在る、神そのものの生動を感じさせよう。

おわりに

本稿では、「覚帳」と「申し渡しの覚」との関係を手がかりにして、「受け止め」の問題からお知らせの反復の意味を尋ねてきた。そこでは、お知らせによる「家族」の現象とも言える事態の只中で、お知らせがお知らせとして現実の世界へ向けて感知されていくありようが見られた。それは、お知らせの位相が際立つこととして、人間的現実と神的意味世界との「距離」を意識させるものでありながら、逆に現実に潜在する神的意味へと振り向かされていく事態としてあつた。この場合、その神的意味とはすなわち、家族の生成として金光大神の眼前にあらわにされる存在の神秘であつた。このことは、その「受け止め」において感知される現実へと向けられたお知らせの迫りが、現実の深みへ届けられていくことを意味していよう。ゆえにそこで証されるのは、神との「距離」というよりも

しる、その「距離」自体の意味の開かれ、すなわち「距離」の超越へと誘う、現実自体の内奥に潜在性として、常に／既に在る、神のありようそのものであったと考えられるのである。そしてさらに、このようなお知らせの「受け止め」の過程が「申し渡しの際」へと結ばれ、実際に「書付」として申し渡されるに至るとき、その申し渡しにおける人間の生の動性によって、先への「願い」をも生みだし生動する神のありようが、「今、ここ」に照射されるのである。

以上の考察を経て、今として改めて考えさせられるのは、さらなる課題へ向けた考察の可能性である。

本稿は、特に神号や現実生活に関わるお知らせとの絡み合いで、神との関係の問題から家族を論じることとなった。もちろん、論じたのは家族（お知らせレベルでの「家族」）だが、それにとどまらず、より大きな教祖研究の問題系に広がっていることを予感させられている。ここでは、家族というものを通じて、社会的文化的規範や経済的交換原理をはじめとする、この世界における諸関係の「生成」基盤を、金光大神の個的なありようにとどまらない問題として論じたのだが、それは、金光大神家族を越えて、より広く、人間の生が根差す現実世界の意味へ向けた問いを孕んでいることを予感させるのである。

その意味で、本稿が教祖研究に何らかの貢献をなし得るとすれば、以下に述べる点として考えられるかもしれない。まず第一点として、個的な問題に回収され得ない、金光大神のありようについてである。既に述べておいたように、これまでの解釈では、確固たる意識主体として金光大神のありようを問うことになっており、それゆえに、金光大神という一個の人格に付随する要素として家族が捉えられることになってきた。しかし、本稿において見た、お知らせの「受け止め」とその深まりが家族の生成と動的に連関するありようからは、現実を生きる人間が何において

生じ、そこに自己というものがどのように析出されることになっていくのか、という問題を考えさせられる。それはすなわち、金光大神を、「個」の問題を越えて、我々の現実へもつながるこの人間世界のありようとの関わりで捉えさせる問題であると言えよう。

また、このことに関わって第二点として浮上するのが、お知らせと現実の橋渡しの問題である。従来は、現実に戻されるお知らせとして解釈しがちであったが、「お知らせとは何か」という問いは依然残され、違和と拒絶の感覚が常に問題として横たわってきたと言える。近年の研究は、そのような問題をより意識しているが、さらに我々の目の前に立ち上がる現実へ向けて、その橋渡しをどう考えるかが重要となっていく。本稿では、お知らせの回復に、現実へ向けた神の意向の深さを読み取ったに過ぎず、今としてそれは、お知らせにとつての現実の意味が、位相差を介して「知らされる」事態の意義として求められたことの一端を明らかにしたに過ぎないとも言える。

そうとして、お知らせの「受け止め」における現実の異化と現実へ向けての神の現前が動的に関連する問題を、我々の「今」へ向けて振り向けるとき、昨今の時代状況の中にあつて、まさに「今、ここ」において神があらわれ出ようと、現実の深みの内に潜在している様を、より一層思わされるのである。なればこそ、現実世界へ向けたお知らせの意味を、我々の「今」において読み出していくことは、社会的な価値規範や事実性への志向による関係の自明視に縛られた神を「今、ここ」に生動させ、また同時に、神の意味世界へと人間的現実の可能性を開いていくことへの「願い」として待たれているように思われてならない。それは、現実には直面される事態に様々な可能性や創造性を見出させる、信心の眼差しの本源的あり方にも投げかけられた「問い」として、「申し渡しの覚」に湛えられた「願い」とも響き合うものであろう。

最後に、本稿でも触れた木綿に関わって、「覚帳」の記述にもたらされた暮らしの問題についてのお知らせ、そして「申し渡し」の内容とのつながりを考えさせる伝承を紹介したい。

教祖様が、神様のお知らせで、「今日から、もう白木綿にせえ。」いうておっしゃって、それで、それまで母（古川この）が色物や柄物を織りようたんですが、お言葉通りそれを一切止めて、白木綿を織らしてもうたいいうて、母から聞いとります。糸を紡ぐと眠たくなるから、お母さん（一子大神）やお姉さん（くら）に糸を紡がして、自分は一生命に織った、一日に二反ぐらい織りようたんてえ、いうてな。唐びつ一杯織ったという。それが、教祖様が亡くなられたときに、しのび草に紋付きにせられ、せえから後は、旧広前が御新築になる時に、御神前を全部それでまいて、お役に立ったんでえ、いうて母が言ようられた。（資料 金光大神事蹟集」三四、安部菊恵）

この伝承に、「書付」の申し渡しにおける「今、ここ」へ向けて、現実事態の意味が開かれていくありようを読み込んだとき、そこには、「願ひ」の成就へ向けた神との関係のありようが浮かび上がるのではないか。つまり、この伝えが語られた時点へと遙かに時を下ってなお、神がお知らせを届けていたその時における現実の意味の広がり、証され続けているとも解されるのである。

現実への眼差しを構え直すべく、岐路に立たされているのが我々の「今」であるとしたら、その現実の「深み」へ向けて意識される日々の営みにおいてこそ確かめられるべくあるのが、信心における「願ひ」の意味なのかもしれない。

（教学研究所助手）

①「申し渡しの覚」は、藤井家所蔵のもの、そして佐藤範雄が収集した二種類が伝えられている。前者は旧版『金光大神』（金光教本部教庁、一九五三年初版発行）に掲載されたもの（縮刷版二〇四―二〇五頁参照）であり、写本が奉修所資料に確認できる。後者については、現在、神徳書院資料に写本が一種確認できる。なお、その解説文は、『金光教教典 お知らせ事覚帳 注釈』（金光教本部教庁、一九八九年）三七六頁に掲載されている。

佐藤範雄が収集した内の一つには「左の一篇は旧広前二階の柱に張りつけてありしを、大正八年十二月九日、佐藤女子（ひめこ）がみつけ出したるもの」と、その由来が示されている。ちなみに、ここでいわれる「旧広前二階」とは、大教会所本殿の北側に位置してあった旧広前の付属舎（現在の立教聖場の北西にあたり、一階部分は八畳、二階は六畳の間取りであった）「旧広前平面図」『金光様』三代金光様御伝記刊行会、一九七三年、索引五六頁及び「旧大教会所及旧金光中学校平面図」（大正一四年以前）『金光様』索引五八頁参照）の二階部分を指すものと考えられる。なお、大正八年当時においては、この二階部分にあたる六畳の神前が副管長金光播胤の就寝場所として使用されていたという（『金光様』二四一頁参照）。

現在研究所が所蔵しているこれら資料は、教祖伝記奉修所参与会のメンバーであった金光国開の提出によるものと考えられる（『金光国開氏聞き書』奉修所資料二九六には、「教祖の

子供に対する申渡し覚書」について、「現に拝見されしものは、正神様『金光金吉、金光大神三男』の分と、正才神様『藤井くら、金光大神二女』の分とでこれが残つてある」との言が記されている）が、現在としてそれぞれの原本についてはその所在が不明である。

②一般に家訓とは、その家の子孫のために残された、一家の教訓、あるいは訓戒のことを謂い、ゆえにその多くが命令文のかたちを具えている。日本における家訓の歴史は古く、最古のものは奈良時代にまで遡るといふ。古くは支配階層によつて著されていた家訓が庶民の間で広まるには、家産の継承を前提とする家制度の成熟や識字率の向上を待たねばならなかつたとされ、豪農や商家の一部に子孫への訓戒のために家訓を残そうという風潮が強まったのは、十七世紀末頃からであると言われる。また、その成立の背景には、危機的な状況への直面が共通して見られるという指摘がある（山本真功「江戸期庶民家訓の軌跡」片倉比佐子編『日本家族史論集』家族観の変遷 吉川弘文館、二〇〇二年参照）。

③例えば松沢光明においては、「それぞれに神としての役回りを与えられた人々によつて、神を世に現わし人助けに専念すべきための家へと変貌を遂げていた」、あるいは「単なる世俗的なレベルにとどまる家としてあるのではなく、その内実においてまさしく神の守り役としてふさわしい家、いわば「神の家」として世に示されようとしていた」という

見解が、神号付与の記述に関わって示されている（明治二年三月十五日の神伝に関する一考察「紀要『金光教学』」第二六号、一九八六年、七九頁）。もつとも、これらの見解は、「覚帳」「覚書」の記述に現実状況の意義を問おうとする視点のもとで導かれたものではあるのだが、それは結果として、人間の内実との相対性という側面からお知らせを捉えた解釈視座ともなっていると言えよう。またこのような解釈の向きは、人々に神号を授与するという金光大神の姿勢の捉え方にも連動していると考えられ、その意味で、神号を「歴史的な人格者の取次活動にあらわれてくる神の働きに対する称号」「取次者に具現している生神的内容を神格的に表現したものの」、「取次の働きをうけて人間が助かっていく、信仰の進展向上の段階であり、かつ取次者としての働きの実態の表現」として捉えた橋本真雄の見解（「出社の成立とその展開（上）―教団組織の問題をめぐって―」紀要『金光教学』第四号、一九六一年）や、「人々に神の自覚を持たせるべく神名を授与するという具体性を持つ、実践的なもの」であり、「金光大神において現出された、神・人の交流の自由な在り方と、その営みの要であり、道開き・布教の方途であり、組織形態でもあった」という岩本徳雄の見解（「神名について」紀要『金光教学』第二〇号、一九八〇年）にも通じているだろう。つまり、与えられた神号自体の意味を、現実状況との関わりで明らかにしてきたのが、これまでの解釈であったと言えるのである。

④金光大神の信心の基盤、あるいは神の願いの実現の場としてその家庭生活を位置付け、また「申し渡し」の覚」を取り上げてもある旧版『金光大神』には、これまでの解釈における視座の基点とも言える、次のような特徴的な記述が確認できる。

「……神のみさとしを、感得するようになって後の金光大神の生活は、なにごとくも、これをもととしていとなまれたのであって、家族に對する態度も、これにもれることはなかった。したがって、家族に對する、おりおりの神のみさとしは、そのまま、金光大神の、これに對する態度でもあったのである。」（縮刷版二〇二頁）

その生活の場での金光大神における家族への態度が、神の意思に等しいものとして捉えられている。このような記述は、金光大神という一人の人格を神の意思と密着させる解釈視座のあらわれとして理解されるのであり、それはまた、「覚帳」「覚書」の記述に確固たる意識主体としての金光大神のありようを見出そうとする視点との関連性を浮かべせてもいよう。このことはさらに、お知らせを現実状況との相対性だけに回収して捉えるような同地平的理解への志向性と、記述されたお知らせを人知において了解可能だとする論理構造との連関を考えさせもする。そこには、お知らせと現実とのレベル差の消失が見出されるのだが、すなわちそれは、お知らせの意味が、相即的な事実の根拠として

見出されてきた問題であり、家族に対する神号付与に関わる解釈へも影響していく視座の問題であると言えよう。つまり「申し渡し」の覚は、そのような関係性の問題連関の自明視において、あるいはその相即の事象的根拠として捉えられてきたと考えられるのである。その意味で、新版『金光大神』（金光教本部教序、二〇〇三年）では、「書付」を申し渡すことを促した明治六年のお知らせへの言及にとどめられ、「申し渡し」の覚」とその内容には触れられていないこと
の背景には、その解釈を不用にさせてきた視座の問題が横たわっていると考えられよう。

本稿におけるお知らせへの関心の背景には、このような視座の問題も意識されている。つまり、これまでの成果では、記述されたお知らせの内容に現実との相等性・即応性が読み取られつつ、現実状況にどうのお知らせの意味が明らかにされてきたのだが、そうとして、お知らせにおけるその即応性自体の意味は未だ検討の余地を残していると考えられるのである。ゆえに本稿では、「反復」というお知らせの様態・構造に着目することにより、あくまでお知らせにおいてその即応の意味を捉えることが目指されることとなる。それは、お知らせによって照射された現実状況の意義を浮かび上がらせることとして、これまでの視点とは異なる側面からお知らせを捉える手がかりともなるのではないだろうか。

なお、右に述べた従来の解釈視座への問題を先取的に示唆しているものとして、神が語りかけてくる言葉としてのお知らせが受け止められる世界とは、安定した自己や世界像に立脚して物事を受け止めるような世界ではなく、お知らせという神と人との交感によって、神も人間もその存在の意味が見出されていく、という大林浩治の見解（「覚帳」『覚書』の神語り世界—金光教の始源的創造力を探る方法的試論—）『覚書』の神語り世界—金光教の始源的創造力を探る方法的試論—」『覚書』の神語り世界—金光教の始源的創造力を探る方法的試論—」『覚書』の神語り世界—金光教の始源的創造力を探る方法的試論—」『覚書』の神語り世界—金光教の始源的創造力を探る方法的試論—」
「覚書」の記述からは意識主体を立てた人物像を読み取ることはできない、という方法的立場をとることで、「在る」ということの自明性に支えられての「金光教」への認識を、教団史の視点から問題にしていく。このことは、教祖研究における「覚帳」「覚書」解釈自体にも投げかけられた問題であろうが、そうとしてそこには、お知らせが「在る」あるいは「知らされる」という事態そのものの意味を問うことが、決定論に還元することなく解釈を試みる際のヒントとして示されていると言えよう。

ちなみに、金光大神家族あるいは子女たちの問題を主題化して論じた代表的な研究を挙げると、藤井記念雄「藤井くらの信心についての一考察」（『覚書』『金光教』第三号、一九六〇年）、森川真知子「後家としての神——一子大神の生と死——」（『覚書』『金光教』第二〇号、一九八〇年）、岡成敏正「覚帳」に見られる親子関係についての一考察—金光大神とそ

の長男浅吉の生活史を中心として」（紀要『金光教学』第三三号、一九九二年）、同「金光大神における代替りの問題に關する一考察―「覚帳」に綴られた次男萩雄の祠掌職に關わる記述内容をめぐって」（紀要『金光教学』第三四号、一九九四年）等がある。この内、藤井論文は「申し渡ししの覚」を取り上げ、その内容にも言及しているが、それは旧版『金光大神』から、そこでの文脈そのままに引かれたものとなっている。その意味で、一子正才神こと藤井くらに關わって同論文において展開された解釈もまた、事実性への志向によって導かれたものと捉えられる。

⑤これらのことは、テキスト全体の構造を記述のありようとして追うことで、作品世界の創造性に触れることの必要性を訴える早川のテキスト分析（「此方」考―「覚書」「覚帳」テキスト分析ノート）紀要『金光教学』第二五号、一九八五年、「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレトリック―「覚書」「覚帳」のテキスト分析ノート）紀要『金光教学』第二七号、一九八七年）の方法を継承・展開する視点として押さえられるだろう。しかし、作者と一旦切り離されたところにおいて作品としてのテキストを規定する早川の研究においては、作者から独立した作品の読者である「教祖」及びその「教祖」にとつての作品世界が問題となる。それに対し本稿では、金光大神その人におけるお知らせからの迫り、そしてその体験的意味の構築・生成を見ようとする上で、現にその世界を生

きている筆記者（≠作者）当人である金光大神、さらにはその金光大神によって生きられた世界の、テキストへの表出（その事態）が問題となり、その構造的な把握が目指されることになる。

⑥前掲『金光大神 お知らせ事覚帳』二三頁より転載。

⑦このような「知らされる」という「出来事性」への視点は、竹部弘が、明治六年八月十九日のお知らせ、いわゆる「御神伝」に關わってなした指摘（「お知らせ事覚帳」に見られる「神」という経験）紀要『金光教学』第四二号、二〇〇二年、五頁）が参考となる。ここでは、「天地金乃神と申すことは」について、その「神の名」と「神性」の説明に止まらない意義を問ひ、「神の名が名乗られるという出来事性」に注目している。竹部によればそれは、神の名乗りに伴う宣言の内容のみならず、「宣言」という形での示現」として、そのお知らせを捉えることであり、記述された内容ばかりではなく、そのお知らせがもたらされたという事態そのものの意味作用を問う視点となっている。この指摘は、家族への神号付与を、その「受け止め」の問題から捉えようとする本稿にとつても示唆的なものである。何故ならば、神号を一種の呼称表現と捉えると、それをもって家族を名指すお知らせがもたらされた、その出来事自体に孕まれた関係的な意味作用について考えさせられるからである。それは、家族の関係性が神の眼差しによって確証されたこととして、神の眼差しが

現実における家族の關係の内に見出される事態としてあったことへも連なる問題に目を向けさせることにもなる。

⑧その意味で、「金光大神の子女としての、この後の立ち行きを切に期待するところからのものであり」、その背後には「親神」についての信仰確認に関わる家族の存在、そして、その親子關係のありようが横たわっていたのではないかと、という岡成の見解（前掲岡成「覚帳」に見られる親子關係についての「考察」五三―五四頁参照）は、金光大神家族への神号付与に対する従来の視点における、「神としての名」と現実の信仰内実との相等性に疑義を見出す立場からのものと言える点で、金光大神における、神号付与という事態からの迫りを感じとっていたからこそのものであったとも言える。しかし、お知らせと現実状況、神号と現実存在、その關係が齟齬や差異として見出されるならば、そのような齟齬として捉えられさえもする神号が現に付与されることになつていくという、その出来事自体からの迫りへと問いが向けられなければ、お知らせを現実との相等性のみで回収するという、従来の視点における關係構造の主客が入れ替わったのみとなり、問題自体の構造は踏襲されたことになつてしまふだろう。

⑨「覚帳」15―4―2参照。当時、金光大神と弟子たちが組んで強盗を働いているとの噂が広まっていた。

⑩例えば、「食べること」に関わる生活上の不安を抱き始め

た家族に対して、その意識を引き締めるべく示された指示内容であった」（前掲岡成「覚帳」に見られる親子關係についての「考察」五六頁）や、「現実には、金光大神の生活および布教に暗くおおいかぶさってくる事態に関わつての発語」（福嶋義次「維新时期における金光大神の視座」紀要「金光教学」第一二号、一九七二年、三六頁）といった解釈が示されてきた。

⑪この点に関わつて、先に触れた岡成の論においては、金光大神家族における親子關係について考察を加えるにあつて、「論述の都合上」という理由で「浅吉という俗称」に統一する旨が断られている。その意味で、岡成論文は、神号付与の記述に見出される現実との差異を矛盾として捉えていたものの、それを存在に関わる二重性として見出していなかったとも言えよう。しかし、呼称を浅吉に統一する必要があつた原因として、「覚帳」や「金光大神広前歳書帳」（以下「歳書帳」）での用例には「金吉」や「正神」といった他の呼称も見られることにも触れている（前掲岡成「覚帳」に見られる親子關係についての「考察」八〇―八一頁、注⑥）。このことは、岡成が捉えようとした家族と、金光大神が神の発語として受け止めあらわした「家族」が、位相を異にしていた可能性として捉え直し得るが、ひとまずここでは「二重化」の様相を示唆するという確認に留め、「歳書帳」等各帳面における呼称の用例については今後の課題としたい。

⑫特に改暦について言及しているものとしては、竹部弘「明

治期の金光大神と神・歴史・時間―「神代」の歴史意識をめぐって―（紀要『金光教学』第三号、一九九一年、岩崎繁之「新暦・旧暦・末暦があらわすもの―三つの日付を付け分ける金光大神の世界感覚―」（紀要『金光教学』第四七号、二〇〇七年）等の研究がある。

⑬前掲竹部「明治期の金光大神と神・歴史・時間」六四頁参照。

⑭このように解する向きにおいては、神号が再明示された記述に伴って示されている「妻常住かぜひきと申し。このうえ神の言うとおらせねば、病氣、病難、はやり病氣まであるぞ。」（「覚帳」16―27―2）という記述もまた、そのような迫りとの連関において捉えることが可能になるのではないだろうか。

⑮その意味で、「生神金光大神社」への注目から「天地書附」の生成過程について論究した石河道明もまた、この明治五年の記述の問題性に言及していることは改めて注目されてよい。そこでは、「社」を基軸とした金光大神の信仰世界が把握される様相について、(1)金神社普請のありように関する記述、(2)出社信者に関わる記述、(3)家族の信仰内容に関わる記述、という三点から論じられている。そして、この内「前二者がすぐれて「道」という普遍的内実を人々との関わりで指摘していた」と確認されるのに対して、この明治五年における家族への神号付与に関わる記述については、「家族の信仰の展開を願うこととの関係で、金光大神個人の

信仰内容のことが表現されている」との見解が示される（石河道明「天地書附の生成過程に関する一考察―生神金光大神社研究」紀要『金光教学』第一九号、一九七九年、一〇―一五頁参照。今としてこのことは、家族への神号付与について、金光大神の信仰における生成的側面を照射する関係性の問題としてさらに追究されるべき課題が提示されていたこととして捉え直すことができることも、そのような課題へ向けて導かれる関係的な視点をもって、この明治五年までの過程が見直される必要性を示唆していたとも考えられよう。

⑯ちなみに、明治七年以降に起筆されたと見られている「覚書」では、同元年における家族への神号付与について、「十一月朔日仰せつけられ、家内、子供まで、ご神号お許し」（「覚書」16―11―1）との記述をもって示されているのみで、明治元年の神号付与について、その家族の神号が具体的には記されていない。その理由の一つとしてはまず、それに先んじての「名前書きつけ、新の氏子には神号とめ」（「覚書」16―9―1）という記述との関係が推察されるが、同五年の記述においては、「覚書」「覚帳」の両書間にさしたる記述の相違は確認できない。そこで、金光大神における「受け止め」の過程という観点から考えると、「覚帳」執筆時における明治五年の体験を経たことが、その前後のお知らせを捉え直させつつ、その後記される「覚書」の記述にも影響した可能性を思わされよう。それはつまり、家族の暮らしに関わ

るお知らせの反復によって、「家族」の意味を現実の家族へ振り向けられるかたちで問われたことが、明治五年における神号再明示の意義を印象づけると同時に、名指された神号自体がそこではじめて意識化されていくことにもなり、その結果、明治元年の記述が新たに構成し直されることになったのではないかということであるが、今としてこのことは推測の域を出ない。このことについての追究は、より広く「覚帳」「覚書」を見わたす視野から今後さらに求められねばならないだろう。

⑰もちろん、あらかじめ述べておいたように、「反復」や「位相」といったお知らせの形態・構造に着目する本研究は、明治五年という時期の問題性自体を問うものではないが、そのような記述の様相は、歴史状況に還元して時期の問題を捉える方向とは別の側面からの考察可能性を予測させよう。このことの追究は、今後に期したい。

⑱なおこのことは既に竹部によって、「氏子あつての神、神あつての氏子」における「相互の往来を含む二重性」あるいは「双方の否定性を媒介とした現成」としてその課題性が示唆されていたことでもある（前掲竹部「お知らせ事覚帳」に見られる「神という経験」二六―二七頁参照）。それが「神という経験」において見出されるものであるならば、その「現成」が人間の現実へ向けたいかなる事態としてあつたのがより深く追究される余地を示唆するものであるとも言えよう。

⑲この点に関わって、宮建築における金光大神と神そして周囲の人々との関係を、相互作用論的な動性をもって捉えようとした加藤実「金光大神の最晩年―「広前せがれに任せ」への注目―」（紀要「金光教学」第四八号、二〇〇八年）においては、そのような関係を生きる金光大神における「揺らぎ」が、「お知らせが人間の世界に降りて」くることによる「機能停止状態」に対する人間の「生」の再起動力へ「戸惑う姿」であるされるところから、「人間の歴史に収まらないもの」として「お知らせ」が捉えられていることは示唆的である。

⑳「明治頃までは、どこでもそうであつたように、各戸の婦人達はハタオリをして、キモノから布団、蚊帳、前掛、手拭に至るまで、また晴着から普段着、仕事着は勿論のこと、一切の衣料を織り出したのである。秋の収穫が済むと春の彼岸まで、寒い時期は明けても暮れても糸引きとハタオリだった」（岡山文庫98、福尾美夜「岡山の衣服」日本文芸出版一九八二年、一二七頁）というように、当時の一般的な農家に於いて、糸引き・機織りという手仕事は、他の作物の収穫を終えた農閑期における、婦女たちの生活の営みであつたとされる。

㉑前掲「金光大神 お知らせ事覚帳」四八頁より転載。

㉒なお、このような木綿に関わる記述への注目の必然性と、解釈の妥当性に関わる点として、次のことをあらかじめ指摘しておきたい。それは、①金光大神理解の中には、木綿

あるいは綿の栽培にたどってその信心が語られるものが散見すること（理Ⅰ齋藤宗次郎11、同25、理Ⅰ徳永健次7、理Ⅰ山本定次郎8、同51、同56、理Ⅱ樋口鹿太郎4等）、また、⑥理解伝承者の中には、綿買いや木綿問屋等、木綿に関わる家業を営む者も散見すること（理Ⅰ道願縫1、理Ⅱ坂根利三郎1、理Ⅱ塩飽きよ3等）、そして、⑦金光大神一家もまた、かつて実際にその生活の営みにおいて商品作物としての綿を栽培していた経緯があり、「覚帳」「覚書」における安政五、六年の条には、綿の栽培に関わる記述（とりわけ神からのお知らせについての記述）が見られることの三点である。以上の三点は、当時の社会における木綿の一般性にも関わって、ここでお知らせの「受け止め」との関連を予測させる。さらに、⑧の点に関わって、綿に関わる記述は、「覚帳」よりも、明治七年以降に起筆されたと見られている「覚書」の方が相対的に記述箇所、記述量ともに増加傾向にある。「覚書」では明治六年におけるお知らせの「受け止め」によって、それ以前の木綿に関わる「お知らせ事」が再構成されていた可能性も考えられよう。

- ②加藤実／荒垣寧範「浅尾藩領大谷村における氏神祭祀と神職金光河内」紀要『金光教学』第四七号、二〇〇七年参照。
- ④なおこの問題は、差別・暴力というポリテクニカルな視点から「宮」の問題を論じた渡辺の研究（渡辺順一「諸人救済の論理―差別・暴力を視点とした「生神の宮」試論―」紀要『金光教学』

第三八号、一九九八年）において、「神出現の記述」と「神の家（生神の宮）」の成立との関連性として指摘されていたことでもある。ここでは、慶應三年における「金光大権現、これより神に用い」（『覚書』15―8―7）との記述に、「新しい世界を現す生神・金光大神（金光大権現）の働きが、家族全員の生神化、即ち伝統的家の存在論的解体によって初めて可能になることを認めての、「神の家」としての「其方の宮」（此方の宮）創出を積極的に促す言」との解釈が付されている。このことは、家族の関係を介した神の顕在化という問題を考える上で示唆的である。ここでは金光大神自身の認識として記述の意味を問う解釈視点が用いられている。それゆえに、神の意思と即応するような金光大神の主体化のありようが志向されることになっている。

- ⑤木綿織物は大別して、白木綿と縞木綿及び藍・紅などをはじめとする無地色染めと、型紙を使う後染めとに分けられる。白木綿以外の先染めは、あらかじめ糸を染めるという行程が必要となる（水原慶二「苧麻・絹・木綿の社会史」吉川弘文館、二〇〇四年、三二―五頁参照。「しま木綿」（縞木綿）は、糸の段階で先に染めを施し、糸の色を組み合わせることで縞柄に織った布地であり、その作業には技量と時間を要したと考えられる。そのような縞木綿は、糸染めなどの加工をせず、糸引きの後すぐに織った白木綿よりも上質な布地であったという。ここでは、その縞木綿を織ることを差し止

められ、白地の布だけ織りためておくことが指示されている。金光大神の神勳行為が差し止められたことよって時間的余裕が生まれたとも考えられることから、作業時間を確保して上質な縞木綿を織りためることすら可能だったかもしれない。しかしここではむしろ、上質な縞木綿を織るよりも作業が少なくて済む白木綿の作製が家族に求められているのである。

②⑥小関照雄「広前歳書帳」（教祖御祈念帳）について」紀要『金光教学』第二七号、一九八七年、一四二―一四四頁参照。

②⑦子女たちのそのような営みのありようを窺わせる伝承として、次のような伝えが確認できる。

「……二人の女の子は、さすが女だけに、参来拝む氏子の誰彼の着物、指物を見ては、心密かに栄華の夢に憧れていた。然し絹物一枚も、金指輪一個買うて下さるどころではなかった。着物が欲しければ、せつせと機を織って儲けて買えと仰せられた。その当時流行っていた唐縮緬が二人の子女は欲しなかった。然し教祖は持ちが悪い、虫が食うとて許されなんだ。二人の子女は母君相手に布を織るに忙しかった。

〔資料 金光大神事蹟集〕八七九、古川準人

②⑧このことに関わる伝承として、次のようなものがある。

古埜は、当時のことを、物語ってくれた。「講内（組内）の皆さんが、参宮して玉島まで帰ってくる頃合を見計う

て、長い道中で、着ていった着物が、どろどろに汚れているので、皆、親たちや、親類のものが、新らしく仕立てた着物をもって、玉島まで出迎えに行くならわしとなっておった。その着物を『まちご（待衣）』というのである。

その『まちご』をする、せんのごとで、兄弟が口争いをしておったとき、教祖様は、『兄の浅吉どおりのこと』と仰せられた。兄の浅吉さまは、俗にいう『ぬけまいり』をされた。講内へは内密で、参宮したのであったから、出迎えも、講内への土産物など、一切、持ち帰っていないかった。それにならうて、待衣もいらぬと仰せられたものであろう。このため、わたしは、どろどろになっておる道中着のまま、帰ってきたのである。娘心のはずかしさに、つらかった。」と。（資料 金光大神事蹟集）八八八、古川この）

②⑨このことに関わる伝承としては、妻とせが「中の間」で糸車を引きながら、参拝者へ教えをしていたというもの（資料 金光大神事蹟集）七三六、藤井きよの）もある。「中の間」とは、当時の広前の参拝席部分を指す。伝承によれば、妻とせは広前において糸引きの手仕事を行っていたのである。このことは、供えられた綿を加工し、布地、そして着物へと仕立てるといふ、それまで現実的な生産活動として行われてきた生活の営みが、広前のこと、として行われていた可能性を考えさせよう。なお、これまでにとせの糸車の事蹟を取り上げたものとしては、先に触れた森川の研究（前掲

森川「後家としての神」がある。広前で参拝者に教えをする
とせの行為を、布教差し止めという状況下において、神の
世界と人の世界との重なりあつた位置にあるとせのものま
えが、神の世界と日常世界の接点である「中の間」におい
て發揮されたものであるとする森川の見解は本稿の視点に
とつて示唆的ではある。しかし、森川においてそのとせは、
金光大神広前における参拝者の救済を果たした一人の布教
者であるとされ、またそのような、一信仰段階としての
とせのありようは、人間世界からの離脱過程において捉え
られることになっており、その点において本稿とは異なる
着眼であつたと言える。

⑳ このような、それでもなお知らされるといふことにおける
神の応接性の問題に関わつては、安政五年十二月二十四日
のお知らせを解釈した竹部の研究が、お知らせの繰り返し
における「神の忍耐」、そしてその神に触れることと「救さ
れ」ることとの関係から指摘している（竹部弘「神と人の間」
への問い―安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐって―紀要「金
光教学」第四四号、二〇〇四年、三一〇―三一頁）。

㉑ なお、桜丸の死に関わつて示された「お知らせ」を解釈し
た竹部弘の研究（前掲竹部「お知らせ事覚帳」に見られる「神と
いう経験」一五―一六頁）では、「先を楽しみ」と指示された
「先」は、現実には未だない、将来に託された希望である。
与えられてはいるが、未だ全き形では成就していない意味

の宙づり状態にあつて、「神というもの」は、未だ在らずし
て在ろうと臨んでいる、即ち未在の、臨在せんとするもの
の経験として表象されている。」というように、神の「臨在」
が指摘されている。本稿はそれを、お知らせの志向対象と
しての「家族」が現実化されることと表裏の関係にある事
態として捉えてみたい。

㉒ それは、木綿が實際生活に関わる「もの」であるがゆえに、
その本源的な問題化が神によつて促されていたことも捉
えられる。なお、沢田重信「信心・布教・政治―金光大神
御覚書、明治六年「神前撤去」の解釈―」（紀要「金光教学」
第九号、一九六九年）においても、木綿に関わるお知らせが、「も
のごとの根本とはなにか」を問うものとして捉えられてい
る（一三頁、注⑭）。

㉓ その意味で、「待ちご（待衣）」についてのお知らせが、「正神」
こと浅吉との対比で語られていたことは、ここまで見てき
た過程の影に、社会動向に翻弄されていく浅吉へのありよ
うへと注がれる神の眼差しが証しされていたことへ連なる
問題を示唆してもいよう。

㉔ 前掲「金光教教典 お知らせ事覚帳 注釈」三七六頁より
転載。

㉕ 前掲「金光教教典 お知らせ事覚帳 注釈」一〇〇頁。

㉖ それは、受け止めの反復において頭在化した位相の深まり
を伴いつつお知らせを再現することとして、〈後知〉とも言

える意味把握でもあったと考えられる。この〈後知〉という観点は、かつて「覚帳」「覚書」の記述をテキスト論的に構造把握することを試みた早川公明が数年来提唱しているものである。そこでは、本教における信仰実践の様態を言い当てた「までよの信心」という表現や、「信心していれば、目に見えるおかげより目に見えないおかげが多い。知ったおかげより知らないおかげを受けることが多い。後で考えてみればじめて、あれもおかげであった、これもおかげであったということがわかるようになる。そうならば本当の信者である」(理解Ⅱ津川治雄14)等の理解を例に、それを金光大神における「お知らせ」の世界の展開に関わる、「後で気付かされる、後で知る」という〈後知〉の問題として取り上げている(早川公明「教学講演会記録〈後知〉の観点からみた安政六年十月二十一日の神伝」紀要別冊「教学叢書3 立教 そこに生まれ来るもの」二〇一〇年、及び同「講話記録 あいよかけよで立ち行く道を求めて」教会長信行会記録『金光大神の信心を求め現す』金光教本部教庁、二〇〇四年参照)。

③7 本稿注①参照。

お知らせ体験の深まりに見る宮建築の移ろい

—「神の頼みはじめ」とその無起源性をめぐる—

藤 本 拓 也

はじめに

周知のように、「お知らせ事覚帳」^①（以下、「覚帳」と略記）の初めに確かめられる「神の頼みはじめ」は、金光大神が実弟香取繁右衛門の「屋敷宅がえ」を引き受けた事蹟である。ここからして、神の宮の建築の受任を「はじめ」^②「起源」として、神との関係史が「覚帳」に書き綴られていくことになる。逆に見れば、そのような「起源」をもつ神との関わり、そして、関わりの深まりゆく様子が、「覚帳」の記述に確かめられるのであり、後から振り返って記述するという体験そのものが、神や他者との関わり合いの深化を確認させるものとなっていることを意味しよう。かくて、金光大神は、神との関わり合いのひとつの「起源」を安政四年の「頼みはじめ」に据え、廻行と振り返りという体験の層位から神との関係の深まりを把握し直していく。

このような、金光大神と神との関わり合いの表徴をなしているお知らせの聴き受けは、金光大神自身の内奥の体験であると捉えられる。一方で、そこには、どこまでも見通しがたい現実の多様な文脈が錯綜していると言うべき

だろう。自分とは、自身を取り巻くさまざまな関わりを含んで成り立つと思われるからである。その限りで、自身を神との関わりから見つめていくことには、自らが背負い受けてきた現実的な関わりのなかで生じるさまざまな他者への務めをも包摂されて、神との関係史のなかで再認されていく道程に導かれることになる。なれば、金光大神と神との関係史は、いわば人倫関係にまで及ぶ神との関わりを浮かばせてこよう。してみると、金光大神においてお知らせを聴き受ける意味とは、神に相接し浸潤していく自身を、神との関係史のなかで定位していく営みと押さえることができる。

こうした視座に立つとき、次のような問いが浮かんでくる。金光大神と神との関わり合いには、背後にどのようなお知らせ体験の深まりが湛えられているのか。言葉を換えて言えば、金光大神にとって、神との交わりは、具体的にどのような体験の内実となつて、「覚帳」・「金光大神御覚書」（以下、「覚書」と略記）に確かめられるだろうか。以下、本論で見えていくように、安政四年の宮建築の「頼み」は、元治元年以降の金光大神の屋敷地への宮建築の要請と密接に関わっていく。よつて本稿は、金光大神と神との関係の深まりに宮建築の動きがどう見られるかを探っていくこととする。具体的には、「神の頼みはじめ」としての「屋敷宅がえ」、金光大神の屋敷地に湛えられた罪性、そして元治元年以来の宮建築の移ろいを、お知らせ体験の深まりから解釈していく。

まず第一章では、安政四年の実弟繁右衛門の「屋敷宅がえ」に関わるお知らせ体験の構造を、神の頼みと人倫的定めとが奥深く連動し、また、金光大神自身の主体的判断以前にすでに他者からの呼びかけを受任している様相から掴まえていく。続く第二章では、安政五年七月と同年十二月における先祖に関わるお知らせ体験を考察し、金光大神の屋敷地に生まれている無礼を神への責めとして背負い受けるとともに、身に覚えのない無礼を知らぬままに

負ってきた先祖の霊の立ち行きをも引き受けていく様相を窺う。そして第三章では、かかる受任の様相が、神との関係史においてどう振り返られ、「起源」として遡行されていくかという動態を——殊に、「覚書」における書き増しによって新たに見いだされていく事柄を中核にしつつ元治元年のお知らせ体験およびその後の宮建築の移ろいから探っていく。

なお、『金光教教典』からの引用箇所は、章・節・項番号をもって示し、日付は「覚帳」に従い旧暦を用いた。

第一章 繁右衛門の「宮」をめぐって

第一節 呼びかけと受任——神の頼みはじめ」になるといふ出来事について

「はじめに」でも述べたように、「覚帳」は、安政四年十月十三日の香取繁右衛門の「屋敷宅がえ」の頼みの出来事から記し始められているのだが、それはリアルタイムに記述されたものではない。慶応三年十一月二十四日のお知らせにおいて「いよいよ当年までで神の頼みはじめから十一年に相成り候」(「覚帳」一一七—六)としてこの出来事が振り返られ、それを起点として「覚帳」が書き出される。ここからすれば、神の側から金光大神との関係史の「起源」が確認され、繁右衛門の「屋敷宅がえ」を「神の頼みはじめ」として言い当て意味づけていることとなる。③しかも、「覚帳」・「覚書」のいずれにおいても、「神の頼みはじめ」という表現は、慶応三年十一月二十四日のお知らせだけに発語されている事柄である。それだけに、他ならぬこの「頼みはじめ」のお知らせは、金光大神においても、神との関わり合いの「はじめ」として出合われたお知らせ体験であったろう。

まず、この当時までの繁右衛門の来歴について確認しておこう。香取繁右衛門は、金光大神より九歳年少の香取家三男である。叔母の嫁ぎ先である亀山村の難波家の娘と結婚し、安政四年当時は難波家に居住していた。だが、跡取りの男子がいたため繁右衛門は難波家の養子になったわけではない。当時の繁右衛門は、「亀山の後見にいくなどして、生活の安定は望むべくもない。それに加えて金神崇りによる家庭の不幸が重なるという状況にあって、繁右衛門自身きわめて不安定な生活の場を、焦燥と苦悩の中に、忍従して生きざるをえなかった」とされる。また、繁右衛門は安政四年以前から堅盤谷かきわたにの小野うたのもとに参つて金神信仰をしていたのだが、しかし、居候のような立場にあつたため、上の間に神棚を設けて金神を祀ることはできなかったに違いない。⑤そうとすれば、この当時、繁右衛門は、金神信仰をつづけるためには難波家を出なければならぬという状況に追い込まれていたと推測される。かくて、繁右衛門が石灯籠に飛び乗り、屋根に飛上り、あるいは田に乾してある稲を跳ね散らかして、村人達から「シンケイじゃ」「トリツキじゃ」などと誹られたことは、難波家をそのなかに包摂する亀山村が繁右衛門を疎外していく状況を示している。こうした事情は、「覚帳」・「覚書」で以下のような体験として記されるのである。

亀山村弟繁右衛門、金神様お乗り移りと申して、気がちがいたごとくと申して、人がまいり、早うに来てくだされ。

私早々まいり。類中の者、私まいるを待ち受け。大谷、兄成年文治が来れば治まってやる。だれがなに言うても聞かんと申して、どうならん。よう来てくだされた。なんと言うても、どうぞ治まるように願いますと申し、

案内。「覚帳」一一一一一三

亀山村より人が出。弟繁右衛門気がちがい、金神様お乗り移りと申して乱心のごとく、早う大谷へ行つて、兄の文治戌の年を呼んで来てくれと申され候。早うに来てくだされ候。

私早々まいり。身内、親類、村内懇意な人待ち受け。ようござりた、なにぶん苗にも稗にもなりて、どうぞ治まるように願いますと申し候。(「覚書」四——一——二)

まず目を向けるべきは、このお知らせ体験の前段で、いわゆる「神の頼みはじめ」が聴き受けられる以前に、すでに、いわばより根源的な頼みがなされていることである。すなわち、「早う大谷へ行つて、兄の文治戌の年を呼んで来てくれ」と、金光大神はすでにして来るように頼まれている。ならば、金光大神は、誰かの声を、助けを頼む呼びかけとして聴いてしまっていることになる。

その言葉を伝えるのは、亀山村から金光大神を呼びに来た使いの者と想定できる。したがって、この言葉を聴いている時点で、金光大神には、「呼んで来てくれ」と実際に言われているのか、事実は分からない。記述上はそう書かれていても、この時、金光大神は繁右衛門を目撃していないのである。ここからすれば、自身に助けを求めているのは、神なのか弟なのかも金光大神には分からないだろう。しかるに、自分を呼んでいる者が誰であるかを確認する以前に、金光大神は一方的に選り取り取られてしまっていた。換言すれば、呼んでいる者を認識対象として把握する手前で、誰かの呼びかけに応えるような動きを示しているのである。

使いの者によるこの最初の語りかけにおいては、繁右衛門が「金神様お乗り移りと申して、気がちがいたごとく」

になったことが告知されている。しかも、その繁右衛門自身が、「乱心のごとく」となりながらも金光大神を呼んでいる。そして、繁右衛門の言葉を伝えに来た者も、「早うに来てくだされ」と強い訴求力を湛えつつ金光大神に迫っているのである。

したがって、金光大神は、「乱心のごとく」となりながら「兄の文治」を口走っている繁右衛門の痛みを反応し、いたたまれなくなり、その呼びかけに応えてしまっていることが窺われる。また、「早うに」と発語する使いの者の差し迫った切迫感と焦燥感にも触発されていよう。すなわち、繁右衛門と使いの者の訴えに彼ら自身の痛みを感じ取られているのである。しかも、これを書き綴る時点では、繁右衛門に「お乗り移り」して金光大神を呼び、何事かを伝えようとする神自身の訴えをそこに重ねていると捉えられる。ともあれ、なぜ他でもない自分が呼ばれているのか理由が分からないまま「乱心のごとく」を聴き取るなかで、痛んでいる者への感受性が引き起こされていく。このように、他者の痛みと共に感じ近接していく過程で、ますます痛みへの感受性が重層化し、あるいは倍加していくことになる。

呼ばれることで開かれていく金光大神の感受性は、繁右衛門の痛みに即座に反応するのだが、さらになお「金神様お乗り移り」を通じて、その先にある神の訴えを触知していたはずである。かくて、「覚帳」が書き出されようとするまさにその冒頭で、「弟繁右衛門、金神様お乗り移りと申して、気がちがいたごとくと申して、人がまいり」と呼ばれるという出来事が突如として発現してくるように、いきなり介入し迫ってくる使いの者／繁右衛門／神からの呼びかけと懇願は、そのまま受容される。ここに見られるのは、呼びかける他者を選び取られることにより、受任する責任主体になることである。しかも、その主体化に伴い、「神の頼みはじめ」が出来事となって析出されてくる。

ここからして、金光大神の受任は、他者によって引き起こされた徹底的に受動的な活動と言える。

ところで、こうした事態は、他者への務めが無起源かつ無根拠であるということをも含意してくるだろう。他者が誰であるかということを理解し、比較優位性から主体的に判断する以前に、すでにして「呼んで来てくれ」や「早くに来てくだされ」に応えてしまっているからである。任の引き受けが、「すでに」という限りで、自らの判断や認識や理解の手前である以上、受任に理由・根拠などはない。そこに優先順位は関わっていないのである。ということとは、呼びかけられ、とりあえず反応して動いてしまうという事態そのものが、他者の痛みや苦しみを感知しそれに直通するほどの受任の無起源性・無根拠性を証している。^⑦

このことが、まさに他ならぬ「兄の文治成の年を呼んで来てくれ」という選びの固有性を保証していると言える。だからといって、それは、兄であるがゆえに呼ばれ、兄であるがゆえに行ったという意味での固有性を意味するのではない。呼ばれた本人からすれば、兄という義務感から行ったのではなく、また、なぜ助けに行くのかという意味を考える暇もなく、気がついたら自然にそのように振る舞っていたであろう。呼びかける他者の痛みや苦しみに対して、いたたまれなくなり、反応し動いてしまったと思われる。それは義務感の発露というよりも、自然な感情の現れと捉えられる。その意味で、何らかの価値からの義務感ではなく、同情であれ共感であれ、他者の痛みへの感受性からもたらされた受動的な行為である。それが、一方的に呼ばれてしまった者の固有性となってくる。だから、人倫関係にがんじがらめになって行動するのではなく、まず他者の痛みに対応してしまうことから、人倫への関わりが始まると言える。

ここからして、ひとりの兄が苦しみ痛んでいる弟から呼ばれるという出来事が到来してくるとき、他者の痛み

触発されるべく呼びかけに應えていった体験の質の問題として、痛みへの感受性がより一層際立っているのである。とすれば、この事態が、何を頼まれているのか分らないままに、無起源として出合われ振り返られるとき、それが「神の頼みはじめ」という出来事になる。ゆえに、「神の頼みはじめ」になる出来事としての「起源」には、痛みへの感受性が広がり、「神の頼み」に共振するということが包摂されていると思われる。さらに言えば、「神の頼みはじめ」という出来事になるとき、「呼んで来てくれ」に應えることが、ある人間がそれとは別の人間の痛みに共感しすでに反応してしまっているという事実を随伴していた、その重要な意味を考えさせるのである。

では、すでにして自分を呼んでいる者のもとへと近接していくなかで——いよいよ神に近接していく途次において——金光大神は頼みをどう受任するのだろうか。

戊年、よう来た。金神が頼む。此方未年、難儀につき、屋敷宅がえいたすに錢なし。たった十匁も借る先もなし。其方、普請成就いたすように頼む。聞いてくれるか、と言われ。

委細承知仕り、私根にかなうだけのこといたしましょうと申し。それ聞いて此方もくつろいだ。(覚帳「一一一五〇七」)

戊年、よう来てくれた。金神頼むことあって呼びにやった。金神言うこと聞いてくれるか。私根にかなうことなら、承知仕り候。

別儀ではない。この度、此方未年、よんどころなく屋敷宅がえにて、十匁の錢借る所なし。普請入用金神が頼む。

私してあげましようと申しあげ。それで神もくつろいだ。(「覚書」四一—三—七)

金光大神は、「よう来てくれた」と、神／繁右衛門に応接されるものの、「覚書」においてはその後いきなり「金神言うこと聞いてくれるか」と、頼みの内容も言われないまま切り出されている。しかも、金光大神はそれを知る以前に、すでに「私根にかなうことなら、承知仕り」として頼みを受けている。ならば、どこまでも見通しがたい定めでありながら、それを順受していると見られる。

かくて、露わにされる頼みの内容とは、「此方末年」＝繁右衛門の「屋敷宅がえ」の「普請入用金神が頼む」という、少なからぬ金銭の支出を伴う頼みであった。ここで言われる「屋敷宅がえ」とは、「難波家から南東の方二百メートルばかりの所に新しい家を建てること」^⑧である。この「金神が頼む」に対し、金光大神は「私してあげましよう」と述べ、「私早々まいり」から数えて三度受任するのである。

注目すべきは、このお知らせ体験では、お知らせが神から直接的に金光大神に伝えられているのではないことである。ここには、繁右衛門の「乱心のごとく」を「どうぞ治まるように願います」と金光大神に頼む「身内、親類、村内懇意な人」たちが、いわば体験の裾野の広がりとも呼びうるものを形作っている。それゆえ、立ち会う人々が存在し、彼らが見守るなかで、「金神様お乗り移り」となった繁右衛門を介して、神のお知らせが金光大神に伝えられていることが分かる。さらに、お知らせでは、「此方末年、難儀につき」と繁右衛門自身の窮状が語られ、その「普請入用金神が頼む」と言われている。してみると、この場面では、誰が、誰の頼みを、誰のためにしているのか、ということがはっきりしない。^⑨おそらく、繁右衛門という主体と神という主体とが、判別しがたく錯綜して現出し

ているからだろう。つまり記述上では、頼みを言い出して「此方未年」という主語と「金神」という主語とが、見分けがたく重なり合うことにより、頼みの内容自体も絡み合ってくる様相が窺える。

そうとして、頼みを言い出す主語が明瞭な輪郭をもって記されていないことには、どのような意味が見られるだろうか。言ってみれば、それは、どこまでも隔絶された非対称な他者としての神／繁右衛門にかけがえなく出会う、出合いの奥にある見通しがたい定めを順受し、神／繁右衛門への関わりを徹頭徹尾全うせんとするすぐれて人倫的な当為である。なればこそ、この金神の頼みを引き受けることは、「乱心のごとく」となった実弟繁右衛門の「難儀につき」を助けることに相接する。ここからして、このお知らせ体験には、実弟に関わる神の頼みが実弟自身を介してなされているという錯綜や、「どうぞ治まるように」と頼む人々の願い、さらに、「乱心のごとく」となった実弟を取り鎮めようとする実弟への願いも内包されていることが窺える。であれば、神の頼みの引き受けと、繁右衛門——そして「治まるように」願う人々——に対する務めとが繋がり、後者が前者に包摂されるような仕方、お知らせが聴き受けられていると掴まえることができる。このような、お知らせ体験における受任の多重化のなかで、神への任が担われていくことになる。

だからこそ、「神の頼みはじめ」と繁右衛門への任の重なり合いという稀有な出来事には、人倫への務めを全うせんとすることが、金光大神自身の定めの見通しがたさそのものをも超えるという凄みが湛えられていると考えられる。よって、実弟への受任が神への受任でもあるという法外さが、見定めがたい人倫関係を越えたところで、人倫関係を眼差すべく予期されていく出来事に関わっていると言える。それだけに、すでに誰かの呼びかけに応えているということが「神の頼みはじめ」になるという出来事性の迫力を呼び起こしてするのは、この法外な出来事の次

元においてである。

第二節 宮建築の「起源」としての「遷宮」

安政四年の「神の頼みはじめ」に関わって、今ひとつ注目されるのは、「覚帳」・「覚書」の両書における記述上の小さな差異である。それは、両書執筆間の神と金光大神との関係の深まりについて、一種の徴候を示している。

繁右衛門の転宅費用がないことについて、「覚帳」では、「此方末年、難儀につき、屋敷宅がえいたすに銭なし。たった十匁も借る先もなし」と言われるのに対し、「覚書」では「此方末年、よんどころなく屋敷宅がえにて、十匁の銭借る所なし」と言われる。「覚帳」では、「難儀であるので、建築資金がない。そして、たった十匁の借りの当てもない」と書かれているのだが、この短い記述は繁右衛門の疎外状況をおぼろげながらに感じさせもする。そうとすれば、繁右衛門が「難儀につき、屋敷宅がえいたす」こと、また「たった十匁も借る先もなし」の理由が、先に見た繁右衛門の疎外状況のうちに用意されているのである。それでは、「たった十匁」すら借りられないとは、いかなる状況なのだろうか。ここで言う「十匁」とは銀貨十匁であり、必ずしも少額ではない。が、それにしてもしかし、「たった十匁」という言からは、難波家からはびた一文借りることができないといったニュアンスが窺われる。

このことを踏まえて目を向けるべきは、「よんどころなく」という文言が「覚書」に挿入されていることである。ならば、「覚書」では、「よくよくのことがあつて心ならずも屋敷宅がえしなくてはならなくなったので」ということが書かれているのであり、切迫感と焦燥感を伴いつつ、「屋敷宅がえ」に理由のあることが仄めかされてくる。「屋敷宅がえ」の理由は、この時点ではいまだ隠されたままだが、それは約一か月後の出来事となって露わになる。そ

の意味で、この微妙な記述上の差異は、「覚帳」執筆時と「覚書」執筆時とで、「屋敷宅がえ」にいかなる意味が読み込まれているかを窺う上で重要な予兆をなしている。

では、「屋敷宅がえ」の理由とは何か。

十一月九日ご遷宮。弟繁右衛門未の年、すぐに肥灰おさしとめに相成り候。お広前にて、お金神様のお守りいたし候。(「覚書」四―三―一)

繰り返すように、十月十三日の「神の頼みはじめ」から「覚帳」は書き始められているのだが、しかし「覚帳」には、この「十一月九日ご遷宮」は記されていない。といって、繁右衛門が転居をしなかったわけではないのだから、この出来事は、「覚帳」執筆時には記されるべきものと捉えられていなかったことが示唆されよう。それが、「覚書」執筆時点では、特に記されるべきこととなって書き加えられたと考えられる。ここから想定できるのは、「覚帳」執筆時においてさして意味が明らかにされなかったこの転居が、「覚書」執筆時において「ご遷宮」と把握し直されているという問題である。^⑩つまり、繁右衛門が「すぐに肥灰おさしとめ」になり、新しい居宅の「お広前にて、お金神様のお守り」をはじめたことから、転居に「ご遷宮」という意味が与えられているのである。どういうことか。

ここで着目したいのは、「お金神様のお守り」という繁右衛門の位置づけである。「覚帳」・「覚書」や「金光大神御理解集」などに見られる語彙において、「守り」という語には多様な含意があるが、この語の中核をなす意味としては、「守ること、世話をすること、またその人」^⑪と把握されている。してみると、「十一月九日ご遷宮」において

繁右衛門が「お金神様のお守り」として金光大神に了解されたことから考えられるのは、明治七年の「覚書」起筆に至るまでの自身と神との関係史を振り返りつつ、繁右衛門に自らの姿を透かし見ていた問題である。繁右衛門に「お守り」を透見することにおいて、たんなる「屋敷宅がえ」だったものを「ご遷宮」として見いださせ、さらに、それによって反照される自己の所在の方が眼差されていたことを浮かばせる。なればこそ、「ご遷宮」は、神に近接し、その世話をしていく「神のお守り」というイメージのもとに捉えられていたと推察される。

また、一見すると、相対的な視点による状況記述のようにも読める「すぐに肥灰おさしとめに相成り」という言には、農業を「すぐに」差し止めさせた神の意志を感じ取る金光大神の意識が確かめられる。つまり、安政四年十一月九日を振り返りつつ、「すぐに」という語で強調される繁右衛門への神の働きかけを触知し、それを記述しているかに見える。とすれば、「屋敷宅がえ」をし、農業を止め、「お金神様のお守り」を務めている繁右衛門のありように、「すぐに」という意味をもたらしているのである。もっとも、「すぐに」とは主観的判断である。したがって金光大神は、「すぐに」と見なす自らの主観をこの状況記述のなかに織り込み、それにより、「神のお守り」を「すぐに」するよう繁右衛門に促し働きかける神の意志を直覚していると捉えられる。となると、金光大神は、神との関わり合いを「覚書」に書き記すなかで、神と直に対面しているわけではない状況記述とも見える事柄にも、その背後に、神の意志の発露を感じ取っていることになる。すなわち、繁右衛門への任と神への任との重なり合いという出来事を、自らの受任の「はじめ」Ⅱ「起源」として知らされ、それをひとつの起点に据えて神に近接していくなかで、金光大神は「はじめ」の出来事を振り返り、振り返るところから、神との関係史——いわば神との歴史——へと視野が広がっていくよう。

以上のような「十一月九日ご遷宮」の把握が、「覚書」の十月十三日の記述で暗示されていた「よんどころなく屋敷宅がえ」の意味を開示してくるだろう。ならば、「覚帳」執筆時には、「宅がえ」が「ご遷宮」であるということ「分からなかった」のだが、「覚書」を記すなかで、そのことが「分からされて」いった、言い換えれば、繁右衛門の居宅建築とは神の宮の建築であったとの意味が見いだされていったと掴まえられる。ここからして、「神の頼みはじめ」、受任の「はじめ」が宮建築の受任であったとの意味が感取されることになる。「頼み」を受任することにより、それが「はじめ」となり、ここから宮との意味が見られていくと考えられる。神との関わり合いの「はじめ」において、宮が受任という位相から析出されてくるのである。ここに、神にとつての宮の核心的な意味が、建てられるべき志向上において発露されていよう。ということとは、受任されることにおいて、受任との相関において、頼まれたこと（もの）が宮となっていくのである。だから、あらかじめ宮が頼まれるべく用意されていたのではない。であればこそ、元治元年に願われた宮もまた、この「屋敷宅がえ」の延長線上で捉えられるのである。

第二章 宮が建てられるべき屋敷地について

第一節 先祖への遡行と受任

繁右衛門の「宅がえ」Ⅱ宮建築の翌年に、神は、宮が建てられるべく志向されていくことになる金光大神の屋敷地について、重大なお知らせをなしている。本節では、屋敷地に係る意味が、どのように知らされ、体験されていくかについて、元治元年に宮建築の頼みがなされる以前の道程を辿っていくこととする。

金光大神は、安政五年七月十三日の精霊回向の際に、神からのお知らせとともに、先祖の言葉を聴き受けている。このお知らせ体験は、神が初めて金光大神の内に——いわば内在しつつ——言葉として現れた体験でもある。

私、祇園宮ご縁日にて、奉灯、ご祈念願いあげ。また金乃神様お知らせあり。家内中へ、うしろ「もとより」本家より八兵衛と申す人、この屋敷へ分かれ、先祖を教え。戌の年さん、お前が来てくれたで、この家も立ち行くようになり、ありがたし。精霊御礼申しあげ。(「覚書」五―五―五七)

以上は、「覚書」にのみ記されたものであり、「覚帳」には記されていない事柄である。ここではまず、金光大神によってその場の状況が記述され、そして「金乃神」からのお知らせが記される。お知らせの内容は、養家川手家の北隣の「うしろ本家」^⑬ 大橋家から八兵衛という者が「分かれ」て川手家を継いだという、先祖に関わる事柄である。

注目すべきは、このお知らせが「家内中」に向けて「先祖を教え」たとされていることである。神は、金光大神の口を通して家族へ語りかけ「先祖を教え」ている。すなわち、神は「家内中へ」伝えようとしているのであり、お知らせの宛先は金光大神を含めた家族となる。その限りで、繁右衛門の転居と同様に、このお知らせ体験も、金光大神と神との内奥の二者関係^⑭とは必ずしも言えない。神、金光大神、家族という——三者あるいはそれ以上の——関係性を備えていることが窺われる。

また、このお知らせが家族に知らせている内容は、先祖がどうであったか——たとえば神に何をしたか、神とど

ういう関係であつたか——という事柄ではなく、先祖が誰かということのみである。もつとも、神は、金光大神を含め「家内中へ」、八兵衛を先祖として認識せよと知らせているとも捉えられる。ここからすれば、このお知らせはたんに事実確認的な説明ではない。つまり、盂蘭盆における回向の対象としては——養家川手家のルーツである——八兵衛に連なる霊たちを祀ることを仄かに——かつパフォーマティブに——示していることになる。

続いて、神のお知らせに促されるように、他でもない先祖自身が言葉として自身を言い出し現れてくる。この先祖は、以上のようなお知らせの後に現れたのであるから、八兵衛以降の先祖と一応は考えられよう。そして、「戌の年さん、お前が来てくれたで、この家も立ち行くようになり、ありがたし」と語り、金光大神が養子として家を継いだために川手家が「立ち行くようになつたことへの礼が述べられる。当然ではあるが、養子としての金光大神は、養父糸治郎以前のいかなる先祖にとつても血縁関係で結ばれた子孫ではない。けれども、この先祖の言葉からは、回向や先祖祭りなど先祖祭祀を引き継ぐことにより断絶を繋いでいくことが、家の立ち行きであり、それが霊の助かりとなることが窺われる。そして、「家内中」に「先祖を教え」る神のお知らせとは対照的に、先祖の霊は、金光大神自身の口を通して、金光大神に対して「お前」と二人称で呼びかけ、家を継いだことに対する礼を述べる。また、先祖の礼の言葉を自らの口で自身に言い渡している金光大神にとっては、自らが発語する先祖の「ありがたし」を聴きつつ、養子として家を継ぐことに関わる意識に変化が催されたと示唆される。すなわち、このお知らせ体験は、先祖自身の礼の言葉を聴き受けることで、翻って、先祖への務めを引き受けていくことを多少とも喚起させる体験となつていくのである。^⑮

そうとして、この場面では神が後景に退き、代わりに、金光大神に直面する二人称として先祖が現れ、言葉少な

に礼を述べる。もつとも、その背後には、「先祖を教える」神が潜在し、このことが体験の興行きをなしているとも捉えられる。さらに、神は同年十二月二十四日のお知らせで、先祖との関係性を露わにしてくる。

先祖のことお知らせ。これより南前、多郎左衛門屋敷つぶれに相成り。元は海のへり、柴のいおりかけいたし、
 これまでに四百三十一両二年になり。この屋敷も不繁盛。二屋敷とも金神無礼。(覚帳)二一〇一―三

先述のように、「覚書」に記された七月十三日の記述では、回向の対象としての「先祖を教え」られたのだが、しかしここでは、先祖がどうであったかという意味での「先祖のことお知らせ」がなされている。この「先祖のこと」では、「覚帳」・「覚書」ともに、「多郎左衛門屋敷つぶれ」として、川手家の始祖にあたる「多郎左衛門家」が廃絶したことが伝えられている。^⑩つまり、先祖が、四代前の八兵衛から四百年以上前の伝承上の多郎左衛門へといわば度外れなまでに遡られた上で、「金神無礼」が原因で断絶したという暗い因縁が語られる。だから、このお知らせ体験においても、神と金光大神との内奥の二者関係に回収することのできない先祖という第三者が介入してくることが、ありありと感じられていよう。そして、金光大神は、「先祖のこと」として途方もない罪障と無礼性を知らせてくる神と、より深く関わっていくことになる。

となると、このお知らせによって金光大神は、「多郎左衛門屋敷つぶれ」という身に覚えのない過ちに晒されてあることの不安を強く感受していたと考えられる。また、それを知らされる現在において、「金神無礼」の責めを負った自身の存在性格を確認させられたことも窺われる。かくて、「先祖のことお知らせ」の聴き受けにおいて、四百年

以上前の先祖より現在に至るまで川手家に廻ってきた「金神無礼」という罪性を、神に対する責めとしてまるごと引き取ることが意味されてくるのである。

しかも、上記の事柄が続いて、「覚書」には以下のような言葉が書き増され、土地にまつわる因縁として決定的なことが言われている。

この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。海々の時、屋敷内四つ足埋もり、無礼になり、お知らせ。(「覚書」六一九—三)

ここでは、「覚帳」において明かされていなかった「二屋敷とも金神無礼」の「二屋敷」の意味と「金神無礼」の内容が示されることになる。まず、「二屋敷」について「覚書」では、「この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず」とお知らせが膨らんでいる。つまり、「多郎左衛門家」の「位牌ひきうけ」た「この家」⇨赤沢家も「不繁盛、子孫続かず」で廃絶し、ここからして、川手・赤沢両家とも断絶した理由が、「二屋敷とも金神ふれ」に帰される。したがって、「金神無礼」の由来として「金神ふれ」ていることが開示されてくる。加えて、その無礼の内容として、「海々の時、屋敷内四つ足埋もり」という事態も、ここで初めて明らかにされる。すなわち、屋敷地が「海々の時」に四足獣の死体が土地の奥底に埋もれ、それが四百年以上にわたり「金神ふれ」となって、この土地に住まう者に災厄を経験せしめてきたという——人知では不条理とも言えよう——事柄である。

ともあれ、このお知らせでは、土地そのものの孕む罪障が、「四つ足埋もり」という具象的なたちで金光大神に

示されている。なれば、金光大神は、自らが負うべき罪性を知らされ、自身と同様に身に覚えのない過ちによって難儀を抱えてきた先祖たちの言いようのない畏れに共振しただろう。つまり、四百年以上前から廻ってきたという途方もない「金神無礼」からの逃れられなさ、いわば出口なしの状況に身を晒しつつ、先祖たちも感じたであろう畏れと慄きを感覚していたと思われる。

だから、金光大神は、たんに無礼に対する責任を客観的に認識しただけではない。むしろ、「養家の抱えている「四つ足埋もり無礼になり」という因果な金神との関係の問題を基盤として、その後の金神とのかかわりが生じている」^⑬のだが、それは「人生の新しい方向を定めるよりどころを示す働きをなしている」との竹部教雄の言に見られるように、先祖よりの罪性の引き受けにおいてこそ、「つぶれ」という断絶を繋ぎ、神との交わりが深められていくと押さえられる。^⑭それゆえ、「金神無礼」に対する責めを負っていくことが神との交わりの契機をなすのである。ということは、金光大神は、「四つ足埋もり」という罪障に係る意味を神との交わりの深度から感受し、その意味を目掛けて自らの責任を把握し直したと言えよう。

第二節 身に覚えのない無礼とその無起源性―知と不知に関わって

こうして、「覚書」では、誰かに証されることも客観的に実証されることも不可能な「四つ足埋もり」という無礼の様相が示され、それに続いて、「私養父親子、月ならびに病死いたし、私子三人、年忌年には死に。〔…〕残念至極と始終思い暮らし」（「覚書」六一―九―四―五）という嘆息のような述懐が「覚帳」・「覚書」とも、ほぼ同じかたちで記されることになる。そしてさらに、以下の述懐とお知らせが続いていく。

この度、天地神様にお助けにあずかり。

内の難を考えてみい。十七か年の間に七墓築かした、とお知らせ候。〔覚帳〕二一〇一六〇七

天地金乃神様へのご無礼を知らず、難渋いたし。この度、天地金乃神様知らせくだされ、ありがたし。

うちうちのこと考えてみい。十七年の間に七墓築かした。年忌年忌に知らせいたし。

実意丁寧神信心のゆえ夫婦は取らん。知つてすれば主から取り、知らずにすれば、牛馬七匹、七墓築かする、
というが此方のこと、とお知らせなされ。〔覚書〕六一九一六〇九

「覚帳」と「覚書」の記述の主な変更箇所として、第一に、「天地神様にお助けにあずかり」との感懐が、「天地金乃神様へのご無礼を知らず、難渋いたし。この度、天地金乃神様知らせくだされ、ありがたし」と二倍以上に膨らみ内容も変化していること、第二に、「内の難を考えてみい。十七か年の間に七墓築かした」とのお知らせが、「十七年の間に七墓築かした。〔…〕知つてすれば主から取り、知らずにすれば、牛馬七匹、七墓築かする、というが此方のこと」へと書き増されていることが挙げられよう。これら二点の書き増しに関わる内容の変化について、以下で考察してみたい。

「覚帳」での「この度、天地神様にお助けにあずかり」との感懐においては、どのような「お助け」であったのか不明だったが、「覚書」では「ご無礼を知らず、難渋いたし。この度、天地金乃神様知らせくだされ、ありがたし」

と書き増され、「お助け」の具体相が明らかになっている。そして、「十七か年の間に七墓築かした」という現実は、実は「年忌年忌に知らせ」て予示していたと告げられ、「知つてすれば主から取り、知らずにすれば、牛馬七匹、七墓築かする」という神性が開示されるに至る。^{②①}よって、「覚書」記述において注目されるのは、「金神無礼」の由来について、それを「知らせくだされ、ありがたし」と表白したこと、そしてまた、「知つてすれば」／「知らずにすれば」と対項的な仕方で神性が発露していることである。

してみると、「四つ足埋もり」として出合われた「金神無礼」は、「知らずに」した無礼として神に把握されていることが窺われる。とはいえ、ここで示された神性においては、身に覚えのない不知の無礼でも罰せられることになる。だから、金光大神は、四百年以上前まで遡及して多郎左衛門を知らされ、四百年以上にわたる先祖よりの「金神無礼」の責めを負うのである。

このことについて、竹部弘が指摘するように、「先祖二屋敷の断絶と七墓に比して金光大神夫婦が守られたことは「…」圧倒的な不均衡と見える」^{②②}だろう。そうとして、その「不均衡」あるいは「金光大神夫婦が守られたこと」が、神との交わりを背景としつつ、先祖や家族との関係においてどのような意味の深まりを湛えてくるか考えてみたい。すなわち、「知らずにすれば」という不知の次元において、「二屋敷」の断絶と「七墓築かした」ことが、「知つてすれば主から取り」と対比的に示されるのだが、この不条理とも見える「不均衡」に関わって「知らせくだされ、ありがたし」と表白する金光大神の言をどう考えるかということである。

先述のように、「覚書」においては、身に覚えのない過ちでも神への無礼となることが示されている。それは、神の視線からすれば、人間が「知らずに」犯してきた先祖よりの「金神無礼」と見られよう。だからといって、金光

大神をはじめとして災厄を受けてきた者たちの側からすれば、「海々の時、屋敷内四つ足埋もり」は、先祖自身による無礼であるとは必ずしも言えない。しかるに、「四つ足埋もり」という身に覚えのない無礼の責任を取ることは、金光大神にのみ限られることではなく、このお知らせで遡られる先祖たちもまた、知らぬままにその咎めを受けてきたのである。ここからすれば、金光大神は、このお知らせ体験において、神への責めを背負い受けつつ、同年七月の「先祖を教え」よりさらに強く、「つぶれ」という断絶を経験してきた先祖たちの霊の立ち行きを自らの本分となしたと思われる。かくて、金光大神は、先祖以来廻ってきた神への無礼、自らの存知しない罪の責任を取るだけでなく、その罪の引き受けをもって、「つぶれ」に遭ってきた先祖の霊の立ち行きを務めとして受任しただろう。

こうしたことは、不知であるがゆえに「主から取り」とはならなかったことの意味をも照射する。たしかに、「知つてすれば主から取り」を金光大神が免れ、生き延びることで、先祖祭祀で家の断絶が繋がりに、先祖の立ち行く道がついた——あるいはまた子孫が続いた——とは言える。それにしてもしかし、その裏面では、金光大神が生き延びた代わりに失われた生がある。「知つてすれば」／「知らずにすれば」という対語を、知／不知の対関係として捉えるならば、仮に「知つてすれば」金光大神に代わって生き延びた可能性のある、養父親子、三人の子女、そして牛二匹の死によって——いわば彼らの生の代わりに——金光大神の生存が確保されたことになる。それだけに、「金神無礼」という身に覚えのない過ちの責めを負うことは、自分が生き延びたという痛烈な罪責感や疾しさを負い目、殊に子女三人を死に至らしめたという自責を抱えつつなされていったと思われる。

そうとすると、家族たちの生の代わりに確保されたかに見える自らの生存に関わって、「知らせくだされ、ありがたし」と表白することには、どのような意味を確かめることができるだろうか。

「ありがたし」という金光大神の感情、心の動きは、それを発露する主体のありように関わらず、「ありがたきこと」という事柄のありようによって決定されてくると言える。とすると、「ありがたし」という心の動き——としての時間性——は、「知らせくだされ、ありがたし」と心が動かされてくる仕方において、知らされた事柄が「ありがたきこと」になっていく、あるいは、「ありがたきこと」として了知されていくことと深く結びついているはずである。だが、「ありがたし」を発動させる「ありがたきこと」それ自体は、神が知らせた事柄だけでなく知らせた意志をも包摂しつつ、それ以上のことを含んだ何事かとして、神の側の事柄であるに違いない。その限りで、「ありがたきこと」は、神の側での遂行的な事態であって、その中身を認識のうちに回収することはできない。ここからして、「ありがたきこと」は、測りしれない無起源性に通じていよう。したがって、「ありがたし」という感情は、どこまで深まっても、どこかで解決することなく、ただひとえに在りつづける、そのような心の動きとして時間に浸透されていくと推測される。

してみると、「ありがたし」と心が動くことは、「ありがたきこと」が在るといふ認知に関わって発動されるのだが、「ありがたし」を感慨する金光大神自身は、他ならぬこの「ありがたきこと」の正体を知ることにはできない。ただ、不可知・不可測の無起源性において、「ありがたきこと」の在ることがおぼろげながらに感受されているのである。なればこそ、「ありがたきこと」との距離感がつのり、測りがたい無起源性が際立っていく。「この度」の只中で「ありがたし」が了得されていくと捉えられる。それゆえ、「ありがたし」の表白は、「ありがたきこと」それ自体の認識不可能性をひとえに浮かばせてくるだけである。「知らせくだされ、ありがたし」との言を、以上のように把握するならば、「ありがたし」という表白は、「ありがたきこと」の内実をまったく知ることができないという意味で、

限りある者として在る金光大神の自覚に相接すると言える。²²⁾

ところで、ここで注意したいのは、先ほども述べたように、神に対する無礼は、金光大神にとつても先祖にとつてもまったく身に覚えがないということである。その意味で、ただ神のみがお知らせという仕方では証する四百年以上前の「四つ足埋もり」とは、いわば無礼の無起源性とも感じられていよう。といつて、かかる無起源性は、無礼に「起源」が欠如しているという意味ではない。そもそも「四つ足埋もり」とは、「金神無礼」の由来Ⅱ「起源」の欠如を充たすべく志向された「起源」などではないからである。それは、無礼の「起源」を充たすとか埋めるといったこととは関わりがない。言ってみれば、「金神無礼」には限りがないのであって、その意味で、「四つ足埋もり」は無起源かつ無限の無礼となる。

このように、無礼が無起源的である限りで、神に対する無礼の無限の責めは、すでにして、先祖や金光大神に課されてしまっている。「すでに」という意味での過去は、誰かに証されることも、記憶によつて遡ることも不可能な、四百年以上前の「海々の時」だからである。それは、時間を遡行することで辿り着けるものではない。しかもまた、「起源」が無起源的である限りで、どこまで遡及されても当の「起源」それ自体に到達することはできない。だから、「四つ足埋もり」は、原理上、認識不可能である。それは、認識対象となりえない。となると、「金神無礼」という過ちの由来Ⅱ「四つ足埋もり」は現前しえないことになり、よつて、「金神無礼」は、身に覚えのない無礼となること確かめられる。

とはいえ、「四つ足埋もり」への責めは、「七墓」として、金光大神に一方的に課されてしまっている。いわば事後的に確認されるがゆえに、「四つ足埋もり」という身に覚えのない過去は、かつて何ものが過ぎ去り残していつ

た潜在的なしるし＝痕跡（「七墓」）というかたちでしか現れることがない。もつとも、あるかなきかの痕跡は、現在についてはただ「今はいない」という不在を告げるものでしかない。ここからすれば、「七墓」は、ひとえに無起源的な無礼の痕跡として出合われ、いわば不在という仕方で見前していることを示唆される。かくて、「七墓」という無礼の痕跡は——あたかも心的外傷とその事後的な回帰でもあるかのように——強迫的に金光大神に取り憑くことになる。すなわち、金光大神は、この強迫において、現前する何者かへ向かおうとする志向的な意識以前に、不在の何よりのしるし＝痕跡である「七墓」に切迫されていると考えられる。

こう見るならば、「四つ足埋もり」という無起源かつ無限の無礼は、それ自体としては認識不可能でありながら、過ぎ去ってしまったことの痕跡として、その不在においてこそ、ありありと感受されているだろう。その限りでなお、「四つ足埋もり」は認識不可能なもの、不可視なものとして、人間の側では把握されえないまま、知／不知の対関係を超えて、潜在しつづけることを示唆する。なればこそ、何ものにも係留されえない無起源的な無礼は、「知ってすれば」／「知らずにすれば」という知／不知の対立図式に収めることのできない逃れられなさとして感覚されていると捉えられる。

第三章 宮建築の移ろいとお知らせ体験

第一節 固有名列挙と「お上」の匿名性

これまでの論述で明らかかなように、金光大神と神との交わりの道程においては、先祖との関わりをも介しつつ、

家族、実弟、亀山村の人々など他者たちとの多様な関わり合いのうちでお知らせの聴き受けがなされていた。こうしたお知らせ体験の様相は、たとえば、実弟への人倫的責任と神への責任とが奥深く連動する「神の頼みはじめ」に確かめられるものである。元治元年正月朔日の金光大神自身への宮建築の頼みが「覚帳」に書きとめられるのは、この過程の交わりのなかでのことになる。

一つ、お知らせ。金神の宮社、日本になし。宮建ててくれい、と仰せつけられ候。世話人頼み、村役場願ひ、お上願ひ申しあげ。世話人川手保平、同じく森田八右衛門。大工、安倉、元。四日手斧はじめ。「覚帳」八一―一二二

以上は、「覚帳」に記されたお知らせとその後の状況記述である。²⁴ このお知らせについては、金光大神直筆の「断片資料」が残されているのだが、その「断片」の裏には、次のように、「覚帳」のお知らせ記述の原型が示されている。

一、お知らせ、金神の宮社

日本になし、宮建ててくれと

仰せつけられ候、御上願ひ申し上げ²⁵

「断片」のお知らせ記述は「覚帳」のお知らせにほぼ相当する。「覚帳」の記述との異同は、「断片」における状況記述が「御上願ひ申し上げ」とのみ書かれているのに対し、「覚帳」では「世話人頼み、村役場願ひ」……四日手斧

はじめ」までやや詳しく固有名を挙げて書き加えられていることである。ただし、「覚帳」の状況記述の書き増し部分は、行間や余白に追記されている内容である。したがって、元治元年正月朔日の事柄として、まず最初に書かれていた元々のお知らせと状況記述は、「断片」に示されている内容であったと推測される。「覚帳」自体も以上のような書き増しを伴っていたことからすれば、以下に示す「覚書」の記述は、より大幅な膨らみを見せていよう。

天地金乃神には、日本に宮社なし、まいり場所もなし。二間四面の宮を建ててくれい。氏子安全守りてやる。天地乃神にはお上もなし、其方にはお上もあり。世話人頼み、お上願ひ申しあげ。

世話人、当村午の年川手保平、同所森田八右衛門巳年。大工、安倉丑の年元右衛門、弟子、中六年年国太郎。手斧はじめ、きたる四日吉日。

こしらえてお上がかなわねば、どこへでも、宮のいるという所へやるけに、かまわん。こしらえいたせい。お上がかのうて建てば、其方の宮。天地乃神が宮へ入りておつては、この世が闇になり。正真、氏子の願ひ礼場所。其方取次で、神も立ち行き、氏子も立ち。氏子あつての神、神あつての氏子、子供のことは親が頼み、親のことは子が頼み、天地のごとし、あいよかけよで頼み合いたし。(「覚書」一三一)

まず、お知らせ中段の「世話人」「大工」の固有名列挙や「手斧はじめ」についての記述に係る意味を検討していきたい。ここに目を向けるのは、「覚帳」や「断片」では状況記述として書かれていた事柄が、お知らせとして体験されているからである。すなわち、「覚帳」でのお知らせ記述以降の「世話人頼み」…「四日手斧はじめ」までの出

来事の記述が、お知らせの内容の一部として、上掲のお知らせ中段に組み入れられている。ということとは、「覚帳」や「断片」を執筆した時点ではお知らせとして体験されていなかった事柄を、「覚書」執筆時の金光大神は、神からのお知らせとして体験していたことが窺える。

ここでは具体的に、金光大神が「世話人」たちを頼んだことや「お上」に願ひ出たこと、また「手斧はじめ」の儀式をしたことなども、お知らせによる体験であったと知らされている。お知らせを聴き受けそれを「覚書」に書き綴るといふお知らせ体験の只中で、金光大神は、自らの存知しないところに神の意志が潜在的に働いていたことを感じ取つただろう。とすれば、お知らせによつてそのことを顕在化させてくる神との関係の深度において、「世話人」や「大工」といった他者との関係性も再発見したと考えられる。

固有名列挙それ自体をお知らせとして体験することにおいて、金光大神は、他ならぬそのひとりひとりの固有性を捉え直しているに違いない。ならば、「世話人」や「大工」を、川手保平、森田八右衛門、(川崎) 元右衛門、(遠藤) 国太郎といった固有名として振り返り、いわば反復することで、過ぎ去つた出来事が現前していることを示唆される。なおまた、固有名列挙という仕方では生起する過去は、神と共にした自らの体験の固有性という新たな意味を得て立ち現われてきていると言える。

かくて、「世話人頼み、お上願ひ申しあげ」や「手斧はじめ、きたる四日吉日」がお知らせとして顕在化するなかで、その発語に随伴して宮の性格が発露され、お知らせ後段の宮の性格開示へと接合していく。つまり、金光大神は、お知らせを聴き受ける体験の深化によつて、他者との関係性をあらためて見いだし、その過程で、将来する宮建築の意味も再発見していくことになる。

ところで、この固有名列挙は、「覚帳」にも見られた「世話人頼み、お上願ひ申しあげ」という発語を起点に始まるのだが、その直前で、「天地乃神にはお上もなし、其方にはお上もあり」という事柄が新たに知らされてもいる。金光大神と神にとつての「お上」の「あり」／「なし」が事実確認的に伝えられると同時に、「お上」という存在が金光大神と神との関係性のなかにパフォーマンスに現前してきているのである。「覚書」執筆時点では、元治元年以来の第一の宮建築の動きは明治五年九月の「棟梁おいとまになり」（「覚書」二〇—一〇）によって終了しているのだが、こうした宮建築の移りも振り返られつつ、「お上」が強い訴求力をもって露頭してきていると思われる。ここには何が見られてくるだろうか。

神は、自らには「お上もなし」と語り、「お上」は神との対立関係上に現れているのではないことを示しつつ、金光大神には「お上」があることを確認していた。すなわち、金光大神には「お上」はあるが神には「お上もなし」という事柄が、対偶として語られるのである。けれども、このお知らせ全体の中で、「お上」が五回にわたり発語されてくることには、神と金光大神の二者関係への「お上」の介入が遂行的に語られていることを確かめられる。それゆえに、このお知らせを聴き受ける金光大神には、匿名の「お上」もまたひとつの他者として体験されていると思われる。なおまた、「お上」という匿名の権力性は、中段の固有名列挙の後にもその影響力を保持しているかに見える。というのも、宮が建つ／建たないに先だって、「お上がかなわねば」／「お上がかのうて建てば」という対関係が示されるからである。とすれば、「覚書」では、「金神の宮社、日本になし。宮建ててくれい」という「覚帳」での宮建築の頼みを冒頭に残しつつ、「お上」の登場を伴う中段以下で、宮建築に伴うさまざまな他者との関係性が視野に収められて発語され、それによりお知らせ全体が膨らんでいると推察される。言い換えれば、神と金光大神の二者関

係において、神が金光大神に頼みをなすという側面とともに、「お上」も抱え込んだ多様な他者との関係の網の目のなかで宮建築が取り運ばれるという、二つの事柄が予示されてくる。

してみると、宮建築がこうした関係性のなかに金光大神を置くことになると予期されつつ、「覚書」執筆時にあらためてお知らせが発語されていると言える。しかもここでは、「覚帳」における神と金光大神との二者関係的な含みが残されながら、宮建築に関わる多くの他者との関係性も、お知らせ体験のなかに内包されているのである。その限りで、金光大神がこのお知らせを聴き受けることには、神との関わり合いとともに、他者たちとの現に生きる人倫関係をも包摂されている。神との関わり合いを生きることが、そのまま、他者との関わり合いを生きことに接地していくことを、このお知らせ体験は浮かべせるのである。とすると、神は、「世話人」や「大工」あるいは「お上」といった他者たちを発語することで、金光大神が人倫関係を生きていることを示すのだが、当の神自身も、この人倫性のなかに身を置いて発語しているに違いない。

であればこそ、「お上がかかわねば」／「お上がかのうて建てば」という対項的にも見えるお知らせは、むしろ、「かなう」／「かなわない」という事実確認的な事柄が、いわば不可抗な匿名の「お上」の圏域であることを伝えていたと考えられる。したがって、宮建築の頼みをなす神の言葉に、「お上」という存在が内包されつつ、「お上」の権力の圏域もパフォーマティヴに示される。ということは、「お上」の権力布置が神と金光大神との関係性に介入していることも、このお知らせの聴き受けにおいて体験されていると示唆される。

ここで目を向けるべきは、「覚書」においては、「其方の宮」が建てられる以前に、つまり宮が「其方の宮」と言い出される手前で、「お上」の「かなう」／「かなわない」が知らされていることである。なれば、「お上がかのう

て建てば、其方の宮」となる以前に、「お上」の「かなう」／「かなわない」という権力布置に宮建築の動きが接地されていることを示していることになる。もつとも、神と「お上」は、必ずしも対頂的な関係において現れているのではない。神は「お上」の「かなう」／「かなわない」を対偶として語り、もし「お上」がかのうて建てば其方の宮」になるということをひとえに伝えている。その限りで、神と金光大神との関係性は、「お上」をも抱え込んだ人倫関係に関わっていることが示され、お知らせとして体験されている。ここからして、「其方の宮」は、「お上」という権力性からの自立や離脱として捉えられるものではないと考えられる。ただ、お知らせを聴き受ける体験の深化において、宮建築の意味も再把握される。つまり、「覚帳」においては「宮社なし」であるがゆえに頼まれていた宮が「其方の宮」となっていくことが、ここで知らされるのである。

こうして、「覚帳」のお知らせの響きをわずかに残していた冒頭で——「宮社なし」という欠如を充たすべく——願われていた宮は、後段で「其方の宮」となって露わになる。けれども、冒頭ではなお、「天地金乃神には、日本に宮社なし」と言われ、「金神の宮社、日本になし」という事柄が残響している。「覚帳」においては、端的に、神には宮がないのでそれを「建ててくれい」という不在を充たすという意味での宮建築が、お知らせの核心をなしていた。だからといって、「覚書」においてはじめて「其方の宮」という「本質的性格」が明らかになったとはただちには言えない。ただ言えるのは、宮の性格に係る本質論では見落とされがちで、「其方の宮」になっていくことから、宮へ目掛けられた意味を、かろうじて取り出すことができるということである。だから、いずれにせよ、「宮とは何か」という本質論に回収することのできない宮に係る意味の残余が取り残されることになる。かくて、「金神の宮社、日本になし。宮建ててくれい」の宮が「其方の宮」となっていくことは、多様な人倫関係が神と金光大神との関係

史の深化に湛えられていたことを浮かべせる。よって、「氏子あつての神、神あつての氏子」と自らの神性を遂行的に発語する神の言には、氏子と神を繋げていくという金光大神の受任も孕まれているに違いない。

以上を踏まえて、あらためて着目されるのは「覚帳」においては、「金神の宮社、日本になし」と言われていたことである。こうした言は、金光大神が「神の頼みはじめ」として引き受けた繁右衛門の転宅を、神の側では「金神の宮」と把握していないかのように見させるだろう。²⁶しかも、明治七年以降起筆の「覚書」において、繁右衛門の広前が「ご遷宮」として金光大神に把握されつつも、神はなお「覚書」の元治元年において、「天地金乃神には、日本に宮社なし」と知らせている。考えられるのは、繁右衛門の転宅を「ご遷宮」²⁷「…」すぐに肥灰おさしとめ」と捉えることに、繁右衛門の神への受任という意味が読み取られていたことである。第一章で見たように、ここにおいては、明治七年に至るまでの神との関わりの道行のなかで、神と氏子とを繋げてきた自らの任が振り返られ、繁右衛門に重ね見られていよう。それが、「すぐに肥灰おさしとめ」との主観的な記述に見られる金光大神自身の受任の意味であり、「神の頼みはじめ」すなわち受任の「はじめ」が宮建築の受任であったとの意味である。つまり、受任することから「頼みはじめ」に「宮」を見ていく、その意味の開示が、「其方の宮」としての表出にも反照していると思われる。

第二節 「はじめ」への逆行―宮との離接をめぐって

元治元年から明治五年までの宮建築の移ろいを簡単に示しておこう。元治元年四月初旬に、木材調達と白川家入門に関わって、「世話人」たちが京都・紀州方面へ出発している。その後、慶応三年に白川家から神主職の資格が得られ、普請小屋が建てられる。慶応四（明治元）年には棟梁の個人的な所業により一時建築が中断されるものの、翌

年九月には再開される。だが、その後も建築の動きは停滞することになる。こうして、元治元年正月から約九年が経過した明治五年九月に「棟梁おいとま」となって、宮建築は打ち切られる。この棟梁解雇がなされる直前に、「宮建て屋敷は、此方へ決まり」（「覚帳」一六一二〇）と指示され、建築地が定まる。かくて、屋敷地に建築するという神の意志は、明治十年代の「金之神社」建築の動きにおいても一貫される。そして、明治十三年八月三日に、「元、此方ははじめた宮は二間四面」（「覚帳」二四〇二二）として元治元年が振り返られ、それとの連続性において宮が捉えられるのである。

一つ、お宮のこと地内建て。村氏子どこへ宮建てても、其方が行かねば空宮。はじめ巳の年より先二十五年ぶりまで待てい。今のとおりでよし。（「覚帳」二二一三）

神の意に沿わないかたちで「金之神社」建築が開始された直後、明治十一年一月二十四日のこのお知らせにおいて、宮建築の「起源」は、「はじめ巳の年」Ⅱ安政四年へと、元治元年からさらに遡行されている。こうして、起点が遡っていくことが知られるという事態を、宮建築に関わる「村氏子」との軋轢、葛藤、相剋という困難な状況に直面して起点がいよいよ後退し、いわばさらなる原点としての「はじめ」を求めて遡行してきたと押さえることができるだろう。言ってみれば、起点を遡行させることが、関係史の「はじめ」Ⅱ「起源」へ撤退していくことを意味している。第一章で見たように、「起源」として定礎された安政四年の「神の頼みはじめ」において、金光大神は他者から呼びかけられ、ひとえにそれに反応してしまうという受動性に晒されつつ、触発されることが待たれていた。金

光大神が他者ないし神から徹底的に触発されていたその時点にまで撤退を成し遂げることによって、翻つて、すでにして触発されていたという受動性の「起源」に、対面と受任とを再認することがここで求められていると捉えられる。してみると、かかる無起源的「起源」への遡行によってこそ、その遡行的撤退の終極において、金光大神の受動性における対面と受任が賦活されると言える。^{②⑦}

しかも、前掲のお知らせでは、「其方が行かねば空宮」とも言われ、宮が「其方の宮」とはなっていない状況が露呈されている。他面で、「其方が行かねば空宮」ということは、「其方」と宮との離接を含蓄してもいるだろう。となると、宮が建てられず、「其方の宮」とならないことの根本において、宮と金光大神が切り離されているという問題を浮かべてくる。

「はじめ巳の年」の「神の頼みはじめ」において、金光大神は、頼みを引き受ける以前にすでに「呼んで来てくれ」という呼びかけの声を聴き、それに反応していたのであった。繰り返しになるが、「呼んで来てくれ」とは、なぜ自分が呼ばれているのかを判断し認識する手前の、無起源的・無根拠的な呼びかけである。でありながら、金光大神はそれに反応してしまふ。それこそが、他者によって引き起こされた受動的な活動の核心をなしている。ここからして、呼びかけの声を聴く金光大神は、務めを受任するあるかなきかの主体として析出されてくる。だから、他者の痛みや苦しみによって引き起こされた徹底的な受動性において、金光大神は神／繁石衛門のもとへ行き、神と繋がっていったのだろう。したがって、「はじめ巳の年」にすでに、金光大神は受動的に繋がっていたことになる。とすれば、神は、金光大神の受動性において、すでに無起源的に繋がっていた「はじめ」へと遡行しようとしているとも見える。

よって、この離接は、たんに切り離されているというネガティブな事態のみを意味しているわけではない。むしろ、金光大神と宮とが切り離されているからこそ、その繋がり無しにおいて、「四つ足埋もり」の無起源的な罪性や「屋敷宅がえ」に見られるような疎外状況、あるいは、「空宮」を書き綴る今ここで宮と離接しているという疎外状況もが、繋がり契機になりえていると考えられる。言い換えれば、金光大神と宮とが切り離されているという繋がり無し——あるいは繋がり難さ——が徹底化されていくその極点で、罪性の責めを引き受け、疎外状況を定めとして順受することが、従来とは別様の仕方であつていく契機をなすのである。

このようにして、金光大神は、罪障を孕んだ屋敷地へ繋がり、そこにおいて神と他者へのさまざまな任を果たしていくことになる。そしてまた、宮との離接という繋がり無しが、罪性の責めを背負い受けた上での神との繋がりとして、逆説的に立ち現れることを確かめられるだろう。となると、神は、金光大神と宮との離接において現出し、一方で金光大神は、その離接を埋めていくためにこそ、身に覚えのない罪性の責めを引き受けていくのである。

したがって、金光大神と宮との離接が問題なのではなく、繋がり無し事態に、お知らせ体験の深まりと現実とを結ぶ転回点がどう構成されているのかということが問われるべきだろう。その転回点は、さまざまな他者が陰に陽に関わりつつ宮が建築されようとする動きのうちに見られるのである。こうした宮建築の移ろいは、金光大神と神とのお知らせ体験に反照され、宮建築の「起源」が「神の頼みはじめ」としての繁右衛門の「屋敷宅がえ」にまで遡行されることを示唆する。つまり、安政四年を「起源」Ⅱ「はじめ」とする神との関わり合いの深化のなかで、宮建築に関わる他者たちとの関係性が捉え直され、そこからさらに宮との離接もまた、宮建築の動きへ転回していく。宮建築が将来へ向けて動き出すべく、動き出すべき起点が確かめられるべく、過去が振り返られていると言える。

かくて金光大神は、繋がり無し事態を担うことよつて、宮との離接を感じ知らせる神と直結していくことになる。その金光大神のありようが、宮との離接のままに事態を抱えているそのままで神と直通していく経路をなすのである。それが、神において宮が志向されつづけることの一見落とされがちな残余の——意味であると把握できよう。ここからして、繁右衛門の難波家からの疎外状況が可視化され、神と繋がる契機の発生から金光大神が任を引き受けることで、繁右衛門と神とが結び直され、また、金光大神も神と繋がることになる。と掴まえられる。そのことと類似しつつも異なることとして、宮との離接は、神と繋がり合つていく受任それ自体の契機をなしている。すなわち、金光大神が身に覚えのない罪性の責めをまるごと背負い受け、宮との離接のままに神との関係性が結び直されていくことに、徹底的に受動的な受任という意味が垣間見られるのである。

おわりに

見てきたように、金光大神は、お知らせの聴き受けにおいて、発語し呼びかけてくる神に対面し、神への任を果たすとともに、その聴き受けと聴従によつて、さまざまな他者たちへの応答責任に直面していた。お知らせの内容で指示された他者への務めを受任し、また軋轢、葛藤、相剋といった側面をも内包する他者との多様な関係性のなかを生きていくという、輻輳する連関において、神と金光大神との関わり合いはより深められていったと考えられる。すでに述べたように、この深まりのなかで、金光大神は神に近接し、神に浸潤されていったと言えよう。こう捉えるならば、金光大神と神との関係史は、多様な他者との関わり合いの層位が交錯するお知らせ体験を通して深化し

ていくものと把握することができる。

ここからすると、金光大神のお知らせ体験には、神への任とともに、知らされた内容に関わる他者に対する任の引き受けもまた確かめられる。その意味で、神のみならずさまざまな他者からの頼みや願いの受任が錯綜する様相をお知らせ体験に窺うことができるのであり、それは必ずしも、神との内奥の二者関係とは言えない側面を備えていることになる。二者関係には収めることのできない側面、それに還元しては見落とされてしまう側面が、他者との人倫関係として露頭していると考えられる。つまり、神と金光大神との関係にはずでにして、第三者が入り込んでおり、また、神との関係と他者たちとの関係という二つの関係性は、密接に連動し、一つのお知らせ体験を成立させていることが窺われる。

そうとして、他者との人倫的な関係性をお知らせ体験に見ていくことの今日的意義を、最後に示しておく。他者との関係という場合に、本稿でそれは、家族関係や兄弟関係といった親密な他者との関係性に限定してはいない。また、願い主や出社たちとの信仰的な関係性を主問題としたわけでもない。宮建築の移ろいにおいて、身近な者から匿名の「お上」に至るまで、多様な他者との——葛藤も孕んだ——関わり合いが生じていく場面を考察の対象とした。その際に問われるべきは、他者が、まさに字義通りの意味で、自分とはまったく異なる他なる者として出会われるという事態である。このことは、価値観・倫理観がきわめて多様化し、さまざまに変化しつづける今日のアクチュアルな状況において、他者たちといかに対面し対話しうるかという問題へ連なるものだろう。

もつとも、こうした問題は、他者（の価値観）の受容／拒絶という二項対立的な判断以前の事柄であると言える。自分とは異なる他者がいきなり、あるいは知らぬ間に到来してくるという状況は、必ずやってくるからだ。むしろ

それは、見慣れた光景となつてゐるかもしれない。けれども、考えるべきは、異質な者たち——他者たち——を、自らの認識のうちに回収し、見慣れた者にしてしまふという、いわば日常的な営為の手前で、他者たちにどう対するか、そして、その者たちが抱える痛みや苦しみをどう感知することができるかということである。だから、まずは、彼／彼女らといかに出会い対話していくかという自身の姿勢や態勢が——個々においても集団においても——より一層鋭く問われるべきだと考える。こうして、はじめに、価値観の異なる多様な者たちが、対話を通して相互に理解しつつ共に生きていくことが重要な課題となつて現れてくるに違いない。それにより、これまで見えてこなかつた差異や問題性そのものが、可視化され、論点化されてくると予測される。金光大神のお知らせ体験のうちに他者や人倫性との関わり合いを見ることで、本稿は、他者との繋争点を論じる手前の他なる者への姿勢のありようを問い求めたことになる。ここから、現代のさまざまな局面における対話や交わりへ繋げていくことが、今後の課題となる。

(教学研究所助手)

①「覚帳」の起筆時期については、慶応三年十一月二十四日のお知らせの直後、慶応末から明治初年にかけての頃であると考へられている(藤井潔「お知らせ事覚帳」の執筆開始時点に関する考察) 紀要『金光教学』第二四号、一九八四年、八三～八四頁

参照。

②「お知らせ」およびそれを聴くことについては、教学史において、以下のように捉えられている。瀬戸美喜雄は、「お知らせ」に関わつて、「人間はむしろ無心になっているところへ向こうからくる、つまり向こうが主体、神様が主体」(瀬戸美喜雄「世を照らす光——お知らせ事覚帳の心——」金光教本部教庁、

一九八八年、二八頁）と述べる。瀬戸においては、「お知らせ」は神から一方的に伝えられるものとして把握され、そこには、「お知らせ」を聴く金光大神の受動性が含意されている。

一方、竹部弘は、「お知らせ」を成り立たせるについての、神と金光大神との間の協同・共動関係ともいべきものを指摘する。つまり、「お知らせ」は、「神の一方的な力と意志のみによってなされるのではなく、「…」神と金光大神との関係で成り立つ」と把握される（以上、竹部弘「お知らせ事覚帳」に見られる「お知らせ」の考察」紀要『金光教学』第三〇号、一九九〇年、一〇六頁参照）。また、「お知らせ」という出来事」がどのような体験であるのかを考察の対象とする」（「教祖探究の歴史」紀要『金光教学』第四四号、二〇〇四年、一三五頁）竹部の「お知らせ」解釈では、神が「お知らせ」という出来事として自らを名乗り出し現れてくる事態を、「神性」として了解される以前の、この世界への神の現れという意味で「神という経験」と捉え」（竹部弘「お知らせ事覚帳」に見られる「神」という経験」紀要『金光教学』第四二号、二〇〇二年、二一三頁）を感ずる。

以上の先行成果を踏まえ、本稿では、神の「お知らせ」を感受し、そこで知らされたこと、指示されたことに係るさまざまな務めを果たしていくことを含め、「お知らせ」を聞き受ける体験を「お知らせ体験」と規定して論を進める。なお、本稿では、「体験」と「経験」という語については、

概念として區別せず、「体験」の語に統一することとする。

③このことに関わって、早川公明は以下のように指摘している。「安政四年十月十三日の出来事が慶応三年十一月二十四日の神伝において「神の頼みはじめ」とされることの意味は、その出来事が、以後の教祖との関係のとり結びの中で漸次その神性を明らかにすることになっていった新しい神「…」の、この世への出現の起点として位置づけられる」とする。そして、「神の頼みはじめ」として「新たな神の出現の起点に据えられ」た「この間の神との関係史」は、次のように確認される。「安政四年以来慶応三年十一月二十四日に至る間の歴史を、従来の金神祈祷者達にとつての金神或いは金神信仰とは区別された、教祖にとつての新しい神の出現として捉え、神が教祖に働きかけ、教祖自身を導きつつ、次第にその神性をこの世に現わしてきた過程」である（以上、早川公明「覚帳」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について」紀要『金光教学』第二九号、一九八九年、五頁参照）。

④真鍋司郎「民衆救済の論理―金神信仰の系譜とその深化―」紀要『金光教学』第二三三号、一九七三年、八二頁。

⑤このことについて、瀬戸美喜雄の以下の言が示唆的である。「金神信仰が進んでくると、世の多くの例にもれず、周囲からしだいにとんじられるようになり、また、その信ずる神の意志を立てぬくためにも、別の一軒をかまえる必要にせまられたのであった。さりとて今の境遇では、それを建

てるため自由にできる資金もない。繁右衛門は、そういう追いこまれた状況下にあったのである」(瀬戸美喜雄『金光教祖の生涯』金光教学研究所、一九八〇年、八三―八四頁)。

⑥『難波家探訪記』奉修所資料一三八、一〇頁参照。

⑦ここで言う受任の無起源性・無根拠性は、もちろん、自己が任を負うべき他者の存在を前提にしている。逆に言うと、他者が存在しなければ(あるいは認識されなければ)、他者への任や務めの感覚それ自体が引き起こされてこない。その限りで、他者が存在することそれ自体が、受任することの存在論的かつ認識論的な「起源」・「根拠」をなしているとも言えよう。

⑧『金光教教典お知らせ事覚帳注釈』金光教本部教庁、一九八九年、五頁。

⑨この記述に、ある意味での「不分明さ」ないし「不明瞭な感じ」が内包されていると指摘することで、解釈によって何らか明確化すべき余地が残されていると主張するのではない。というのも、「不明瞭」に感じられてしまう書きぶりが、お知らせ体験を余すところなく表現しているからである。「不明瞭」は、このお知らせが、まさにそのように体験されたことを示しているにすぎない。だから、「不明瞭」に感じられてしまう書きぶりは、これを体験し記述した本人にとっては、このお知らせがどう体験されたかという内実をまったく明瞭に示していると言える。その限りで、この

書きぶりに感知される「不明瞭」は、本人には、徹頭徹尾明瞭に体験されているのであり、この記述はこのことを明瞭に伝えている。つまり、「不明瞭さ」そのものが、実際の体験のされ方をありありと伝えているのである。そして、「不明瞭」という体験のありありとした様子は、謎として遡及される原事態にあるものを示唆しているよう。

⑩『金光大神覚』(金光教本部教庁、一九六九年)の「注釈」(二三頁)参照。

⑪本稿は、「覚書」と「覚帳」のテキスト論的な相違や、両書をテキストとして扱う際の解釈学的な問題について論じることはしない。ただし、竹部弘「神と人との間」への問い——安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐって——(紀要『金光教学』第四四号、二〇〇四年)の注⑤(二三三頁)で指摘されるように、「書かれている、いないということから言えるのは、両書の執筆時点で書かれる必要があったか否かという段階の違いであって、事実がどうであったかということ、どちらの立場からも断定できない」のであり、「体験・執筆双方の時点での認識や把握としてよりも、両書のテキストにおける物語構成の要件として書かれる要があったか否かという問題になる」という指摘は示唆的である。

竹部の指摘を踏まえつつ、本稿における「覚帳」・「覚書」の読み方を簡単に示しておく。神と金光大神の関係の深まりを考察するという視角から、本稿は、「覚帳」・「覚書」の

記述を、両書の比較において捉える。すなわち、そこに書き増しや書き加えなどを徴候的に見いだすことで、記述の増減ないし有無から示唆される意味を解釈していく。

⑫『金光教教典用語辞典』金光教本部教庁、二〇〇一年、五八四頁。

⑬この八兵衛とは、養父桑治郎の曾祖父にあたる人物で、大橋助次郎の二男である。八兵衛以降の川手家当主を示すと、八兵衛、文治郎、善兵衛、桑治郎、そして文治（金光大神）となる。以上、金光大神の先祖に関わる事柄については、金光和道「川手家の研究―玉曆から文政にかけて―」（紀要『金光教学』第一七号、一九七七年）および松沢光明「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」（紀要『金光教学』第二六号、一九八六年）を参照。

⑭前掲「『教祖』探究の歴史」（二二五頁）でも触れられているように、早川公明は、お知らせにおける「此方」との呼称が神を指すのか、教祖を指すのか不分明であることから、「お知らせを受ける神と人間の関係のあり方」について論じている。

人稱としての「此方」には、「第一には、教祖を対者（其方）に選り教祖と向き合う形で神前にたちあらわれてきている神自身の呼称として、第二には、対者であった教祖を神が自己の側に引き取った形で、神の広前に座す教祖自身の呼称として、そして第三には、家業としての農業を廃し

た教祖とその一家全体を神が自己の側に引き受けた形で、神に仕える家としての金光家全体の呼称として、といった如くに、「此方」によって代置される人稱の範囲が広がられていき、結果的にみれば、「此方」という神の家全体が一つの自己となつて「世間（体）」という他者と対している」と指摘され、「此方」とは神・教祖の関係の束を包含し、そこから世界を見分け他者を身分けしていくところの、それ自体が一つの神の身体にたとえられ得るような、根源的な場を指し示すものである」とされる。この「此方」という「根源的な場」に、「神・教祖の関係が生み出される源泉点としての中心性・唯一性・交換不能性」が見られている（以上、早川公明「此方」考―「覚書」「覚帳」テキスト分析ノート―」（紀要『金光教学』第二五号、一九八五年、五四頁参照）。

テキスト論的分析によつて鮮やかな解釈を示す早川は、神から金光大神へという「向かい合い」の関係から、神とともに「此方」を形成し、「此方」の外部である「世間」と向き合うことへ、さらにそこから、両者が「自己と対者として峻別される」ことなく、「神と教祖とは融合してしまつて、ほとんど区別されるところのない一つの全体として包まれ、「此方」という言葉のうちに、「自・他」の関係での人稱性が消滅していくことへ、という諸段階を区別する。以上のように、「此方」には終極的な神との融合が読み取られ、そこに複数性を見ることに疑義が呈されている。ゆえ

にそれは、「神と教祖とが互いに相手の分身として、かつまた相手の影の如くに融合・同化し合っている姿」であり、「そこから神と教祖とが世間に析出していく根源の場」として捉えられる。こうした理路において、「当時一般のならわしに従って行動する人々という意味」での「世間」が「他者的存在」として「批判的に見据えられてきている」と指摘される（以上、同右早川「此方」考」三八～四三頁参照）。

本稿において、神と金光大神との二者関係あるいは三者関係を指摘する場合の、早川の議論との相違として、以下の点を挙げておく。早川においては、「他者」ないし「他者的存在」という語彙は、神と金光大神（ないし金光家）が向かい合うべき因習的な「対者」として批判的に捉えられているが、本稿はその限りではない。

⑮ 河井真弓は、「この家も立ち行くようになり、ありがたし」との先祖の言葉の聴き受けに、「先祖の救われなさを引き受けたり、先祖の問題を負わされたりもする」（河井真弓「金光大神が見つめる（いのち）」「金光大神御覚書」試論」『センター通信』No.91、金光教東京センター、二〇〇九年、三二頁）金光大神の姿を見ている。

⑯ 八兵衛以前の川手家の先祖については、伊予の川之江の家老職にあった者が大谷の地へ逃げ延びてきたその子孫であるとの伝承がある。まず、その元の川手家が断絶し、代わりには赤沢家が位牌を引き継いだが、さらにこの赤沢家も断

絶し、それを大橋家から出た八兵衛が再興したとされている（以上、前掲松沢「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」六八～七二頁参照）。その意味で、元の川手家の始祖からすれば、金光大神は三人目の養子になる。

⑰ 竹部教雄「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」紀要『金光教学』第九号、一九六九年、三四頁。

⑱ 同右竹部教雄「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」四一頁。

⑲ 河井真弓は、この安政五年十二月二十四日のお知らせに關わって、「自らの難儀に先祖からの難儀が折りたたまれている」（前掲河井「金光大神が見つめる（いのち）」三四頁）と指摘している。

⑳ 「この金神という神は、普請するに、知らずにすれば牛馬七匹、知ってすれば亭主より七墓築かすと、昔から言い伝えるじゃないか」（金光大神御理解集」第Ⅰ類 萩原須喜 三一〇）との伝えにも、「知ってすれば」／「知らずにすれば」という対語は「昔から言い伝え」られているものとして示されている。「知ってすれば」／「知らずにすれば」が「金神七殺」についての当時の定型的な語り口であると考えれば、このお知らせにおいて初めて開示された事柄ないし神性としてこの対関係を捉えることは保留される要があるとの見方も成り立つ。しかし、竹部弘が指摘するように、対項的な語りを「この金神という神」のあり方を存在感をもって

語ろうとするもの」と押さえれば、「この神」の自己表明を意味するもの」として解釈することもできるだろう（前掲竹部弘「神と人との間」への問い」三〇四頁参照）。

②同右竹部弘「神と人との間」への問い」三一〇頁。もっとも竹部は、「圧倒的な不均衡」を指摘しつつ、先祖以来の「金神無礼」と金光大神自身の「七墓築かした」経験とを相関化させることから、「神への無礼」にも拘らず「なされた」という意味」、また「神の忍耐ともいふべき意味」を読み取っている。

③以上の解釈に関わって、特に、菅野覚明「神話的世界と菩薩―本居宣長の「真心」論を手がかりに―」（『宗教研究』第一八二巻第二輯、二〇〇七年）に示唆を得た。

④以下に、宮建築の動勢に関わる先行研究を紹介しておく。

早川公明は、「覚帳」が登場した一九八〇年前後において、元治元年から明治五年に至る「金神社」建築と明治十年代の「金之神社」建築それぞれの動勢について、綿密な資料解説の方法論に基づき検討している。すなわち、「金神社建築運動は、幕末維新时期に展開された、本教における初めての布教公認運動であった」という視角から、「金神社建築の動きを布教合法化の動きとして位置づけることを試み」（早川公明「金神社建築運動に関する一考察」紀要『金光教学』第一八号、一九七八年、四九・五〇頁参照）、また、明治十年代の動勢についても「本教成立以前になされた一連の布教合法化運動」（早

川公明「金之神社」考」紀要『金光教学』第二号、一九八二年、一頁）として捉えられる。

渡辺順一は、一九九〇年代後半に、「浄不浄の隔てを問わない、諸人救済の拠点であり信仰の視座ともなった「生神の宮」の形成とその内実の展開過程を、幕末・維新时期の金光大神の実存状況や神把握の変遷との関わりで考察」した。渡辺の立論においては、宮が、差別や病などで排除された「難渋な氏子」たちを救済するための拠点として位置づけられる（渡辺順一「諸人救済の視座―差別・暴力を視点とした「生神の宮」試論―」紀要『金光教学』第三八号、一九九八年、三三三―三四頁参照）。

大林浩治は、「覚書」・「覚帳」を「筆記する当人は、作品に先立つような安定した関係に立ってもしない。むしろ、綴られた内容、そして綴る体験を通じて、結果として実世界の意味が知らされてゆくこととなっており、その逆ではない。[...]」よって構成的必然、執筆されることがらは、筆者をとりまく現実の事態（歴史事態と神）の方にあるのであって、筆者個人の内面的必然性は、それを受け止める限りではないことになる」（大林浩治「覚帳」「覚書」の神語り世界―金光教の始源的創造力を探る方法的試論―」紀要『金光教学』第四六号、二〇〇六年、五六頁）と解釈の視座を述べ、金光大神をテキストの作者として捉えることから離脱しようとする。そして、従来の「神祇地平」の解体・刷新の時代状況の中で、「金神という古くて新しい神が、様々な転換を伴い

つつ根源的世界から登場する」(同四五頁)という神の生成譚を「神語り」として捉える。ここからして、宮建築に関わっても、それが「大谷村の金神社」と把握されるような当時の状況に対しては、「在地の共同体内の管掌に預けられては、新しく創造されねばならない信仰地平の生成を促し得ない」(同八八頁)と述べられる。大林の試みは、いわば、教団の「始原」にある宮の問題をも、神祇世界再編成の「神語り世界」として展開させるものである。

以上のような先行研究と本稿との視座の違いを端的に述べるならば、本稿は、お知らせ体験の深まりに「其方の宮」の析出過程を確かめ、それを人倫関係から眼差し、考察していくものである。

②④先述のように、「覚帳」は慶応三年十一月二十四日のお知らせを契機として書き始められると推察されているのであり、以上のお知らせも、明治初年頃から振り返って書かれたものである。しかも、「元治」と改元されたのは文久四年二月二十日であるため、元治元年正月朔日の事柄として記された宮建築の頼みは、実際には文久四年正月朔日に体験されていることになる。したがって、文久四年正月朔日と書かれていないこと自体も、この「覚帳」のお知らせが、後に回顧されて「覚帳」に書かれたことを示している。

②⑤前掲「金光教教典お知らせ事覚帳注釈」三三八頁。

②⑥「繁石衛門の口を通して現われた神」を「従来の金神祈祷者

たちにとっての金神とは区別された新しい神」と捉える早川は、「金神の宮社、日本になし」との言も、既成の金神信仰との異質性を示唆するものと把握する。すなわち、「繁石衛門の広前に金神の宮を奉斎していたにも拘わらず、これまで「金神の宮社、日本になし」として、神の宮建築の頼みが新たになされていること」は、「繁石衛門を始めとする金神祈祷者達が奉斎する金神の宮社とは区別された、まだ日本に存在しない神の宮ということになる」と指摘する(以上は、前掲早川「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について)四〇五頁および二四頁注⑤を参照。

②⑦内在性という「起源」への徹底的な遡行⇨撤退の運動の終極において、その極点としての自己自身が触発され、かつまたそこから自己生成してくることは、ミシェル・アングロの神論に関する杉村靖彦の論考「哲学者の神」(池上良正他編『岩波講座宗教4 根源へ』岩波書店、二〇〇四年)および「生の自己証言からの対話―ヨナスとアンリ―」(片柳榮一編著『ディアログス―手探りの対話―』見洋書房、二〇〇七年)に示唆的である。

「御四被せ事覚帳」(お知らせ事覚帳)の貼紙をめぐって

岩崎繁之

はじめに

「御四被せ事覚帳」「お知らせ事覚帳」(以下、「覚帳」と略記)の原資料(写真本)^①を前にすると、そもそもこの帳面に書き表された「御四被せ事」(以下、「お知らせ事」と略記)とは一体どういうことを表しているのかに関心が及ぶ。それは、写真本で目の当たりにする、文字の大小、濃淡はおろか、後筆や貼紙といった表記の形態を通じて、筆者が、体験したことを文字にすることの躍動感や、文字に籠もる何らかの意味を介すところから、この体験の深みへと意識が向けられるからである。そして、墨筆で文字が書き表されることの創造性や想像性、また、墨跡を目の当たりにすることを含めた「書く」という体験の時間まで思いを及ぼさずにはいられない。このことから、『金光教典』所収の「お知らせ事覚帳」^②(以下、教典「覚帳」と略記)で、活字化され整然と並んでいた「お知らせ事」を文字通りに受け止め、活字を通して意味内容を理解してきた読み行為への検討へ導くものとならざるを得ないのである。

例えば、そのことを示す一つと考えられる「金光、生まれ変わり」が書き表された明治六年旧二月十五日の「お

これは、「覚帳」の十八丁裏^⑤にある明治六年旧二月十五日付の記録である。

写真の表記において指摘しておきたいのは、「酉二月十五日金光生かまり」が、行間に挿入されているという事実である。もともと紙面に書かれていた文字を便宜上、「一次書記」とすると、行間へ挿入された「酉二月十五日金光生かまり」は一次書記を目の当たりにした後に、筆記者によって書き加えられた後筆ということになる。もともと末尾には「生日改」とあり、一次書記を書き表した当初から「生まれ変わる事」がうすうす認識されていたことは想像に難くない。しかしながら、行間に書き加えられた「酉二月十五日金光生かまり」は、それが生まれ変わりの内容を補足するために書かれたのではなく、何か別の契機があつて、わざわざ行間に記されることになつたことを考えさせるのである。補足の必要性があるならば、「生日改」と書いた次の行でそのことが記されもしよう。このことからして行間の後筆は、単にお知らせの文言を書き足したというのとは異なる位相の問題へ繋がる記述と言えなくもない。もともと、生まれ年の干支が「戌年」から「酉年」へと変更することを明示されるのは、その後の旧十二月十日のお知らせ^⑦によつてである。この記録と対照して、旧二月十五日の記録の一次書記と後筆との関係に注目すると、入浴を促す一次書記はずで、生年の変更を示唆するお知らせであつたとして、「金光生かまり」という後筆は、その全体的意味を発見的に見いだしたことを表していると考えられるのである。^⑧むろん、その「発見」が何時あつたのかを断定するのは不可能に近いことであろう。そうとして、後筆の有りに「発見」を読み取ることに関わつて、一次書記に既に日時が付されているにもかかわらず、「金光生かまり」の前に「酉二月十五日」と書かれているのも、そのことを示すのではないか。そして、そのことに妥当性を与えるものとして指摘できるのは、次の「金光大神御覚書」(以下、「覚書」と略記。また、写原本を写真「覚書」、「教典」所収のものを教典「覚書」と表示)の同日付の記

録との関わりである。「生まれ変わり」の箇所を取り上げたのが次の写真である。

写真「覚書」(二五二)(二五二)

解説文 教典「覚書」(二二―四―一)に相当(波線、筆者)

近楽乙佐津私ニ久足位田瀬戸被仰付同
伴二門之鳥入ヲ取納一旧(二月十五日)金光生
かまり十年夫利ニふるは入御佐師いるし
ち下半日及一兎修二中満(さん)物あそも
生立名皆乃早川かあるわろふもめんすま

近楽乙佐津私ニ久足位田瀬戸被仰付同
伴二門之鳥入ヲ取納一旧(二月十五日)金光生
かまり十年夫利ニふるは入御佐師いるし

被下生日改「……」

周知の通り、「覚書」は、金光大神が、明治七年旧十月十五日(新曆十一月二十三日)のお知らせに促されて起筆したもので、時期や記述の内容から、「覚帳」を参照して執筆されたと考えられる。

右の写真の表記からは、「覚帳」では、一次書記の記録の行間へ書き加えられた「酉二月十五日金光生かまり」は、「覚書」では、まず一打ち書きされて「一旧二月十五日金光生かまり」とあり、ほぼ均等な文字に改変して一つの文章へと構成し直されている。つまり写真の表記からは、「覚帳」では、発見的に見いだされた内容としても捉えられるが、「覚書」では、お知らせの一部となっており、旧二月十五日の内容として捉えられるのである。実際、「生まれ変わり」は、先行研究や教祖伝では、旧二月十五日の出来事だとされてきた。

先行研究の蓄積からは、教学研究では、「覚帳」と「覚書」に所収された同一事蹟(本稿では「お知らせ事」の記録の異同に相当)の記述の差異を踏まえた解釈視座として三つの立場が示されてきた。一つは、記録内容に付された日時
の時点にあった出来事として解釈する立場である。一方で、両書に共通する記録内容に粗密が見られることから、

両書が書き表わされた時点の信仰内容が反映したとして解釈する立場もある。三つ目は、両書の二つの記録からお知らせを複眼的、立体的に追究するという解釈の立場である。⑩いずれにしても、この三つの立場は、「覚帳」と「覚書」の記録内容を活字化した上で文章表現の違いを対象に議論が為されてきた。ところが、ここまで見てきた「生まれ変わり」のように、「覚帳」と「覚書」の記録内容や記述量にほとんど違いが見られない場合には議論の対象にはなっていない。むしろ、両書の表記は検討され続けてきたが、解読され、活字化されたことで、何時しか表記の差異よりも、言葉の意味内容に検討の主軸が置かれた結果、そもそも検討する必要が無いかのように認識されて来てしまったことを表しているのではなからうか。しかしながら、改めて「覚帳」原資料の記録の表記に着目するとき、書き表された「お知らせ事」が一体どういうことを表しており、そこから何が窺えるのかという、いわば言葉として解釈する前段階への追究へと関心が及ぶ。例えば、先の写真本の「生まれ変わり」の表記に窺ったように、「覚帳」に纏めて記録されたと見られる「お知らせ事」の内に当初の体験と、後に発見的に見いだした体験という二つの体験の相が窺えることが挙げられる。そこからは、一つの紙面に対して少なくとも二度に亘って、文字で書き表す金光大神の現実的、人間的な生活時間上の体験が折り重なり、あるいは触発する体験の問題を通じて「お知らせ事」という有り様への追究が避けられない問いとして目の前に迫ってくるのである。⑪

「覚帳」では、この「酉二月十五日金光生かまり」のように、一次書記の行間、余白部分に、文字が書き加えられることは珍しくはない。⑫むしろ、表紙をはじめ、帳面全体を通じて後筆は見られるのであり、記録の後筆の内容は様々にある。とりわけ貼紙^⑬でもって表された記録は、もともと本紙とは別に書き表された「お知らせ事」であり、それが「覚帳」に綴られるに当たっては何らかの契機が予測される。そして、このことから、そもそも「お知らせ事」

が紙面に文字でもって書き表されることや、その記録が「覚帳」に綴られることに関わる体験の意味的深まりの問題が、貼紙を通じて浮かぶのである。^⑬

以下、本稿では、「覚帳」の貼紙（差込の紙片を含む）でもって表される「お知らせ事」の記録を中心に、その記録の概要を述べた上で、執筆の順序に注目し、筆致や記録の内容など、それぞれの貼紙の様相について考察を行い、体験の深まりの一端を掴むこととしたい。

なお、「覚帳」や「覚書」の当該箇所については、基本的に写真本を用い、適宜、解説文や現代語訳（教典「覚帳」、同「覚書」）を示す。また、引用文中、強調したい箇所には波線を付した。

一章 「覚帳」の貼紙

綴じられているもの	表紙	1丁
	安政4～明治13年	51丁
	「日付付分帳」	5丁
	明治14～16年	13丁
	明治16年、宅吉の書込、余白	1丁
	裏表紙、(明治6年の記録、宅吉の書込あり)	1丁
合計	72丁	
単独	明治10年の記録	1丁
	明治13年の紙片	1枚
	明治6年の紙片	1枚

まず、「覚帳」の体裁について簡単に述べておこう。^⑭ 料紙は美濃半紙（縦36^{センチ}、横29^{センチ}）^⑮で横長二ツ折りである。最初と最後には、それぞれ表紙、裏表紙があり、それらを含めて計七十二丁が右横綴じで綴られている（縦14・5^{センチ}、横36^{センチ}、厚さ0.9^{センチ}）。その中には、明治十三年と十四年の間に新暦・旧暦・末暦の三つの暦が付け分けられた五丁の帳面がある（「日付付分帳」）。そして、綴じ穴があることから、当初綴じられており、何れかの時点で外されたと見られる明治十年の記録が所収された料紙一丁と、^⑯それぞれ明治六年、十三年の内容が記された紙片がある。本稿では、これら全てを「覚帳」と呼ぶ。このことを一覧にしたのが、上の表である。

次に、「覚帳」の貼紙の概要を示しておきたい。

「覚帳」には全部で十九枚の貼紙がなされている。これらは、本紙の余白や、該当記録の一部に貼られている。このうち、一枚(貼紙^⑨、三章i節参照)は、別人の筆致である。また、貼り付けでなく、挟み込まれた紙片が三種ある。ここでは「挟込紙」とする。三種としたのは、一つ目は純粹に一枚の紙片、二つ目は五丁の料紙に亘る「日付付分帳」、三つ目は一枚の紙片と裏表紙の内側に書き表された明治六年の金光大神の神勤差し止め的事蹟(「神前撤去」)の記録を指し、それぞれ性格を異にする形態となっているからである。これらを一覽にしたのが次頁の表である。

丸数字とイロハは、「覚帳」の貼紙の順序で、以下、記録に付された日時と内容、貼紙がある本紙丁数と貼り付けの位置、貼紙前後の本紙記録の日付、貼紙のサイズ(実寸)、参考までに、写真本の頁数と『教典』の章節を示した。

さて、これら貼紙(挟込紙を含む、以下省略)は、記録内容と貼り付けられた本紙の記録との関わりから分類すると、次の六種となる。

- (1) 本紙への「お知らせ事」の記録の追加 ……7例 (② ⑤ ⑦ ⑫ ⑬ ⑯ ⑱)
- (2) 本紙「お知らせ事」の記録の訂正・削除 ……4例 (① ④ ⑥ ⑨)
- (3) 本紙「お知らせ事」の記録の下書き ……4例 (⑮ ⑰ イハ)
- (4) 本紙「お知らせ事」の記録の詳述化 ……2例 (③ ⑩)
- (5) 本紙「お知らせ事」の記録への応答 ……3例 (⑧ ⑭ ロ)
- (6) 本紙「お知らせ事」の記録の抽出・編集 ……1例 (⑪)

「覚帳」【貼紙】【挟込紙】一覧(年号「明治」省略)

	貼り紙の日付、内容	貼付先本紙	前の記録		大きさ	写真本頁 教典章・節
			後(下)の記録			
①	白紙	8丁表・左端	1年2月5日	縦14.5 $\frac{1}{2}$ 横6 $\frac{1}{2}$	[17] 12-3	
			同年4月3日			
②	2年11月1・13・15日 金吉	11丁裏・右上部	3年	縦9 $\frac{1}{2}$ 横3.2 $\frac{1}{2}$	[24] 13-8	
			同年7月3日			
③	4年1月、4月6日 広前六角畳、不評、世話方	11丁裏・左端	3年10月26日	縦14.5 $\frac{1}{2}$ 横19.3 $\frac{1}{2}$	[24] 15-1・4・5	
			4年2月3日			
④	5年4月27日、5月5日 金吉、衣服	15丁・ 右から1/3	5年4月23日	縦14.1 $\frac{1}{2}$ 横3.1 $\frac{1}{2}$	[32] 16-10・11	
			同年5月15日			
⑤	5年6月 衣服	16丁表・ 右端上部	5年5月28日	縦14.3 $\frac{1}{2}$ 横2.2 $\frac{1}{2}$	[33] 16-14	
			同年6月10日			
⑥	6年旧1月20日 「興和かはり物」	18丁表・右から 2/3	6年旧12月17日	縦5 $\frac{1}{2}$ 横1.7 $\frac{1}{2}$	[37] 17-1	
			同年旧1月20日			
⑦	9年旧2月26日 「十年あとさき」	32丁表・右端	9年旧2月26日	縦12.9 $\frac{1}{2}$ 横9.9 $\frac{1}{2}$	[65] 20-4	
			同年旧3月7日			
⑧	9年旧4月17日、12年旧4月10日 「かやつるな」	32丁表・中央左	9年旧3月7日	縦14.4 $\frac{1}{2}$ 横17.8 $\frac{1}{2}$	[65] 20-9	
			同年旧3月18日			
⑨	9年旧11月9日 「九」	34丁裏・中央	9年旧11月21日	縦1.5 $\frac{1}{2}$ 横1.3 $\frac{1}{2}$	[70] 20-28	
			同年旧11月11日			
⑩	9年旧11月9日 くら出産	34丁裏・ 右から2/3	9年旧11月9日	縦14.5 $\frac{1}{2}$ 横24.5 $\frac{1}{2}$	[70] 20-29	
			同年旧11月11日			
⑪	10年旧4月19日、11年旧11月15日、 12年旧8月25日、13年旧7月11日 貼紙・表裏に藤井きよの記録	37丁表・ 右から1/4	10年旧8月20日	縦16.5 $\frac{1}{2}$ 横26.3 $\frac{1}{2}$	[75] 21-19・20・21・22	
			同年旧8月27日			
⑫	11年旧2月9日 金吉	39丁表・ 右から1/3	11年旧1月24日	縦14.8 $\frac{1}{2}$ 横23.5 $\frac{1}{2}$	[81] 22-4	
			同年旧3月7日			
⑬	11年旧5月25日 金吉	41丁表・右端	11年旧5月24日	縦14.5 $\frac{1}{2}$ 横23.8 $\frac{1}{2}$	[85] 22-14	
			同年旧6月15日			
⑭	12年旧6月27日 「三度の吉」	41丁裏・ 右から2/3	11年旧9月2日	縦14.3 $\frac{1}{2}$ 横20.3 $\frac{1}{2}$	[86] 22-21・22	
			同年旧9月9日			
⑮	11年旧12月29日 「宮殿楼閣」	43丁表・右端	11年旧12月29日	縦13.1 $\frac{1}{2}$ 横15.6 $\frac{1}{2}$	[89] 22-37	
			13年旧1月22日			
⑯	13年旧7月6・13・14・15日 金光大神の体調	49丁表・右端	13年旧7月1日	縦11.3 $\frac{1}{2}$ 横11.9 $\frac{1}{2}$	[101] 24-9	
			同年旧7月11日			
⑰	13年旧8月28日 「須佐のふノ神社」他神名	49丁裏・左	13年旧8月28日	縦15.5 $\frac{1}{2}$ 横10.2 $\frac{1}{2}$	[102] 24-14	
			同年旧9月23日			
⑱	14年旧9月20日 宮地	61丁表・ 右から1/3	14年旧9月21日	縦12.5 $\frac{1}{2}$ 横15.5 $\frac{1}{2}$	[115] 25-29	
			同年旧10月4日			
⑲	16年、神名、別人の筆致	67丁裏・左端	16年	縦12.8 $\frac{1}{2}$ 横9.5 $\frac{1}{2}$		
		上記の上に貼付		縦9.2 $\frac{1}{2}$ 横2 $\frac{1}{2}$		
イ	本紙内容とほぼ同様 金吉(教典「覚帳」24-15)	紙片	13年	縦17.2 $\frac{1}{2}$ 横17.3 $\frac{1}{2}$	[102] [103] の間	
ロ	「日付付分帳」5丁	52~56丁	13年と14年の間	縦・横	[137] [146]	
ハ	神前撤去	裏表紙の表・ 紙片	6年	縦13.9 $\frac{1}{2}$ 横17.4 $\frac{1}{2}$	[135] 表裏	

(1)は、本紙には貼紙の内容に相当する記録が無く、本紙記録そのものと考えられる内容が記されている。(2)は、本紙の記録を消去する目的で貼られたと見られる紙や、本紙記録の字句を書き換えた貼紙で、本紙記録に変更を迫るものである。(3)は、本紙にほぼ同内容の記録があるが、本紙記録と貼紙を比べると貼紙の方がやや乱れてメモ的な印象を受ける。「覚帳」に所収される前の段階の記録と推察される。(4)は、本紙にすでに書き表されていた記録をより詳しくしたものである。(5)は、本紙の記録に対して、その後の経過や心情を書き表したものである。(6)は、本紙の記録を抜粋して編集したものである。

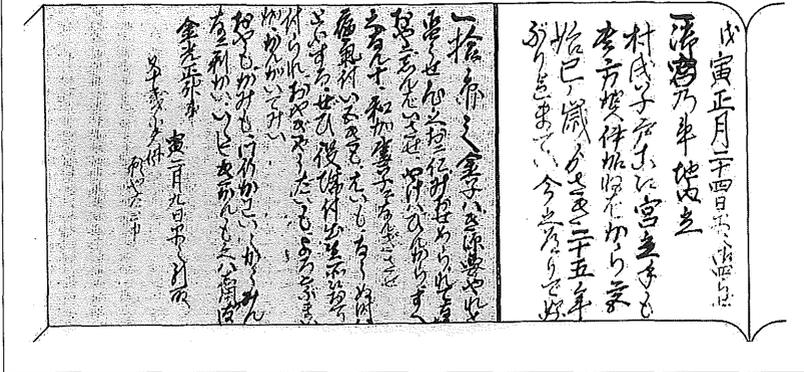
以下、論述は、貼紙が、記録の追加や訂正である(1)と(2)について第二章で、本紙記録以前の下書きと見られる(3)や、本紙記録を詳述化した(4)を本紙記録を挟んでの文章再構成の問題から第三章で見えていき、そして、本紙記録を受けて記された(5)と、本紙の記録を抜粋した(6)を「お知らせ事」の記録を二次的に体験する問題として四章で、それぞれ具体的に検討を加えていくこととする。

第二章 見いだされる「お知らせ事」——記録の追加と訂正——

i 「お知らせ事」の記録の追加 ……7例

貼紙の内容で最も多いのが(1)の記録の追加である。以下、本節では七つの事例について具体的に検討していく。

貼紙⑫ 明治11年旧2月9日

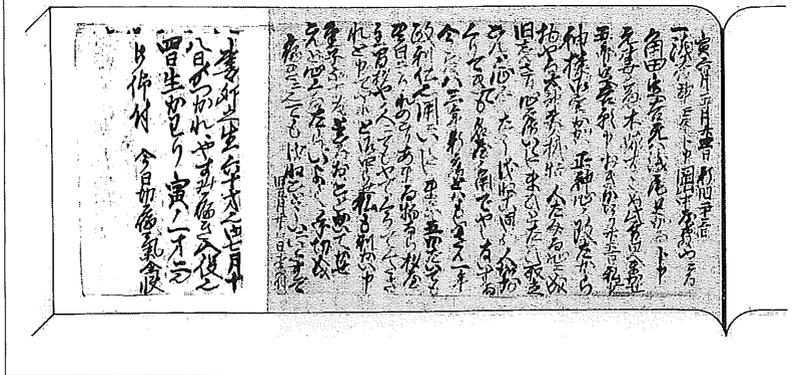


貼紙⑦（前頁写真参照）は、明治九年旧二月二十六日付の記録である。

貼紙前の記録は貼紙と同日付、後の記録は同年旧三月七日付で、貼紙は日付順になる。『注釈』では、貼紙文頭に「明治五壬申年一般御はやし二相成」とあり、同年十月十九日付で金光大神から岡山県知事宛に提出された「敬神教育之儀二付御願」の文頭「一、私義、従前、神官相務居候処、去ル明治五年壬申年、一般御廢シニ相成」と文言が重複することから、「一般御廢し」の内容に重点が置かれた注釈が示されているが、本紙の旧二月二十六日の記録内容と重複する「十年あとさき」に注目すると、貼紙は、本紙記録の「十年あとさき」の意味が明かされたことを銘記する為に貼り付けられたとも考えられる。なお、「覚書」では、旧二月二十六日の記録の内、貼紙のみ記載され、本紙記録は未載である。

貼紙⑫は、明治十一年旧二月九日付の記録である。貼紙前の記録は、同年旧正月二十四日付で、後の記録は同年旧三月七日（新四月九日を並記）付であり、日付順となっている。貼紙は、金吉の金銭問題に関わる内容であり、後の記録にも金吉の金銭に関わる内容が記されている。貼り付けについて、お知らせであることや日付順という理由に限らず、後の記録を書き表した際に、体験を遡って貼り付けられた可能性も考えられる。

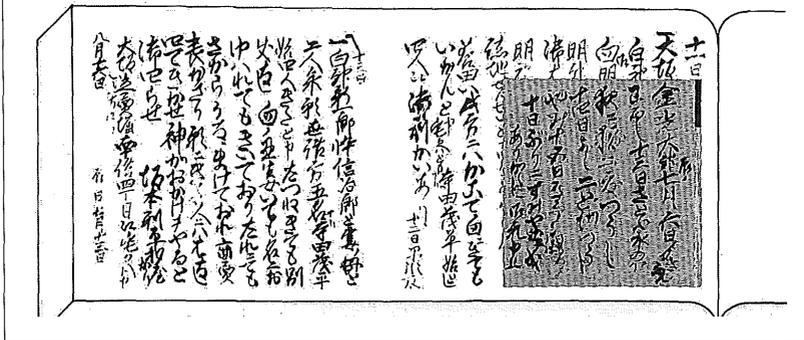
貼紙⑬ 明治11年旧5月25日



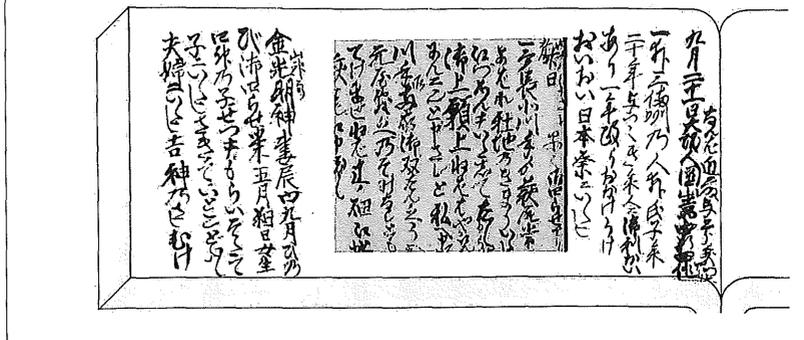
貼紙は、本紙の縦幅を数ミリ超えているものの、余白を含めて紙片の末尾が本紙と揃う大きさであることや、一打書きで本紙の筆致と同等であることから、もともと貼り付けることを意図して作成されたと推察される。

貼紙⑬は、明治十一年旧五月二十五日付の記録である。貼紙前の記録は旧五月二十二・二十三・二十四日の三日に亘る内容で、後の記録は旧六月十五日付の内容であり、日付順である。貼紙の作成日について『注釈』では、貼紙の末尾に「旧五月廿五日書付」とあることから、「旧曆五月二十五日に、以上のことを書きつけた。つまり、その日にこの張紙の記述を書き留めた、との意と考えられる」としている。そうとして、「貼り付けること」としては二通りが考えられる。一つは、書き表した旧五月二十五日に貼り付けたこと。もう一つは、本紙に旧六月十五日付の記録を書き表した後に貼り付けられたことである。前者は、もともと本紙に貼り付けることを目的に書き表されたことを意味するのに対し、後者は、一旦書き表したものの、当初は、「覚帳」に所収するものでは無かったが、何らかの理由によって貼り付けたという問題を考えさせる。貼紙は、本紙と共に紙縫こよりで綴じ込まれており、貼り付けるための余白が僅かであつ

貼紙⑬ 明治13年旧7月6・13・14・15日



貼紙⑭ 明治14年旧9月20日



たことが分かる。綴じ込むことが当初から想定されていたなら、本紙相当の料紙が用いられたはずであり、後に、一旦紙綴が解かれて貼り付けられたのではないだろうか。貼紙には、金吉の金銭問題に関わる内容が記され、一打書きで始まる。筆致は均等で、文章として一氣に書き表された印象を与えられる。

貼紙⑬は、明治十三年旧七月六日に始まり、十三・十四・十五日までの記録で、金光大神の腹痛に関わる内容となっており、日付順である。日々の参拝者が書き留められた「広前歳書帳」からは、この間、欠けることなく毎日神勤していたことが窺え、体調を崩しても滞りのなかった

ことへの「ありがたし御礼申上」という内容である。ここからは、神から何かを知らされたという意味でのお知らせでは無く、腹痛を抱えながらの神勤の有り様を「お知らせ事」として書き表し、貼り付けたと推察される。

貼紙⑱（前頁写真参照）は、明治十四年旧九月二十日の記録である。貼紙前の記録は旧九月二十一日付で、後の記録は旧十月四日付の内容であり、日付は前後するが、それは貼り付けるための余白の問題に起因していると言える。本紙の縦幅よりやや小さい料紙が使用されているものの、一打ち書きで、宮の建築に関わる社地についての内容が記されており、もともと本紙に貼り付けることを意図して作成された貼紙のようである。

以上、本節で取り上げた貼紙は、もともと「覚帳」には綴られておらず、後に別紙でもってほぼ日付順になるように、本紙の余白に貼り付けられたものである。このことから、金光大神が、何かを契機として「覚帳」を読み直し、その余白に入る「お知らせ事」を日時も含めて想起していたことが考えられる。

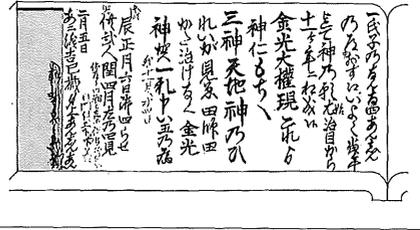
次に、本紙記録への訂正や削除を表す貼紙を見ていこう。

ii 本紙「お知らせ事」の記録の訂正・削除：4例

ここで取り上げる貼紙は、(2)の本紙の記録に修正を加えるため貼り付けられたものである。

貼紙①は、本紙に貼り付けられた白紙である。^⑲本紙の記録を消す（あるいは、見えなくする）意図が窺える貼紙は、「覚帳」ではこの事例のみである（※）。貼紙下の本紙記録には、次頁写真の内容があり、大きな文字が一次書記、小さな文字が「明治五申二月八日」に書き表された後筆である。この箇所では、貼紙が一次書記のみならず、明治

貼紙① 明治元年、同5年2月8日



五年の後筆も覆っていることから、後筆の日付である明治五年二月八日以降に貼られたことになる。ここでは詳しく述べないが、明治四年に廃藩置県が行われ、藩から県へと移行していたが、明治五年に至って、中央政府から知事が出向するようになる。行政の体制が代わり、政府の実質が変更せしめられている。貼紙はこのことと連関するかのようである。

貼紙①の下の本紙記録、及び解説文

清上おいく佐中守
おいく浅尾のや

同
御上おい、備中守
なられ出成頼
おい、浅尾乃や敷立御四らせ
明治五年二月八日惣長

※「覚帳」で記録が消去される場合は、この他に墨で塗りつぶされたり（左写真下）、横線が引かれた事例（左写真上）が認められる。横線で消された記録の場合、異なる帳面へ転載した可能性が考えられる。墨で塗りつぶすにしても、記録の文字がほとんど判別したいレベルまで消された事例がある一方で、文字を縦線で消しているが文字の判別は可能なもの（左写真中）もある。なお、文字の判別が可能である場合は、教典「覚帳」にも所収されている。

消去の事例

【十五丁裏】



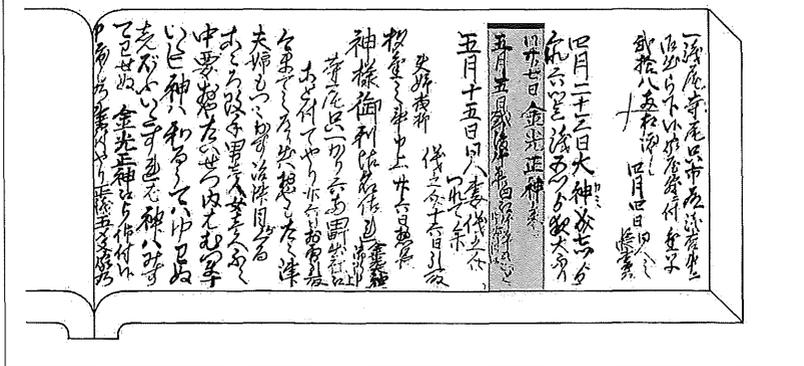
【二十四丁表】



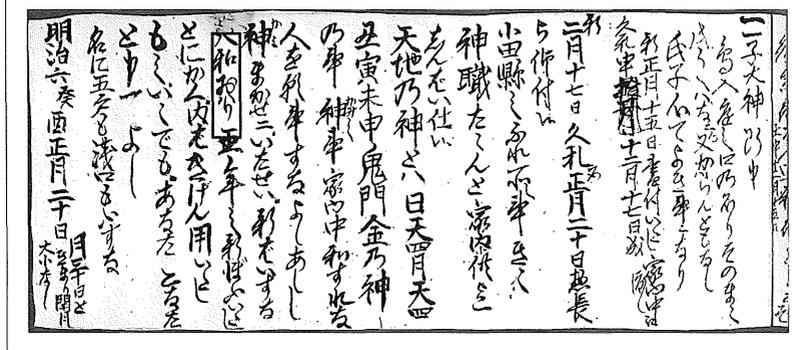
【二十七丁表】



貼紙④ 明治5年4月27日・5月5日



貼紙⑥ 明治6年旧1月20日

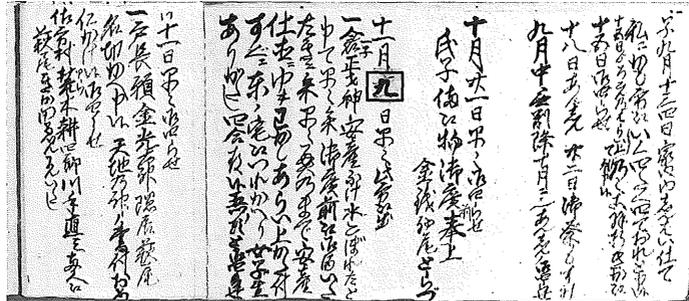


貼紙④は本紙記録の順序を入れ替えている。

この貼紙がある本紙の筆致から「百衣かたひら着」は、「五月五日白糸片平きいと被仰付候」が書き加えられたことで、もともと記されていた「廿七日金光正神参」と、日付の順序が前後したこと、訂正の意味合いで貼紙が作成されたと考えられる。先程、貼紙⑤で述べたように、明治五年の本紙記録のうち、衣服の内容が記録された後筆の一つがこの箇所である。衣服のことが問題となった際に振り返られた過去を後筆した結果、日付の順序が問題となつて訂正されたと考えられる。²⁰⁾

貼紙⑥は、語句「大和おハリ」大

貼紙⑨ 明治9年旧11月9日



和終わり」↓「與和かハリ物「世は変わりもの」」を書き換えたものである。本紙記録の「大和おハリ」からは、大政が奉還された後、明治政府による国家体制が名実ともに生活の細部に浸透し、幕藩体制時から継続してきた生活を変えるまでに至った現実を実感したことを窺わせる表現であるが、貼紙からは、本紙での「変化の有様」を記すことから「変化した時代」に対する〈客観視・対象視〉がそこで働いていることが分かる。つまり、変わる「世」という時代を対象化する貼紙が為されるまでの一定の時間の経過を読み取ることが出来るのである。

貼紙⑨は、日付の訂正（「九」）である。「覚帳」では、間違った文字には、墨筆で重ねて文字が書き表されて訂正される場合が幾つか見られるが、貼紙による訂正と思しき箇所は全体を通じてこの箇所のみである。

以上、本節では、本紙記録への訂正や削除が窺える貼紙を見てきた。「覚帳」では、貼紙を用いての訂正はこれらのみである。^②「覚帳」では、変体仮名や当て字が多用されており、そこでの「誤字」かどうかという定義自体は曖昧になるが、ここでの事例は、字句や日付順については金光大神にとって訂正すべきものとして捉えられていたことが窺える。前節の記録を追加した貼紙と共に、

体験における「日時」や「順序」を整理することを通じて、体験の有り様の把握を行う様相が浮かぶ。

三章 更新される「お知らせ事」——本紙記録への再構成と本紙記録からの再構成——

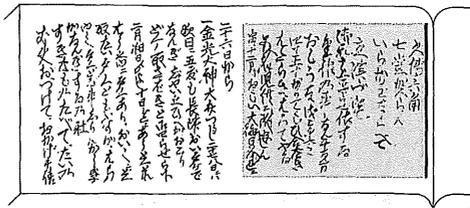
i 本紙「お知らせ事」の記録の下書きと目されるもの：4例

ここで取り上げるのは、(3)の本紙に書き表された記録とほぼ同じ内容が記述されている貼紙である。

貼紙⑮は、明治十一年「十二月大晦日」「二十九日」付の記録で、前の記録は同年十二月「大晦日」であり、同日の記録である。

まず、十二月二十九日付の本紙と貼紙を比較すると、ほぼ同内容であることが分かる。貼紙では、内容部分が記されてから末尾に日時が付されるのに対して、本紙記録では、日時が記されてから一打ち書きで内容部分が続く。さらに、前半部分である「久傳六角 七堂賀らん いらかをならべて 立津つ宅 佐する」「宮殿楼閣七堂伽藍いらかを並べて建て続けさする」は、貼紙では、一行の文字数が少なく五行に亘っており、後半部分との文字の大きさに違いが窺え、言葉の意味の違いを表示形態（レイアウト）に込めているようであるのに対して、本紙記録では、全体を通じて均等な文字で書き表されている。以上から、貼紙と比べて、本紙記録の方がより調えられた表記になっており、貼紙が先に書き表され、それを参照して本紙記録が書き表されたと推察されるのである。このように、下書きと目される貼紙の本紙への貼り付けについては、両紙の筆致を見ることが手がかりになると思われる。見ての通り、その筆致に明らかなのは、貼紙では、お知らせを記す際のスピードを感じさせる躍動感が際立っているとい

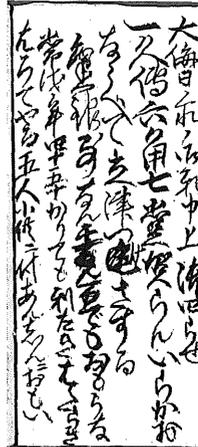
貼紙⑮ 明治 11 年旧 12 月 29 日・大晦日



本紙・解説文

大晦日くれノ御禮申上御四らせ
 一久傳六角七堂賀らんいらかお
 ならべて立津つ宅さする
 金銀ノ事なん千なん万でもおももうな
 常成年四五十かりても利たきそとらき
 そろてやる五人小供二付あん志ん二おもい

本紙



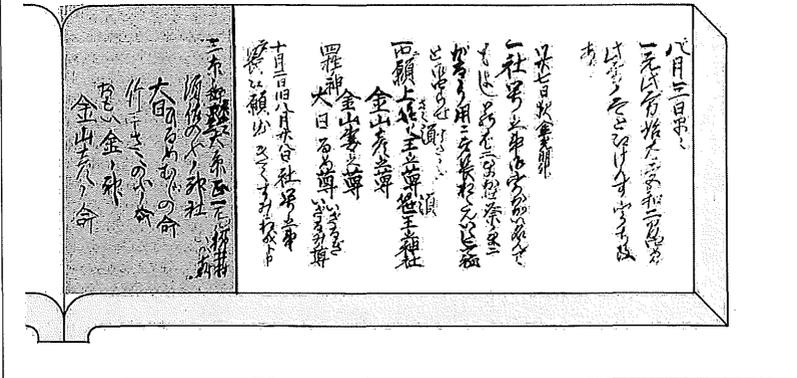
貼紙・解説文

久傳六角
 七堂賀らん
 いらかをならべて
 立津つ宅
 御禮申上御四らせ
 金銀乃事なん千なん万
 おもうな成年でも
 四五十かりてもひ合だき
 てさらき、そろてやる
 五人名見供二附安しん
 寅十二月おもい大晦日久志二

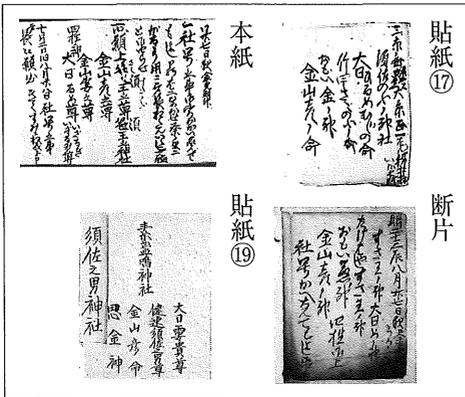
う点である。一方で、本紙記録では均整的な文字で書き表され、そこには貼紙に比して安定感が窺えるという特徴が捉えられよう。このことから、金光大神が得た体験の有り様に、より時間的に近いのが貼紙ではないかとも考えられる。つまり、お知らせの書き留めを催した時点に、とっさに手元にあった紙片に文字を書き表したものが貼紙ということになる。ともあれ、貼紙があることは、お知らせを感受した当初の体験の有り様を示す意図があったことを推察させる。

貼紙⑰²²⁾は、日時が付けられていないが、神の名前が記されており、直前の本紙記録との関連が窺えるものである。

貼紙⑰ 明治13年旧8月28日

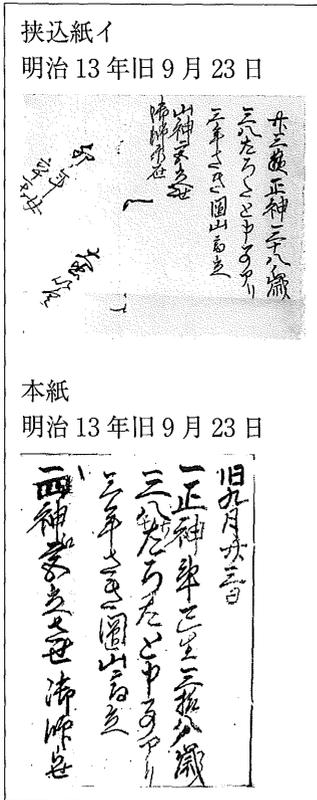


ただし、本紙では「笹王之神社 四柱ノ神 笹、王之尊 金山彦之尊 金山妻之尊 大日るめ尊いざなぎいざなみノ尊」とあり、貼紙では「須佐のふノ神社 大日ひるめむむじの命 竹早さゝのふノ命 おもい金ノ神 金山彦ノ命」とあることから、波線箇所の記事内容が異なる為、本紙記録の下書きとまでは言えないが、この貼紙及び本紙記録に類似する「断片」を交えていくとそれに近い意味が浮かんでくる。「断片」には、
 「^{明治}明二十三辰八月廿七日夜二金光菼 うかゝい申上 すさ王ノ神 大日めノ神 たけはやしすさ王ノ神 おもい兼ノ神 金山彦ノ神 四柱御上 社号かへなんてもよし御四らせ」と記されており、本紙記録と同じ明治十三年八月二十七日付の記録である。大教会所炎上の焼け跡から発見されたこの断片は、貼紙の内容と重なっている。また、時期は異なるが、明治十六年旧四月二十五日の記録に添えられた別



人の筆致である貼紙⑱には、「素盞鳴神社 大日靈貴尊 健速須佐之男尊 金山彦命 思金神」の記録、その上にはさらに貼紙で「須佐之男神社」の記録があり、ここでの貼紙⑰と内容は一致する。すなわち、貼紙⑰・断片・貼紙⑲と、ここでの本紙記録との内容に違いが認められ、当初、本紙記録の奉祭神名であったのが、貼紙類の神名に変更したことを示しているのである。このことは、祭祀する奉祭神に揺れがあつたことが窺える。また、表示に、貼紙⑲が全て漢字で、貼紙⑰・断片が平仮名・片仮名が交じっていることについて、後者は音(声)での読みを表現したと推察される。

挟込紙イの日時は「廿三夜」のみ記されているが、内容から本紙の明治十三年旧九月二十三日付の記録と関連している。本紙では、冒頭に日付、続いて、一打ち書きで二つの文章が続く。挟込紙の記録が先に書き表され、それを参照して本紙の記録が書かれたのであろう。編集された写真本では、見逃しがちにもなるが、この挟込紙イは、縦横約17^{cm}四方の大きさであり、本紙の縦の幅を超えている料紙の一部に記録が書き表されているものである。



また、この記録の体裁として注目出来るのが、紙面に対して斜めに「卯年女六十一才」^㉓が記されているものである。それに一部の文字が切れていることもあり、文字を書き表した後、切断されたようである。これらのことから、「挟込紙」が下書きであることを表しているように思わ

書」の内容に近いことから、「覚帳」を参照して「覚書」を執筆する際の下書きにしたものと推察される。繰り返し捉え直す有り様からは、「お知らせ事」が何度も反芻された体験の様相を窺わせると共に、筆記者の筆記する態度に揺れが窺える。

以上、本節では、貼紙が本紙記録の下書きと推察される事例を検討してきた。貼紙からは、お知らせを感受した当初の感覚を「お知らせ事」の記録として残すことが意図されたことを窺わせ、また、繰り返し表象することでの体験認識が取捨選択や詳述することを通じて整理され深まっていく様相が窺える。

次節では、逆に、本紙記録を元にして「お知らせ事」がより詳しく書き表された事例について検討していく。

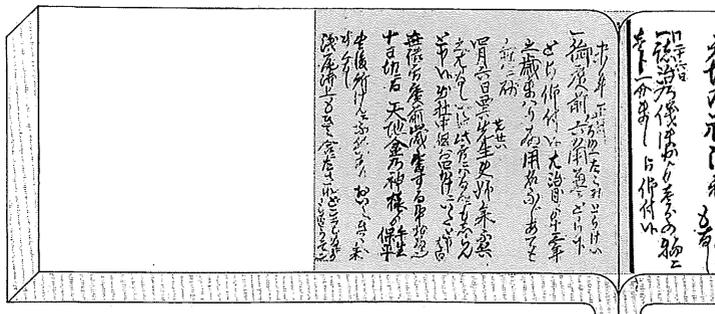
ii 本紙「お知らせ事」の記録の詳述化 ……2例

これらは、(4)の本紙記録にさらに詳しく内容を書き加えるものである。

貼紙③は、明治四年正月及び四月六日付の記録である。同様の内容は、本紙に記録されているものの、より詳しい内容になっている。

後筆の有り様からは、次の順序が窺える。まず、本紙紙面に、「明治四辛未二月三日」付、「同四月六日」付の記録が順に書き表された。そして、冒頭にある「元末之年十月よりおへてい御さし留當年としまり十三年相成候」「元未の年十月より肥灰おさしとめ。当年、年回り十三年相成り候」が後筆された。その上で、為されたのが貼紙である。ここにある「十三年」前は安政六年十月二十一日の記録を指している。安政六年の記録は、後に、「立教神伝」と呼

貼紙③ 明治4年1月、4月6日



貼紙・解説文

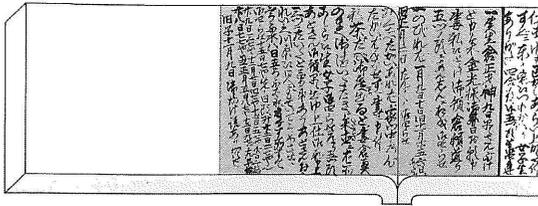
去年正月
 ノろかくた、みとらけい
 一御廣前六角量とら下
 と被仰付候、治目が十三年
 之歳まはり殿用名ふじあても
 くせ八二砂
 四月六日西六先生夫婦参ふ兵せんせい
 之ぞなし、とし此方二八なん二も志らん
 と申候 出社中組お四かけ二いこと申
 世話方廣前歳書する事お留二也
 十日切二而 天地金乃神様を午生
 保平
 其後所けん二ふ兵ありおい、き、参
 すくなし
 淺尾御上もぎ、合二たされどこ二もな二事
 もなしうそ也

本紙

先未去年十月も、
 明治四年二月三日より 佛付
 當年より三、四年、今も、
 有んふ治候、け、又殿用名ふじあても
 せ八二砂
 四月六日西六先生夫婦参ふ兵
 之ぞなし、とし此方二八なん二も志らん
 と申候 出社中組お四かけ二いこと申
 世話方廣前歳書する事お留二也
 十日切二而 天地金乃神様を午生
 保平
 其後所けん二ふ兵ありおい、き、参
 すくなし
 淺尾御上もぎ、合二たされどこ二もな二事
 もなしうそ也

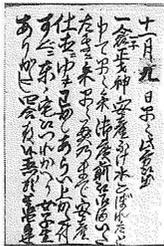
ばれ、金光大神が神から神勤
 に専念することを促すお知らせ
 が記されており、実際に、
 この日を境に神勤に専念した
 とされている。貼紙では、金
 光大神広前やそこに参り来る
 人々への不評が起こり、その
 内容が金光大神の耳に入った
 ことと、安政六年からの十三
 年間が繋がって想起されるこ
 ととなっており、本紙にはも
 ともと書かれていなかった
 「六角量とら下」のお知らせ
 が、連関していつて、一つの
 紙面に調えられていくのであ
 る。ちなみに、「覚書」では、
 さらに四月十日付の記録が書

貼紙⑩ 明治9年旧11月9日



貼紙・解読文

本紙



一亥生倉正才神九日早、さんぶけ
と申参金光様御圓日お願申
妻私にと、け御願倉願道り
五ツノ頭ニあんあんニ相成御四らせ
一のびれで一月九日十日旧十一月廿五六日二
旧正月二日たん、ノ御四らせ
みくたがい、あれで、家中内乃心
たがい、せん丈せず、妻ニ申付
私茶ヲたべて御廣出ると、妻倉奥
のまへ御酒いゝたきニ参直ニぞ所
むしらに生女子御四らせ道り五ツ頭
あとさん御願早、出ゆ上仕御禮申上
三ツニたいと勇事ありあとさんお、
れい之川原に同人ニ、もていてうめさせ、
きふ水ハ日五ろふ丈水なす所にて
御四らせ、十五日七や先ノ日改み廿二日二七や也
廿九日三七や十二月七日四七や十四日五七や廿一日六七や
廿八日七七や丑正月五日八七や十二日九七や十九日十七や
旧子十一月九日御かけ請ありがとし

き増され、「六角量」を取り
上げることが象徴的出来事と
して喩えられて、世話方川手
保平が広前の要用から外され
ることの意味内容へ向けられ
ている。²⁶⁾それは、神からのお
知らせや、世間での不評の噂
の事柄が本紙に記されていた
のに対して、貼紙、そして「覚
書」を経ることで正月のお知
らせ（「六角量とら下」）に関
わって、不評に苛まれる「現
在」とその発生であった「十三
年」前である安政六年十月
二十一日とが往還されて跡付
けられていった様相が窺える
のである。

貼紙⑩は、十一月九日付の記録で、長女くらの出産に関わる内容である。

本紙では、出産に関わり御蔭を受けたことが記録されているのに対し、貼紙では、「みくぢたがい あれで 家内
中乃心 たがい てん丈せず 妻二申付「みくぢ違いあれば家内中の心違い。繁盛せず。妻に申しつけ」と家族の
心向きの問題が示される。そして、「私茶 たべ 御廣マの出る「私、朝食を食べてお広前出る」や「妻倉奥の
まへ御酒いとたぎ二参「妻、くら、奥の間へお神酒いただきにまいり」のように、落ち着き払った金光大神自身の
様子や、出産を目前に控え、妻とせと産人くらがあわただしく神に安産を願う姿等が対比的に描写されており、本
紙記録の内容では収まりきらない体験の様相であったことが、「お知らせ事」の表記に窺える。さらに特徴的なのが、
末尾に書き続けられた「七夜」である。「七夜」は生まれて七日目の祝い事で名付けの祝いの日であることは知られ
たことであるが、ここでは「先ノ日改み「先の日改め見」と、「七夜」に止まらず、「二七や」(さらに七日後のこと)、
「三七や」「四七や」「五七や」「六七や」「七七や」「八七や」「九七や」「十七や」と七十日先まで「七夜」が先取り
されていくことになっている。このように、命が生き永らえていくことへの願いを読み取らすものになっている。²⁷⁾
その上で、この一日が、「旧子十一月九日御かけ請ありがとし」と締めくくられていることになる。簡潔に書き表さ
れた感のある本紙記録に対して、この貼紙は、以上のように情感を深めた意味表示を受け止めることが出来る。

以上、本節では、本紙記録に対して内容がより詳しく書き表された貼紙を見てきた。むろん、本紙記録と貼紙の
関係について、前節のように、貼紙が下書きで、それを基に本紙記録を簡潔に書き改めたと考えられなくもない。
しかしながら、ここでの貼紙の内容を見ると、一例目の貼紙③のように、本紙に記録が後筆され、それらの内容を

再構成して作成されており、二例目の貼紙⑩では、事柄として簡潔に纏められた本紙記録に対して、体験時の心情までもが表象されていることが窺える。このことから、本紙記録を基に貼紙が作成されたと見る方がより妥当性が高いと考えられる。

そうとして、本章で検討した事例からは、記録になる「お知らせ事」が、その前段階としての下書きや、体験の新たな実相を告げる貼紙のように、書き表した時点とそれを目の当たりにした時点、そして、再度書き表す時点では、本人が体験を捉える意味内容に揺れが窺えるように思われる。それは、その時々々の体験が、振り返りを通してさらに前後の経緯をもその内容として押し広げられていくことによって、その都度新たに感受された有り様を表していると捉えられるのではなからうか。

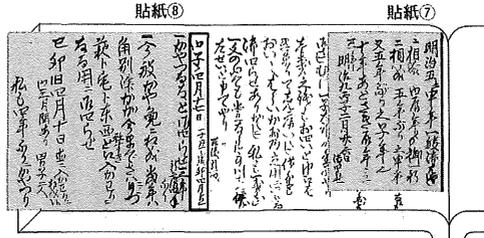
四章 時間を超える「お知らせ事」——記録への応答と抽出・編集——

i 本紙「お知らせ事」の記録への応答 ……3例

ここでは当初記されていた「お知らせ事」の記録に対して、後で何らかの応答の様子が窺える(5)について述べる。貼紙⑧(写真左)は、明治九年旧四月十七日及び同十二年旧四月十日に亘る記録である。²⁸⁾

この三十二丁表の本紙紙面の末尾には、旧四月十七日付で貼紙同様、「かやつるな」という内容の記録がある。本紙では、一打ち書きで「かやつるな」と記されていることから、この日に蚊帳を吊らないことが始まったのであろう。

貼紙⑧ 明治 9 年旧 4 月 17 日
明治 12 年旧 4 月 10 日



貼紙
解説文

内子ノ四月十七日 子丑寅卯四月迄
一かやつるなど御四らせ三年
新房四年
今般かや免二相成當年ハ
角別津かが今までさハラづ
杜すき
萩ト宅ト東西とは入かゞりニ
なる用ニ御四らせ
己卯旧四月十日 直ニ入かゞりニ
内三月間あり 相成候
男子二人
私も四年ふりニかやつり

本紙・明治 12 年

「^{ぶりに}より」
貼紙からは、末尾に記された「己卯旧四月十日」「私も四年ふりニかやつり」から、「子丑寅卯四月迄」「新房四年ぶり」で表される九年から十二年までの三年間に亘る蚊帳を吊らないことを勤めてきた時間が振り返られていることが窺える。

本紙・明治 9 年

子ノ
四月十七日御四らせ 末四日四合
一かがくうてちみどりニ成てもだいぢ
なしかや露名
一羽かま羽折きな白ひでよし

一方で、「覚帳」の本紙には、明治十二年旧四月十日付の記録もある。ただし、そこには、次男萩雄が長男金吉に金子を届ける旨が記されており、貼紙で示された蚊帳を吊ることを促すお知らせは記されていない。このことは、

同じ明治十二年旧四月十日にあつたお知らせであつても、お知らせの内容によつて記載する箇所が異なるという事実を表しており、「お知らせ事」を書き表すに際して異なる二つの示し方が窺える。一つは、本紙に日付順で書き表していくあり方、もう一つは、過去に書き表した「お知らせ事」体験との連関から当該箇所に貼紙でもつて書き表すあり方である。記録の残し方の違いが、お知らせへの体験の仕方の違いに表れたことになる。

なお、この箇所は「覚書」には次の写真のように記されている。

明治九年四月十七日付の記録は、二つの一打ち書きがあり、一つ目は同年四月十七日の蚊帳吊りを禁じるお知らせと明治十二年旧四月十日の蚊帳吊りを許したお知らせが記され、二つ目には、衣服についてのお知らせである。先の「覚帳」の本紙と貼紙との関わりからは、前者の一打ち書きでは貼紙の内容が採用され、後者では本紙の記録が採用されていることが窺え、「覚書」において構成し直されていることが分かる。このよう

写真「覚書」【179】
(囲み線、筆者)

一、四月十七日付の記録は、二つの一打ち書きがあり、一つ目は同年四月十七日の蚊帳吊りを禁じるお知らせと明治十二年旧四月十日の蚊帳吊りを許したお知らせが記され、二つ目には、衣服についてのお知らせである。先の「覚帳」の本紙と貼紙との関わりからは、前者の一打ち書きでは貼紙の内容が採用され、後者では本紙の記録が採用されていることが窺え、「覚書」において構成し直されていることが分かる。このよう

解説文

一同四月十七日かやつるなど御ちらせかがくうてちみとり
二也てもたいまなし三年三月間ノあり卯旧四月
十日かや免二相相當年八角別津二かがさ
さらす子丑寅卯四年ふり四月一てかま羽
折きな白にてよし

この明治九年旧四月十七日付の記録は、二つの一打ち書きがあり、一つ目は同年四月十七日の蚊帳吊りを禁じるお知らせと明治十二年旧四月十日の蚊帳吊りを許したお知らせが記され、二つ目には、衣服についてのお知らせである。先の「覚帳」の本紙と貼紙との関わりからは、前者の一打ち書きでは貼紙の内容が採用され、後者では本紙の記録が採用されていることが窺え、「覚書」において構成し直されていることが分かる。このよう

貼紙⑭ 明治12年旧6月27日



貼紙文
解説文

明治十二己卯六月廿七日長面
 みて、かんがいてみ内寅之年二ハ
 九月二母が病四いたし五柳役人ト
 申て上下三人出御廣前方附
 児嶋五柳へと、け、け丈もとし
 たん、あんばいいいとし
 一十三年ぶり二岡山縣を萩尾
 悴生
 師正被甲附
 一屋守安部末太郎娘
 金光宅吉妻二もらい
 たん、あんあん事
 神様御くり合被下ありがこし
 四合三度乃吉いそい仕候

(右) 本紙前
 (左) 本紙後

九月二日早、御禮申上
 一御四らせ元寅歳十三
 年夫利所地木万丹
 乃事改御佐師武宅
 大志やうくん御圓日よい

同九日七やいそいとおもい、まゐるい四軒よび
 女十御四ら
 せ

一屋守安部娘引請
 母戌年児供つれ四人つれて出
 十日夜若物樽開十一二日氏神祭
 十三日谷中よるこび二みい早、七ツの惣方
 引取り源用すみ十五日女客あと志
 まい濟

窺える。

貼紙⑭は、明治十二年旧六月二十七日付の記録である。

本紙記録の内容を窺うと、前の記録は旧九月二日付で、「九月二日早、御禮申上 一御四らせ 元寅歳十三年夫利
 所地木万丹乃事改御佐師武宅 大志やうくん御圓日よい」[九月二日早々御礼申しあげ、一つ、お知らせ。元寅年、
 十三年ぶり。諸式万端のこと改め。お差し向け。大しようぐんご縁日宵]とあり、本紙の「元寅歳十三年夫利」と

貼紙の「内寅之年」「十三年ぶり」が干支と十三年という年回りで連関していることが分かる。さらに、本紙記録の後ろには、九月九日付で、三男宅吉が結婚し、祝いが催されたことが記されており、貼紙の後半部分に相当する。記録には、まず、児島五流の役人と称する者等が広前の設えを片付け、金光大神の神勳を妨害したことや、児島五流の許状を返却し先行きに不安を覚えていた十三年前が書き表されている。そして続いて、二男萩雄が祠掌職に就任したこと、また、三男宅吉が妻を迎えるという十三年後の現在が対比的に書き表されている。萩雄の記録に添えられた後筆である「倅生 寅男」で表された萩雄の長男桜丸の出生は、広前を含めた状況がさらに存続するという未来を先取りするようであり、また、そのような未来を暗示されたかのような添え書きであることを窺わせる。

このような内容からは、過去と現在を比較し、「心配」と「喜び」が対比的に見いだされていることが分かる。注目すべきは、貼られている本紙記録の時期である。これまでも見てきたように、貼紙は通例として「覚帳」の日付順なのだが、ここでは、本紙記録が明治十一年の箇所貼り付けられている。考えてみたいのは、この内容が確かめられたのが、貼紙の日付である「明治十二己卯六月廿七日」であり、「長面みて、かんがいてみ」「帳面見て考えてみ」と記されていることである。「覚帳」には、児島五流についての記録が見当たらず、また、「覚書」にも同様のものはないため、ここでいう「長面」「帳面」が両書とは別の帳面を指している可能性を残すものの、貼り付けられた後の本紙記録との関わりからは、両書やその他の紙片を含めた帳面類を指すと考えるのが妥当だと思われる。そうとして、十三年ぶりの内容は、慶応二丙寅年と明治十一戊寅年であり、「諸式万端のこと改め。お差し向け」とのお知らせからおよそ一年後の明治十二年旧六月二十七日に、十三年間を往還したことになる。つまり、「明治十二己卯六月廿七日長面みて、かんがいてみ」は、振り返りを冒頭に銘記した上で、それまでに体験されてきた「お知らせ事」

の日付があり、ところどころ「大風ふき」のように天候が記されていることから、日付を予測的に付け分けたのではなく、その日々を経た後に「覚帳」や「広前歳書帳」、そして、暦を参照して作成されたと推察される。この「日付付分帳」は「覚帳」明治十三年と十四年の間に挟まれている。記録された「お知らせ事」によって促され、行為することで生じた世界を確かめていくかのような帳面である。この帳面作成がどのような契機で始められたのかは不明であるが、挟まれている明治十三年という時期や、本章で取り上げた本紙記録に応答する貼紙の有り様からは、明治十二年や十三年辺りに幾度かの振り返りの契機があったことが窺える。

以上、本節では、本紙記録に対して応答関係が窺える貼紙について検討した。三つの事例からは、お知らせを受けたこと、そしてその受けた内容を体現してきた経験の内容を振り返り、捉え直す様相が浮かんでくる。それは、お知らせが、時間を伴って内実化していくことであり、あるいはその反対に、当初知らされた内容の意味が新たな体験として現前化して来る様相としても窺えるのである。

次節では、四度に亘る「お知らせ事」の記録が関連したことから捉えられていく様相を窺っていく。

ii 本紙「お知らせ事」の記録の抽出・編集 ……1例

貼紙^⑪は、明治十年旧四月十九日及び二十七日、同十一年旧十一月十五日付の記録が表面に、同十二年旧八月二十五日、同十三年旧七月十一日付の記録が裏面にあり、(6)の「お知らせ事」の記録を収集したものに当たる。この貼紙には四つの記録が集められていることになる。

付順であれば、三十五丁裏末尾（二月二十五日）、あるいは、三十六丁表冒頭（五月十三日）になるのであるが、両所とも料紙を貼れるような余白は見当たらない。

他の三つの記録は、それぞれ本紙に当該の記録が見られる。同十一年旧十一月十五日の記録は、本紙では四十二丁裏にある。本紙記録の方が記述量が多く、十五日付と十七日付を並記した上で、「向明神ハ」以降の記録が続いている。一方、貼紙は、日付を除くと「神ノ日禮之事た、ん用ニ申明神て切「神のひれいのこと、立たんように申し、明神手切れ」」が本文に当たり、本紙記録の十五日付の内容を抜粋したようである。

同十二年旧八月二十五日付の記録は、本紙四十六丁表にある。本紙、貼紙ともほぼ同じ内容であり、貼紙には、つぶれた目の話に続いて、「いさいと申「痛い」とあり、向明神こと藤井きよのの発言を描写している。ここで、注目すべきは、本紙のレイアウトが貼紙と同じく踏襲されている点である。これまで見てきたように、本紙と貼紙に同様の記録がある場合、(3)本紙「お知らせ事」の記録の下書き、(5)本紙「お知らせ事」の記録の詳述化という二つの性格があった。(3)の事例では、貼紙の筆致がやや乱れており、本紙では文章や文字の大きさが調えられていた。一方、(5)では、貼紙は本紙記録の内容を詳しく表されるものであり、書き改める際には貼紙の方が調えられた文章であった。ところが、この貼紙⑩では、今まで見てきた貼紙とは様相を異にするのである。すなわち、文章はほぼ同じであり、さらには、本紙に見られる前文と後文での字体や文字の大きさの差異や、段下げまでもが、貼紙に書き表すに当たって踏襲されているのである。このレイアウトを含め同じ内容を抜き出すことが窺わせるのは、他の事例で見てきたような文章に改変を及ぼすことによる筆記者の認識の何らかの変容ではない。それは、まるで当初の有り様を再び体験し直すかのような様相である。また、貼紙には、「その五目がおちこみ みんないえる

し みとも野ふ也「その後、目が落ちこみ見ばえ悪し。みつとももうなり」と、本紙にはない後日談が続く。

貼紙末尾の十三年旧七月十一日の記録は、筆致から貼紙の一次書記の時点よりも後に記されたと思われる。本紙(四十九丁表)では、大阪の白神新一郎広前の世話方が藤井きよのを迎えに来た内容が書き表されているが、貼紙には、「辰ノ七月十一日大坂人むかいニキ十二日出き、」[辰の七月十一日、大阪の人迎えに来、十二日出、聞き]と、一文として記されたのみである。このことから、貼紙①は、当初、明治十・十一・十二年の記録を抜粋することを目的に作成され、その後、同十三年の記録を書き添えたと推察される。同十・十一・十二年に共通するのは、「手切」である。①

ここで、もう一つ注目したいのが、「覚帳」とは別にあつたと見られる「断片」の存在である。先述したように、



明二十五四月十九日早々御四らせ
右之目から七八九月ヲたのぞみ
同廿七日大坂泰治辰生手紙おこし
たと申て向丑年女参御礼申上
旧心ヲさり心改目もあき病氣
もない用二願と御利かいあり

(焼失)

貼紙の内、明治十年の記録は、本紙にはなく、オリジナルの内容であるが、実は、同内容が記された断片が現存する。

貼紙では、日付の次に一打ち書きで、お知らせであること、向明神の内容であることが示されて、文章が続くのに対して、断片は、日付に続いて直ぐに文章が記されている。後半部分が焼けているため分からないが、文字が判別できる箇所の内容はほぼ同じであり、先の「覚帳」貼紙の性格に当てはめるならば、(3)本紙「お知らせ事」の記録の下書きに当たると推察される。このことから、本紙記録のみならず、貼紙であっても、「覚帳」に所収する前に、下書きが行われ、文章として調えられていたことを窺わ

せるのである。また、記録内容をほとんど改変することなく、「手切」というキーワードや藤井きよのという人物に關わつて、本紙記録を表示形態も含めて書き表された有り様からは、明治十年から十三年までを振り返りの「現在」から意味づけるのではなく、むしろ、始まりとしての十年に意味が集約されているかのようなのである。

おわりにかえて — 「お知らせ事」の意味解釈の再検討に向けて —

ここまで、「お知らせ事」の筆致から、お知らせを書き表す体験の有り様を予測的に窺うべく、具体的にそれぞれの貼紙の様相について検討してきた。最後にその様相について改めて整理し、今後についての展望を得ていきたい。

一章では、「覚帳」の体裁及び、貼紙の記録内容と貼り付けられた本紙との関わりから六種の類型に纏めて、関連すると思われる二項目ずつに括り、二から四章で検討していった。二章では、本紙記録に相当する貼紙及び、本紙記録を訂正する貼紙を取り上げた。記録からは、「日時」や「順序」によって体験を前後の関わりから整理し、把握し直す様相が浮かんた。三章では、本紙記録を挟んで、下書きと見られる貼紙と、本紙記録を詳述した貼紙を取り上げた。ここからは、記録にした「お知らせ事」を再構成していく様相が窺え、どちらの事例でも、貼紙記録の方がお知らせの体験時を色濃く窺わせる筆致の様相であった。このことは、貼紙が本紙記録に対して補助的に貼り付けられたというよりも、むしろ、貼紙と併置することで、「お知らせ事」の体験のあり方の違いを保持して表象したものとして捉えられよう。四章では、本紙記録に対して応答する貼紙と本紙記録を抜粋した貼紙を取り上げた。ここからは、当初の体験時とは異なり、振り返った「現在」における新たな内容の記録としての「お知らせ事」が現

前する体験の様相が浮かんだ。

また、下書きと見られる貼紙と共に、「覚帳」の内容に近似した断片からは、「覚帳」のとりわけ一次書記の記録が書き表されるに当たって、一旦別紙で文面が調えられた上で本紙や貼紙が作成されたのではないかと推察される。その一方で、記録を収集したり、構成し直すことからは、「覚書」の執筆行為と重なる面が窺える。

さて、貼紙の個別の検討を通じて、お知らせが反芻された問題が確かめられる。そのことは、お知らせの意味が、反芻される時間の場をもって構成されたという、その「振り返り」の実態を考えさせるものである。「覚帳」では、「はじめより十三年の年回り」(明治四年正月)、「十三年ぶり」(明治十二年旧六月二十七日)や「五年ぶり」(明治九年旧二月二十六日)等の記述が貼り紙や後筆によって確かめられるが、そのことは、これら時間の場が筆記者にお知らせを綴らせていた意味を注目させるものである。例えば、お知らせ中での「十三か年先」(明治元年十一月一日)や、明治十二年の日付を伴った貼紙や後筆が纏まって見られること、また、明治十三年と十四年の間に「日付付分帳」が挟まれていること等を挙げることができる。

金光大神の「振り返り」の様相について、「覚帳」の後筆や貼紙、「覚書」の記述内容と共に、「覚書」執筆が明治十二年の時点に継続していたことも視野に入れての考察が予測される。それは、改めて、「覚帳」と「覚書」の記述相互の関係についても追究することになると考える。

(教学研究所所員)

①『金光大神 お知らせ事覚帳』金光祺正、一九八三年。以下、本稿で「覚帳」の写真を掲載する場合は、「 」で表記された同書の各写真の頁数を記載する。

②『金光教教典』金光教本部教序、一九八三年。

③拙稿「新暦・旧暦・未暦があらわすもの ―三つの日付を付け分ける金光大神の世界感覚―」紀要『金光教学』第四七号、二〇〇七年。

④先行研究では、「生まれ変わり」は旧二月十五日に神に知らされた内容として把握されてきた。近年では、小坂真弓「生神金光大神」の自覚とその意味について」（紀要『金光教学』第四一号、二〇〇一年）が、さらに前後の事蹟まで考察の対象を広げて論及している（五四―五八頁参照）。

また、教祖伝『金光大神』（金光教本部教序、二〇〇三年）では、「生まれ変わり」について見出しが立てられ、「神前を退き一か月近くなるうとする二月十五日新三月十三日、神は、『金光大神、生まれ変わり、十年ぶりに風呂呂に入れ』と命じられた。金光大神は、生まれ変われとの神命のままに、この日を新たな誕生日と定めた。この年が酉年に当たっているところから、『酉年生まれ一歳』として、名実ともに生まれ変わった。そして、元治元年（一八六四）六月以来、十年ぶりに風呂呂に入った」（二六七頁。波線、筆者）と叙述されている。教祖伝では「覚帳」や「覚書」の解釈に関わって、ここでの記録を旧二月十五日の出来事として押さえられている。

このように、基本的には、その日に「事実としてあった」という認識であることは一貫している。本稿では、「覚帳」の表記を見るかぎり「生まれ変わり」は、旧二月十五日に神によって知らされた内容というよりも、後に金光大神によって発見的に気付かれた内容と考える。そうとして、このような表記の形態からは、改めて、金光大神にとつてのお知らせとはどのような意味合いであったのかについて関心が浮かぶことから、「お知らせ事」の記録の表記から窺える様相について検討する。

⑤本稿では、「覚帳」の表紙を除く記録がある紙面について「一丁表」や「一丁裏」と呼んでいく。

⑥この「生日改」は、直前の文字と比べて墨跡がやや薄いようでもあり、後筆の可能性を残している。本稿では、墨跡の濃度と共に、文字の大小や整序を一時書記の記録か後筆かを判断する基準に置いており、この「生日改」は一時書記の記録と見なしている。ただし、どちらであっても、「酉二月十五日金光生かまり」が追記であることは変わりなく、論旨に大きな影響はないと思われる。

⑦明治六年旧十二月十日（新暦明治七年一月二十七日）の次のお知らせ参照。

癸酉十二月十日、金光大神縁日に、天地金乃神お差し向け、酉の年生まれ、一歳。新暦甲戌一月二十七日当たり、戌年金光大神二歳。

（教典「覚帳」一七一―三二一）

⑧一方で、神の側からは、旧二月十五日のお知らせ（二次書記）が「金光生かまり」であったことを後の時点で意味開示していると考えられる。本稿では、筆記者となり読者となる金光大神の側について分析を進める。

⑨「金光大神 覚」金光教本部教庁、一九六九年。以下、本稿で「覚書」の写真を掲載する場合は、同書の頁数を記載する。

⑩教典「覚帳」（二八一—一九）では、

十月十五日、

一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、親の言い伝え、此方へ来てからのこと、覚、書きだし。金神方角恐れること、ふれ願い断り申したこと、神祇信心いたしたこと。

教典「覚書」（二二—一〇）では、

十月十五日早々お知らせ。

一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、親の言い伝え、此方へ来てからのこと、覚、前後とも書きだし。金神方角恐れること、無礼断り申したこと、神祇信心いたしたこと。

また、教典「覚書」の冒頭（二—）は、次のように記されている。

一つ、今般、天地金乃神様お知らせ。生神金光大神、生まれ所、なにか古いこと、前後とも書きだし、と仰せつけられ候。

⑪一つ目の視点は、主に「覚書」のみで研究されていた時期

の論文の全てが当てはまることになる。それらの内、論証の中で、執筆時期の認識の問題を述べているものに、福嶋義次「一乃弟子もらいうけをめぐる金神と天照皇大神との問答—伝承の世界と信仰の世界—」（紀要『金光教』第一〇号、一九七〇年）、瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大患の事蹟について（二）」（紀要『金光教』第一二号、一九七二年）がある。二つ目の視点には、「覚帳」が資料に加わって以降の論文で、執筆時点の視点の相違から考察した早川公明「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について」（紀要『金光教』第二九号、一九八九年）や、「覚書」の記述内容を明治七年以降の視点として考察した竹部弘「覚書」における金光大神前半生と天地金乃神」（紀要『金光教』第三四号、一九九四年）、小坂真弓「大患経験の意味と「神の助かり」」（紀要『金光教』第三七号、一九九七年）、大林浩治「覚帳」「覚書」の神語り世界—金光教の始源的創造力を探る方法的試論—」（紀要『金光教』第四六号、二〇〇六年）がある。三つ目の視点には、竹部弘「神と人との間—への問い—安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐる—」（紀要『金光教』第四四号、二〇〇四年）がある。

ただし、いずれの研究についてもあらかじめ立場が用意されていたわけではなく、課題や対象となる記録、さらには、資料状況によって選ばしめられてきたものであり、研究の推移と連動している側面もある。

⑫本稿では、「覚帳」の筆致の違いから出来事と書き表されることとの時差に着目する。

⑬筆者は、「覚帳」の全体における後筆を把握するために、試みとして、各紙面の、行間や余白と見られる箇所前後の文字と相対的に小さく記された文字を後筆とし、当初書かれていたと推察される文字を一次書記として、全丁の文字数を集計した。

〈全体〉

総文字数	一次書記	後筆	後筆の割合
40789字	33503字	7286字	17.8%

〈貼紙〉

総文字数	一次書記	後筆	後筆の割合
2176字	2059字	77字	3.5%

〈全体〉の表は、金光大神による墨筆と共に、宅吉の墨筆も含めた、「覚帳」の全ての文字数である。ここでは後に墨で消された文字についても一次書記に含めている。実際には、各紙面毎に集計しているのだが、紙数を取ることにするので、ここでは、総数のみ示す。管見では、全体を通じて九丁裏のみ後筆が無く、他の紙面には、少なくとも一字以上の後筆がある。一次書記、後筆の違いについて、各紙面毎に逐次、前後の文字を比較することにならざるを得ないのは、「覚帳」が手書き、墨筆であることから、例えば、

一次書記であっても漢字と仮名の大きさの異なる事例が多く見られることや、紙面によつては、大きめの文字が多用され結果的に字数が少ないもの、反対に細かな文字でびつしり埋め尽くされたものがあることから、統一的な基準はそもそも策定しがたいからである。その為、各紙面毎に、文字の大小や書体、墨の濃淡、線の擦れ具合といった要素を判断の材料に加えて、その時々々に一次書記と後筆に分類している。このため、絶対的な基準ではなく、現在として、可能な範囲での分類ということをお断しておく。

また、このような分類は、『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』（金光教本部教庁、一九八九年。以下「注釈」と略記）を参照している。「注釈」では、「原本」という項目が設けられ、文字表記が示されている。そして、間に加筆された文字は（「行間補筆」とされ、さらには、当該箇所の写真が掲載されている事例もある。「注釈」は、『教典』に所収された「覚帳」を注釈する意図で作成されており、教典「覚帳」を読むための補助的役割が付与されているので、全ての後筆が取り上げられているわけでは無く、金光大神の筆によるものに限定されている。本稿では、「注釈」を参照しつつ、「覚帳」原資料の全体の様相について追究する。

⑭古文書字では、貼紙のうち、一部糊付けされたものを「付箋」「全面糊付けされたものを「押紙」と呼び、さらに「付箋」についても用途や様式によって幾つかの名称がある（藤田寛

「研究報告 付箋—その名称と機能」『東京大学史料編纂所報』第三二号、一九八七年。本稿では、「お知らせ事」体験を記録化した帳面の内、貼紙を使用したものが他になく、事例数も限定されることから、「貼紙」と呼ぶことにし、どの様に貼り付けられたのかという意図を貼り付けの有り様から帰納的に分析していくこととする。

⑮個別の貼紙の事例としては、例えば、渡辺順一「天地の規範と生神の道伝え—「覚帳」の向明神、白神についての記述内容をめぐって—」(紀要『金光教学』第三三号、一九九三年)では、藤井きよのに関わるお知らせ事が抽出・編集された貼紙(本稿貼紙⑩)について、読者としての体験的意味が論及されている。ただし、個別の事例に止まるものであり、本稿では、貼紙で表される「お知らせ事」の記録の全体的な様相について追究していく。

⑯「覚帳」の体裁について述べたものとして、藤井潔「課題発表Ⅰ『覚帳』紹介—その体裁、記述傾向等について—」(教学研究会記録要旨)紀要『金光教学』第三三号、一九八三年、一九三—一九五頁)や『注釈』の「表紙」についての補説(四)(四頁)がある。ところで、写真本は、『教典』とほぼ同時期に刊行されているが、その刊行の際に、原資料とは順序を入れ替えた箇所(目付付分帳)があり、教典「覚帳」の内容と連関するかの様に編集されている。本稿では、原資料の様相を浮かべさせるため、必ずしも写真「覚帳」や教典「覚帳」

の掲載順通りではないことを断っておく。

⑰今日、一般的な半紙(縦約34^{センチ}、横24^{センチ})と比べると、やや大きめの料紙である。

⑱この丁には、明治十年旧十月五日から二十七日までの記録があり、教典「覚帳」(二二—二九、三六)、写真本(七七、七八)の双方ともに、明治十年の箇所にあるものとして掲載されている。

⑲厳密には、全くの白紙ではなく、「天てらす御神」と記され、その上に墨筆で線が数度引かれている。文字が本紙に対して逆さであり、本紙の記録や貼紙の文字自体に意味が付与されているとは考えにくいことから、本稿では白紙と見る。ただし、「覚帳」では、通例「天照皇大神」と表記され、「覚書」でも同様であることから、「天てらす御神」の事例はこの箇所のみであり、金光大神の神観にかかわって興味深い事例である。

⑳ちなみに、「覚帳」では、官憲の取り締まりの際に「白着物」が問題の一つとして指摘されたことが記録されているし、また、明治九年には、末暦の日付を伴って衣服についてのお知らせが記録されている。

㉑本紙には、「ニ」や「ヲ」等の助詞が挿入される事例があり、語尾が「被仰付候」とされるように書き言葉が記されているのと共に、字句の横にふりがなと見られる小さな文字が後筆されている事例が幾つかあり、声で読み上げる話し言

葉としてもあったことを示しているように思われる。

⑳ この記録にかかわる金之神社建築については早川公明「金之神社」考（紀要『金光教学』第二号、一九八二年）に詳しい。

㉑ 「卯」の筆跡が金光大神の筆とは異なると見られることから、御献備包を裁断しての流用である可能性が考えられる。

㉒ 竹部弘「近世農民の世界観と金光大神の信仰」紀要『金光教学』第三八号、一九九八年、六八―七〇頁参照。竹部の関心は、「神前撤去」の記録にある「実意」が表す意味内容であるが、その際、「覚書」を最終型として解釈するものとなっている。

㉓ 本稿では、詳しく述べないが、安政六年十月二十一日の記録は、「覚帳」と「覚書」では、記述量や内容に違いが見られる。

㉔ 教典「覚書」一九一―三。

㉕ この時生まれた藤井しげのは、後に次のように伝えている。「母正才神「藤井くら」が晩年私に教祖様のお孫さんは多いが、教祖様のお宅の御広前の次の間で生れたのはお前ばかりじゃと申してくれましたが、それが何月何日に生れたのか役場の戸籍は生後数日を経て入籍したから、正確な生れ日は母も忘れ私も知りませんでした。処が今度御本家に保存されている教祖様の御手記「お知らせ事覚帳」に相当」の中から明治九年十一月九日に今の立教聖場の内で生れ、この日が神様の御縁日であり教祖様が大変御喜び下さって

十七夜迄の御祝日を書き記して下さってある事が判り、私は何という幸福者であつたらうかと教祖様に御礼申上げているところであります」（研究資料 金光大神事蹟集）一〇九二

㉖ 写真本では、「内子ノ四月十七日 子丑寅卯四月迄」は本紙として所収されているが、実際は、貼紙の貼り付け部分にあたる。本稿では、貼紙の輪郭に線を引いて示した。

㉗ 「断片」『研究資料 金光大神事蹟集』一一八四。この紙片には、「文久二壬戌ノ年 三月廿五日東小坂連行院き 三人組神様品物とてかえり「文久二壬戌の年、三月二十五日東小坂連行院来、三人組、神様品物取つて帰り」と記されている。

㉘ この貼紙（写真上）は、写真本では、裏面で掲載されている。本稿では、貼り付けられた様子を窺うことについては特に支障がないと考え、そのまま掲載した。

㉙ 金光大神と藤井きよのとの関わりについては、前掲渡辺「天地の規範と生神の道伝え」参照。

平成二三年度研究論文概要

二三年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

第一部

明治期金光大神広前における祈念の諸相

—「祈念詞」の生成に注目して—

佐藤道文(所員)

『金光教教典』には、金光大神の「祈念詞」として広く知られている大喜田喜三郎の伝承内容が所収されている。筆者は、以前の研究(拙稿「金光大神広前の様相をめぐる一考察」紀要『金光教学』第四九号)において、「祈念詞」に表れる金光大神の願ひ方に関わる特徴の一端に言及した。その一方で、「祈念詞」には、祈願のあり方から窺える重層的信仰理解、さらには、いわゆる明治期の金光大神における「不残金神様」といった神々との交渉実態の究明という課題など、多くの興味深い論点を残した。

これら関心の具体的追究に向けては、「祈念詞」が、いつ頃、どのように生成されたのかという事実関係を含めて、まずは「覚書」「覚帳」の記述や伝承資料類など、資料に基づいて金光大神

の祈念行為に関わる基礎的確認に取り組み必要があると考えられる。

本年度、取り組んだ要点は、大きく以下の三点である。①「六根清浄祓」「般若心経」「大被詞」の読誦行為に関わる時期的変遷に加え、拍手、太鼓、六角畳、結界の座など広前の様相についての確認作業を行った。②願ひ方と祈願内容に関わる「覚書」「覚帳」の記述内容の抽出・分類を通じて考察のポイントを浮かべた。そして、①②を踏まえつつ、③「祈念詞」の生成時期、過程について考察した。

以上の取り組みを通して、「祈念詞」に見られる、「お逃しください」「おさし許してください」等の言葉にこもる、祈る自らを整えるあり方というものが焦点化されることと共に、明治六年頃と推定される高橋沢野が伝える「祈念詞」と明治七年以降と推定される大喜田喜三郎が伝える「祈念詞」の対照を通じて、金光大神の祈念というものが、その内容を更新しつつ、営まれていた可能性を指摘した。

今後の展望として、広く「祈り」に関わる理解伝承を視野に収めつつ、金光大神の「祈り」というものを、参拝者をはじめ周辺者との関係において捉えていく研究的あり方を構想するに至った。

「教え」と「おかげ」

—明治末大正期の信心理解における交感の位相—

大林 浩 治(所員)

本稿は、本教の信心理解において重要な指標となっている「教え」と「おかげ」を取り上げ、これら指標の関わりを、その指標が登場する明治末大正期を対象に検討してみた。

その際、「教え」による信心の体系的な把握を目指すときの機制に着目した。すなわち、信心にかかる事物一切を「教え」という体系や概念であらかじめ見てしまう問題である。この機制は教化に必然的に埋め込まれており、信心の表象(思い描くこと)の際の重大な課題となる。というのも、この機制によって、神は「教え」(体系)の思念物(概念)となり、「教え」は神や人を表象する原理とされるからで、そこでは、神は「教え」を裏付ける表象物(概念)でしかなくなり、人間の認知を超え出た事態に遭遇する意味、つまり神の絶大性、超越性は見失われることにもなるからである。

考察の結果、この時期、「おかげ」重視の人間がこの問題を突きつけていたことが明らかになった。しかし一方の「おかげ」重視の姿勢を問題にし、「教え」をもって信心展開をしようという意識を顕著に持った者にも、ある特徴が窺えた。それは、「おかげ」

という人間経験を越え出る不思議さに対して、それを認識する「自己」のありように着目する様相である。そうした様相を見せる者達には、「教え」の文言が示す明示的な世界への自己和解ではなく、「教え」に触れて神や自己の立ち現れを目指すような交感のありようが窺えるのである。

いずれにしても、言葉で言い表すことができない不思議な「おかげ」の事実や体験と、それを言葉で押さえ直す際に関係づけられる「教え」は、大きな問題を突きつけていると言える。その意味では、すでにこれら二つの指標が登場する時代に、この問題との格闘を見ることが出来るものとなっている。

「教典」論への視座

高橋 昌之(所員)

本研究では、生きていく上で様々な問題に出会い、存在するごとと自体に不安を抱え込む人間の実情に向けて、現「金光教教典」(以下、「教典」)が放つ今日的意義について考察を試みた。そのために、信心において「教典」が「教典」として立ち現れるとは如何なることか、との問いを設定し、課題の整理に努めた。

『教典』(昭和五八年刊行)編纂への願いは、「教義の闡明」「教典の集大成」として、立教百年(昭和三四年)を迎える頃から教内で表明され始めている。その後、「教典に関する会議」(昭和五〇〜五二年)で、問題点の取り纏めと編纂方針が探られ、「典

籍編修委員会」（昭和五二〜五八年）で、「原典となりうるもの」として編纂することが確認された。このように、原典として『教典』が編纂されることで、その解釈のあり方がより問われることになったと考えられる。

では『教典』は刊行当初、教内でどう受け止められたのか。その一端を当時の教師研修会記録（昭和五八年一月、西近畿教区）に窺った。同会で講師は、『教典』によって、晩年まで問題を抱える金光大神の姿が明らかになり、各自の「教祖像」が崩れるであろうことから、真に金光大神の信心を求める地点に立ち至ったことへの期待を述べている。その一方で参加者からは、「身代わり」など「覚帳」に見られる事蹟の解釈に関する戸惑いの他、信者からの質問への対処等が懸案として挙げられている。このことから、『教典』を解釈する手前で、各々が揺るがせに出来ない主体をもって『教典』に向かおうとするとき、改めて自身にとって「教典」とは何かが問われたと言える。

そこで最後に、『教典』が信奉者の手に取られた時に見られる様相から、『教典』が「教典」たらしめられる事態へ向けて考察した。当時の教内紙誌には、『教典』に向き合う取り組みを通じて、それを「読む」ことへの意味を見出し、そこから垣間見える世界を語ろうとする投稿が見られる。ここには、自分自身が教えを捉えるというより、教えによって絶えず自分自身が捉えられていく様相が窺われる。その自分が繰り返し教えを思い起こす営みとして、『教典』が「教典」として立ち現れるのではないかと考えら

れる。

『教典』の編纂には、世界、人間への謎などについて、金光大神の信仰に照らした道を求めることが願われてきた。そうとして、その求めを持つ人間が、揺るがせに出来ない主体を持ちながら『教典』に向かおうとする在り方と、『教典』に導かれる世界から自身と世界とを捉えさせられ、主体化を促される在り方との関係が、『教典』を考えることに求められていると思われる。

第三部

大淵千仞「教史」を読む

高 司 智太郎（助手）

本稿は、一人の人間の中に生きられる教務経験の意味を窺うべく、大淵千仞の金光教学院での講義録「教史」（昭和三四年度）を対象に解題を試みた。ちなみにこの「教史」は、教祖の立教から百年間をおよそ二五年単位（①立教から教祖帰幽、②教祖帰幽後から明治四〇年頃、③明治四〇年頃から昭和八年、④九年十年事件から昭和三四年）に分割して語られたものである。そこで各時期が彼自身の教務経験を介してどう語られたかを検討した。

①立教から教祖帰幽 この時期には、教団設立の動きが見られるが、大淵は、教祖には教団設立の意図はなかったとし、白川家や教導職の問題から、認可取得には積極的でなく、人が助かるこ

とを第一とする態度に貫かれていと述べている。②教祖帰幽後から明治四〇年頃 神道金光教会傘下で独立教派を目指す時期であり、教祖によって貫かれた態度がどう継承されているかが論点となっている。一方で、教団史上の大きな関心として、国家の宗教制度に裏付けられた管長制が導入され、そこに「三元的な構造」が生じたとする。③明治四〇年頃から昭和八年 「三元的な構造」により「財」や「私有」の問題が表面化する、いわゆる「昭和九年十年事件」が起こる前の時期である。大淵はこの時期に本部属員になっている。しかし、当初の大淵は、二元的な問題を掴むだけの力がなかったと言う。④九年十年事件から昭和三四年 制度が改善されていく時期であるが、大淵は教務経験の中で「三元的な構造」を把握していき、教祖の信仰に基づいた「御用」、生活のあり方を求めていく中でよるこびを感じ、困難を伴いながら教祖の信仰を制度に実現していった苦勞を語っている。

このように述べる大淵は、「人が助かること」に基づくことを重視し、教団の歴史把握をなす中で、教祖から連綿と繋がる生命的なものを見てとっている。それによって大淵は、戦後の教団の隆盛も確証されると指摘している。

以上のように、大淵にすれば、本教史は教団制度上に、教祖の精神を実現していた歴史というより、むしろ教祖の精神が制度的な規定にもなつてあらわれた歴史といえる。大淵における教務の体験からは、教祖の信仰に対する人間側の構えが教団展開を生み出すという実地的な確認をもたらしていると押さえることができ

る。今回の報告では、大淵の歴史観を通して深い論点提示をするまでには至らなかったが、彼を代表として「教務論」からの教団論の提起が予期される。

本教における儀式改定過程について

—教制審議会特設部門設立前後の様相を中心に—

山田 光 徳(助手)

本稿では、「本教にとって儀式とは何か」の問題関心から、現行の形式に至る一つの契機であったと考えられてきている、「神道指令」(昭和二〇年二月一日)後、「儀式全般にわたり神社神道を払拭し、道のお立前に基づく本教独自の儀式策定が企図された時期に注目し、論点の抽出を試みた。

具体的には、戦後の儀式改定に関わつて、大きく①改定する、②改定しない、③(儀式そのものを)やめる、以上三つの選択肢があり得たと想定しつつ、その中で「改定する」ということがどのように定まったのかを歴史遡及的に考察した。なお、ここに「やめる」という選択肢を加えたのは、明治三六年六月九日、佐藤範雄が「…今吾人が着て居る此の装束なるものは、我教祖の神の神理とは何等の関係もあるのではない。教祖の神が道をお伝へ給ひしに何等の縁故もないのである」(『修行訓』『説教十座』明治四〇年)と述べていることに由来する。この言葉は、直接的には服制のことを指しつつ、「我教祖の神の神理」との関係の問題にし、

さらに「教祖の神が道をお伝え給ひしに何等の縁故もない」が意味する内容においては、服制にとどまらず広く儀式に及んで「やめる」という選択可能性を想起させられるからである。

一章では、昭和二十九年に設置された「儀式服制等審議会」にて、「どうしてもすめなければならぬ」と儀式改定への意思が明示されていることを確認しつつ、さらにその意思の淵源が、教制審議会の「第五部門」（取次の作用―布教（儀式、教義の宣布）、教務（教務諸機関）、教育、研究、社会事業）から「特設部門」（儀式、服制、拝詞等の審議）を別立てとするために設けられた準備協議会（昭和二十五年四月）に見出せることを示した。

二章では、今少し、祭式、拝詞等といった改定項目の出所を窺うべく、「布教研究室」設置（昭和二十二年七月）から教制審議会（昭和二十四年一月）同準備調査会設置・昭和二十三年九月）に至る様相を考察した。そして、教内において戦後の信教の自由が「教祖信心開頭」の好機と捉えられ、さらなる布教活動活性化の一環として拝詞の改定が企図された様相と共に、その具体化が教制審議会へと引き継がれる経緯を示した。

三章では、昭和二十六年中に開催された教制審議会の委員会審議において、「教祖が儀式をしていたという伝えない」ということを確認しつつ、改めてのこととして「本教信仰にとって儀式とは何か」が問われようとした点に注目した。そのことを通じて、儀式改定をめぐる議論が、本教において儀式が営まれてきた歴史事実との関係確認を不可分として成り立っていたことを窺うと共

に、人びとが生きることにとって儀式とは何であったか、という営まれてきた歴史への問いが浮上することになった。

平成二三年度業務報告

二三年度に提出された業務報告について、ここに掲げる。

○三好光一（資料室長）

本所に所蔵されている資料の概要を把握するべく、昭和六十一年以降の収集資料について年代を追ってとりまとめ、「資料室の歩みと資料の調査収集 ―昭和六十一年から今日まで―」として報告した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願い、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、平成二十三年一月二十六日に、第四三回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、紀要第五一号に掲載された大林浩治「聞き受けられる言葉の世界―交感の表出としての「理解」―」、高橋昌之「金光大神と参拝者の応答―取次という場の生成―」、以上二編の論文と、早川貴子「金光大神広前における「藩士」の動静―「広前歳書帳」を手がかりに―」の研究ノートである。また、この検討会では、紀要全般、近年の研究動向をめぐっての意見交換もなされた。以下に、検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、塚本一真（今迄）、前田祝一（嘱託・気多）、金光清治（研究員・本部）、松岡光一（研究員・墨染）、木村正明（学院講師・飯屋浦）と、研究ノート執筆者早川貴子（元助手・牧野）の各氏、所内からは、各論文執筆者と、竹部弘、児山真生、佐藤道文（司会）であった。

〈大林浩治論文〉

○本論文は、市村光五郎をはじめとする伝承者に注目して、金光大神から発せられた言葉が「理解」になる関係構造を、神と人とが照応する事態である「交感」に注目して究明を試みている。

これまでの「理解研究」では、主に言葉を発した金光大神の信仰内容として「理解」の持つ意味が追究されてきた。それに対して、本稿における言葉を聞き受けた側である伝承者とその経験への注目は、「理解研究」における新たな視座と、それに伴って開かれる課題領域を提起したものであるとして評価できる。

○具体的には、神と人との「交感」の構造把握が、主に伝承者によって言語化（記録化）された領域に関わる資料との関係で図られている。他面で、例えば、金光大神とまみえた多くの人びとの経験に関わる言語化されなかつた領域（非言語化領域）など、「交感」の構造究明という点では余地を残している。今後、非言語化領域を視野に収め得る方法を鍛えていくことも、これからの「教義論」の一課題であり、本教信仰の世界観究明に関わっても課題となるのではなからうか。

○本研究における情念的要素への着眼は、新たな教義論へ向けて的方法的視角として了解されるものの、主題性や教学史における位置づけ等、検討余地を含めた多くの可能性を残しているとも言える。本論の指摘がより明確に示されるためにも、言葉、理解、教えや交感という概念相互の関係整理、先鋭化が図られることによって、区分けされた信仰理解のあり方（例えば、祈念祈祷と理解、おかげ信心と理解信心）も視野に収めた、さらなる研究展開が期待されよう。

〈高橋昌之論文〉

○本論文は、金光大神と参拝者の応答に注目し、両者が新たに信仰の意味と出会わされていく場の生成という観点から、取次とその意味の究明を試みている。今日の「結果取次」をめぐる議論が展開されている状況にあつて、応答という対話論的な関係に注目し、金光大神自身にとつても自らの信心を発見し、形づくられていく意味に出会う場としてあつたという論究は、「取次」へとアプローチする方向性を提示したものと興味深いものである。

○一方で、場の生成が理解の言葉という側面に偏つて論述された感は否めず、取次という場自体に自明な意味の問題は残されたと見える。例えば、周囲にいる第三者との間において、言葉以外の関係によつて生じる場合、あるいは、参拝者がお詫び、お願い、お礼などの心境を告げる場合など、場をめぐる多様な側面を視野に収めることが、取次という場のさらなる立体的究明につながるのではないか。

○また、他の伝承資料も含めた検討の余地が残されており、応答に注目する方法的意義にも関わつて、事態や様相として示された概念がより整理・検討される必要があろう。その上で今後は、言葉が生成される現象面のみならず、言葉自体の信仰の意味についても究明されていくことを期待したい。

〈早川貴子研究ノート〉

○この研究では、「広前歳書帳（教祖御祈念帳）」という資料から、藩士に関わる記載内容に注目して、金光大神広前の様相のさらなる究明が試みられている。このことは、「広前歳書帳」が内包する特徴として、藩士に関わる記載内容の数量的、时期的な抽出・分析を提示したことによつて、資料が持つ研究領域の拡張を図つた点に加え、資料に浮かぶ彼らの存在が、維新期の社会変動という時代状況に晒されつつも、それとは異なる位相においてあつた信仰実態を、金光大神広前の様相として究明した成果として評価できる。

○そうとして、藩士たちの存在と信仰営為に注目する有効性にも関わつて、藩士に関わる伝承資料のさらなる掘り起こしをはじめ、他宗教の事例に窺える彼らの参拝動向や祈願内容との比較・検討を行うことによつて、なお一層金光大神広前というものもの歴史的社会の意味へと迫つて行けるのではなからうか。

○この点について、金光大神広前の様相究明が、今後も意欲的に取り組まれていくためには、「広前歳書帳」をはじめ「金光大神覚」「お知らせ事覚帳」などの資料を視野に収めつつ、多様な職業、年齢、地域などの人びとが訪れた広前と、そこに居た金光大神も含めて多角的な側面からアプローチされていくための方法論と課題性が先鋭化されることを期待したい。

〈紀要全般、近年の研究動向について〉

○今年発表された成果は、今日の社会状況において注目される「絆」や「縁」といった「関係」をめぐる問題関心と通底するものを感じると共に、教学研究の課題領域の展開に関わって、テーマを設けた共同研究の可能性を考えさせられた。この点について、明確な対象について明らかにした紀要二〇号台のような、基礎付的な研究の時代を経て、それら蓄積があつての今として浮上する、事実と自己との「関係」への問題関心に棹さすものであり、今後さらに展開されていくことを期待する。

○紀要の文章表現について、読まれやすい平易な表現への意識が高まつている傾向は理解できる。しかし、教学論文としての文章の水準は維持すべきであり、言葉や構成の吟味等、表現力は今後とも錬磨されていくべきだろう。加えて、若手研究者の養成の一環として、過去の研究者が残した取り組みを掘り起こし、積極的に問題意識の醸成がなされてもよいのではないか。

彙報

—平成二三・四・一—平成二四・三・三一—

平成二三年度の業務概要

平成二三年度の業務概要	177頁
研究題目の認定	178頁
研究講座	178頁
研究発表会	179頁
教典に関する基礎資料の編集	179頁
資料の収集・管理	179頁
教学研究会	181頁
教学に関する懇談会	182頁
教学講演会	183頁
教団付置研究所懇話会	183頁
東アジア宗教文化学会	184頁
研究交流・各種会合への出席	185頁
囑託・研究員	185頁
評議員	185頁
研究生	186頁
通信の発行	187頁
ホームページの運営・管理	187頁
人事関係	187頁
学院・図書館との関係、その他	188頁

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日までの歩みを進めてきている。

現在、教祖、教義、教団史の三部門に分かれ、社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座に培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、研究態度の見直しを進め、研究講座等を通じて、研究関心、課題意識、方法論に及ぶ研究体制の整備の具体化に取り組んでいる。

以下、本年度実施した業務の概要を示しておく。

(1) 教学研究会、教学に関する懇談会、教学講演会については、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識との対話を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく開催した。

(2) 教団付置研究所懇話会については、他宗教教団の教学研究者の学術交流を通じて、教学研究上の研究課題の深化と拡大に培うべく、同懇話会に参加した。

(3) 資料収集・管理・運用については、「教団の資料センター」として、公開基準に基づいた資料照会の体制を整えるべく、資料目録のコンピュータ入力及び検索システムの内容充実を図った。

その他、従来から進めている所員・助手の個別的指導関係を基

本にした研究発表等を通じて研究者相互の意識向上に努めた。

研究題目の認定

四月二二日、五名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○「覚帳」における〈お知らせ事〉記述の様相

―「覚書」欄筆前後の追記・貼紙に注目して―

岩崎 繁之

○「祈念詞」に見る〈畏怖〉の位相

佐藤 道文

〈第二部〉

○教団独立以後の「教え」の位相

―「交感」を通じた自我変容の問題―

大林 浩治

○「教典」論への視座

―生命倫理に関する議論に注目して―

高橋 昌之

〈第三部〉

○明治中期地域社会における「復祭」の受容と展開の諸相

児山 真生

研究講座

五月一日、本年度の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ―大林、岩崎、佐藤、白石、早川

「金光大神御覚書」の影印本をテキストにしたゼミを五回実施した。また、教祖時代の大谷村と現在との地形的変化についての理解を深めるべく、現地実習を二回実施した。

二、教義ゼミ―大林、高橋、岩崎、白石、高司、早川

研究課題・方法に関するゼミを八回実施した。その中で、河井信吉嘱託を招いての、第五〇回教学研究会全体会の企画内容に関する打合せ(23・5・31)及び、本教信仰による助かりとその実際についての理解に培うべく、国立療養所邑久光明園の金光教求信会での現地実習(23・9・9)をそれぞれ実施した。

三、教団史資料ゼミ―児山、佐藤、堀、山田

教団史研究の方法論検討のために六回実施した。

四、文献・資料読誦会―堀、白石、高司、早川、山田

助手相互の研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を七回実施した。

研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○「お知らせ」に触れる意味

—方法・視点としての「家族」—

白石 淳平 (23・5・24)

○大淵千仞の「教団」経験

高司智太郎 (23・5・24)

○「教会実態調査」とは何か

堀 貴秋 (23・5・25)

○大淵千仞にみる「自覚」の問題

高司智太郎 (23・9・20)

○「教会の現状に関する調査」に見る教務と教会との関係

堀 貴秋 (23・9・26)

○「覚書」執筆が「覚帳」にもたらしたこと

—「覚帳」における追記・貼り紙の様相から—

岩崎 繁之 (23・11・10)

○「お知らせ事覚帳」における「お知らせ事」に関する一考察

—「家族」に関わる記述を手がかりに—

白石 淳平 (23・11・19)

○大淵千仞の教務経験

高司智太郎 (23・11・19)

教典に関する基礎資料の編集

「御理解関係資料検討会」は、電子データ「研究資料 金光大神言行録」と原資料との照合および、金光大神言行資料の編纂に至る過程の検討作業を六回実施した。

資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1) 豊島登美子氏に関する資料一点の收受 (23・4・20) / 豊島恵雄氏より

(2) CD (廻国供養塔データベース) 一点の收受 (23・4・24) / ノートルダム清心女子大学小嶋博巳氏より

(3) 金神信仰に関する調査 (23・7・8) 出張者三名 / 岡山市中区海吉

(4) 教団史資料一〇点の借用 (23・8・23) / 金光図書館より

(5) 高橋正雄師関係資料 (段ボール六箱分) の收受 (23・8・29) / 高橋喜美枝氏より

(6) 布教史資料四点の收受 (23・9・17) 近畿布教史編集室より

(7) 民間信仰に関する調査(23・9・29) 出張者四名/金光町佐方
 (8) 信心生活に関する聴取調査(23・11・24) 出張者三名/沖秀廣氏より(於広島県廿日市市同氏宅)

(9) 地方布教史に関する聴取調査(23・11・29) 出張者一名/岡山県井原市

(10) 神道金光教会講社関係資料三点の收受(23・12・1) / 佐藤元信氏より

(11) O A 機器に関する情報収集(23・12・7) 出張者三名/岡山市北区

(12) 典籍関係資料(段ボール一九箱、紙袋一袋分)の收受(24・

1・16) / 布教二部より

二、資料管理・運用

(1) 資料の登録

教団史資料追加分目録(二四七四点、布教史資料目録(二三三二点、新規登録資料目録(二八二点、新取図書(五七五五点、教団書庫目録紀要(九八二点、同学会誌(九六二点)をコンピュータへ登録した。

(2) 資料の複写

(イ) 奉修所資料

二〇一四枚 七三点

(ロ) 管長家資料

六〇二枚 一七点

(ハ) 図書

四八七枚 一八二点

(ニ) 教団史資料戦後期

四三三枚 六二点

(ホ) 金光大神関係資料

三〇二枚 二二点

(ハ) 布教史資料

二五一枚 六二点

(ト) 教義資料

二五一枚 三二点

(チ) 金光大神に関する資料

一七九枚 一〇点

(リ) 教団史資料戦前期

八六枚 二二点

(ヌ) 信心生活記録資料

二八枚 二二点

(ル) 教団史資料(追加分)

二三枚 二二点

(ヲ) 教団史資料大正期

一四枚 二二点

(3) 資料の整理

(イ) 教団史資料

一点

○ 祭場保管資料の目録を作成した。

○ 新規収集資料(北米布教史資料)を整理し、目録を作成した。

(ロ) 布教史資料

一点

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ハ) 金光大神関係資料

一点

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ニ) 教義資料

一点

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ホ) 管長家資料

一点

○ 既存資料の赤黒二色コピーを行い、複数化作業を行った。

(ハ) 信心生活記録資料

一点

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ト) 奉修所資料

一点

○ 既存資料(含原資料)の複数化作業を行った。

(チ)高橋正雄師関係資料

○新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(リ)視聴覚資料

○収受したCD・DVDの登録作業を行った。

(ヌ)その他

○調査写真の写真資料データ一覧を作成した。

(4)図書の整理・保管

新収図書五七五点の受入、破損図書の補修、所在不明図書の確認、補充及び整理を行った。

(5)雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成二三年のものについて廃棄処分した。

三、資料編纂

昭和六一年以降、調査・収集された資料について、資料室の歩みと共にレポートとしてまとめた。

教 学 研 究 会

第五〇回教学研究会(23・7・1~2)

一、テーマ「教学研究における対象と眼差し

—教学研究会五〇回を迎えて—」

二、会場 本都教庁四階大中公議室

三、日程

第一日

【全体会】

「今、「理解」を考える

—「理解」の変遷、研究の歴史、今後の信心状況へ—」

(1)事前確認

「理解」及び「理解研究」に関して

(2)発題

①「言葉はいかなる意味で理解となるのか

—交感の諸相をめぐって—」

②「金光大神と参拝者の応答—取次という場の生成—」

(3)コメント

(4)全体討議

第二日

【個別発表】

〈A会場〉

①「お知らせ」に触れる意味

—金光大神家族に関わる事蹟から—

②宮建築への視線

—「十一月九日ご遷宮」から見えてくるもの—藤本 拓也

③「覚書」が「覚帳」に何をもちたか?

—〈お知らせ事〉としての「覚書」— 岩崎 繁之

討議I 「覚帳」解釈の新たな展開をめざして

〔白石・藤本・岩崎発表を手がかりに〕

司会 大林 浩治

④旧藩士の動静と金光大神の信心

―先行成果との接点で考える―

早川 貴子

⑤取次ぎとは何をする事か

―信心の図式的理解をもとに―

沢田 重信

⑥無礼・めぐり・難儀・救済

姫野 教善

〔B会場〕

①教会の〔実態〕という認識の成立過程

―大正期、教会の現状に関する調査を手がかりに―

堀 貴秋

②地域社会における「復祭」の意味に向けて

―後月郡川相村における河合リウの事例を中心に―

児山 真生

③「祈念詞」とは何か

―金光大神の日常的信仰営為に注目して―

佐藤 道文

討議Ⅱ 信仰的信念の創出過程への再注目

―地域、他宗と本教の関係を手がかりに―

〔児山・佐藤発表を手がかりに〕

司会 児山 真生

④本部教庁の御用の中で

河崎 信示

⑤大淵千仞の「教団」経験

高司智太郎

⑥本当は怖い家庭の教学

大林 誠

四、出席者

松本光明（浦和・東京センター）、池田道男（銀座）、中里巧（早

稲田・東洋大学、中谷智美（五十鈴川）、水野照雄（松阪新町）、

斎藤文彦（烏丸・龍谷大学）、西村明正（西宮）、大林誠（出石）、

沢田重信（六甲）、嶋田信一（桜口・西近畿教務センター）、飯

田ふみ子（足守）、山田實雄（新見）、福嶋義次（北堀）、斎藤

創（大洲・四国教務センター）、富増彰生（水田）、小林大典（育

成部）、河崎信示（布教部）、北林秀生（布教部・金光新聞編集

室）、横山勇喜雄、木村正明（以上、学院）、山下達真（金光図

書館）

姫野教善、前田祝一、早川公明、河井信吉、宮本要太郎、渡辺

順一、金光和道、土居浩（以上、嘱託）

金光清治、岩崎道與、藤本拓也（以上、研究員）

本所職員、研究生、教務実習生

教学に関する懇談会

第二八回教学に関する懇談会（23・12・15）

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今日の教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。第二八回会合は、現代において広く信心に問われる問題を見据えながら、今後、教学研究で考えるべきテーマを構想していくことを願って行った。会議では、本部や各地の教会で御用に当たる研究員が、日頃感じている思いをもとに提題を行い、それに教学研究者が各

自の研究的立場から応答する形で意見を交わした。

一、テーマ 「今後、教学研究で考えるべきテーマに向けて」

二、会場 本所大会議室

三、日程 討議Ⅰ 研究員からの提題

討議Ⅱ 意見交換―論点およびキーワードの抽出

討議Ⅲ 研究者からの応答

四、出席者

金光清治（本部）、橋高真宏（浜田教会）、岩崎道興（静岡教会）、

佐藤武志（芸備教会）、松岡光一（墨染教会）（以上、研究員）

本所職員、研究生

教 学 講 演 会

第一一回教学講演会（23・12・11）

全教の信奉者を対象に教学の成果を発表し、全教の問題意識との対話をはかり教学研究の問題意識に培うために、左記の通り実施した。

一、会場 本部広前会堂西二階

二、日程

講演Ⅰ

「神・天地に開かれる

―金光大神と参拝者の応答に注目して―

高橋 昌之

講演Ⅱ

「金光大神の言葉はどう受けとめられたか？

―言葉が「理解」とされる意味―

大林 浩治

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする同懇話会の発足、企画、運営に参画してきた。

本年度は、第一〇回教団付置研究所懇話会・年次大会が開催された。

第一〇回教団付置研究所懇話会・年次大会（23・11・7）

今回は、二四研究機関・団体から九九名が参加した。同大会では、神社本庁常務理事吉田茂穂の開会挨拶の後、本所を含む三つの研究機関の代表者による研究発表が行われた。続いて同懇話会・大会開催が一〇回目を迎えたことから、懇話会発足当時の願いを確認するべく記念鼎談が行われた。その後、総会で、第一一回の大会は天台宗総合研究センターにて開催することが決定された。また、実行委員研究所は、東地区が、宗教情報センター（真如苑）、神社本庁総合研究所、日蓮宗現代宗教研究所、西地区が、NCC宗教研究所、天台宗総合研究センター、西山浄土宗教学研究所が当たることに決まった。発表題目、参加研究機関・団体は以下の

通り。

一、会場 神社本庁大講堂

二、日程

(1) 研究発表

① 高橋昌之（本所所員）

「日常から問われる生命と信仰」

② 深田伊佐夫（中央学術研究所）

「環境地質システムにおける宗教の役割について」

③ 久保田永俊（曹洞宗総合研究所センター）

「被災地支援のための絵本・ピースプレズレットを用いた傾聴プロジェクトについて」

(2) 記念鼎談

テーマ 「懇話会設立の経緯について」

鼎談者 雲井昭善（天台宗総合研究所センター）

石上善應（浄土宗総合研究所）

奈良康明（曹洞宗総合研究所センター）

司 会 河野乘慶（中山身語正宗教学研究研究所）

三、参加研究所・団体

NCC宗教研究所、オリエンズ宗教研究所、大本教学研究鑑所、国際仏教交流センター、金光教学研究研究所、宗教情報センター、浄土宗総合研究所、浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター、神社本庁総合研究所、真宗大谷派教学研究研究所、西山浄土宗教学研究研究所、世界仏教徒センター、曹洞宗総合研究所

ンター、玉光神社、智山伝法院、中央学術研究所、天台宗総合研究所センター、中山身語正宗教学研究研究所、日蓮宗現代宗教研究所（以上、会員）、新日本宗教団体連合会、天理大学おやさと研究所、辯天宗教理研究室、陽光文明研究所、臨済宗妙心寺派教化センター（以上、オブザーバー）

なお、本所参加者は、竹部弘（所長）、大林浩治、高橋昌之、岩崎繁之（以上、所員）であった。

東アジア宗教学会

本所では、日本と韓国、中国における諸学問（宗教学・歴史学等）の研究者、及び各宗教の教学・宗学の研究者との交流・相互理解に資するべく、「東アジア宗教学会」へ参加すると共に、同常任理事会に参画してきた。

同学会では、一昨年来、各国理事を中心に、近年の各国、並びに各学問分野の研究動向、問題意識を視野に取めた国際学会としてのあり方を協議してきている。その結果、大会開催に向けては、いましばらく協議、調整の時間が必要との結論に達したことから、同学会活動を一旦休止とした上で、引き続き関係者間で再開に向けた協議を重ねていくことになった。

本所としては、今後、協議の動向に関心を払いつつ、必要に応じて対応を図ることを確認している。

研究交流・各種会合への出席

一、学会

- 岡山民俗学会(23・4・25)二名
- 歴史学研究会(23・5・21)22)二名
- 日本宗教民俗学会(23・6・11)二名
- 日本宗教学会(23・9・2)4)二名
- 日本社会学会(23・9・17)18)二名
- 日本倫理学会(23・9・30)10・2)二名
- 日本史研究会(23・10・8)9)二名
- 日本生命倫理学会(23・10・15)16)一名
- 日本思想史学会(23・10・29)30)二名
- 臨床心理学会(23・10・29)30)二名
- 史学会(23・11・5)6)二名
- 神道宗教学会(23・12・3)4)二名
- 二、教内会合
 - 布教史研究連絡協議会準備会(23・7・19)一名
 - 金光教広島平和集会(23・7・30)一名
- 三、その他
 - 臨床心理学会大会プレセッション(23・10・28)三名
 - 表象文化論学会研究発表集会(23・11・12)一名
 - 宗教と環境シンポジウム(23・11・12)一名

*

なお、竹部弘(所長)は、『語られた教祖―近世・近現代の信仰史―』(法藏館、二〇二二年三月出版)において、平成二〇年度から二一年度にわたる天理大学おやさと研究所宗教研究会での報告を踏まえた論文「教祖像の力学―金光教の教祖探究から―」を執筆した。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、第五〇回教学研究会、第四三回紀要掲載論文検討会、第二八回教学に関する懇談会、教義ゼミへの参加、また教学論各論(研究方法論四)への出講を通じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

○第九二回(23・9・8)

平成二四年度の方針並びに計画案及び経費予定書案を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

- ①現在の研究動向について
- ②人材の育成、確保について
- ③所内施設の営繕について

なお、出席者は安武道義、森田光照、松沢光明、松岡道雄、岩

崎道與の各評議員と所長以下五名の職員であった。

○第九三回(24・3・5〜6)

平成二三年度研究報告並びに業務報告の内容を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

- ①現在の研究動向について
- ②人材の育成・確保について

なお、出席者は安武道義、森田光照、松沢光明、松岡道雄、岩崎道與の各評議員と所長以下五名の職員であった。

研 究 生

本年度は、山田光徳(新見教会)に、五月一日から五か月間、藤本拓也(赤羽教会)に、一二月一日から一か月間、研究生を委嘱し、実習を行った。

○山田光徳に対する実習内容は、以下の通りである。

一、レポート

(1)文献解題

選定した文献または資料の解題を通して、問題関心を浮かべ上げられ、研究課題の発掘を目指すべくレポートを二回提出した。

(2)実習報告

実習期間を総括して、以下の内容の実習報告を九月に提出した。

「信仰履歴届級」(明治四〇年、一六〇人分)の資料解題を通じて、信仰契機、理由をめぐる歴史的様相の把握を試みた。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、「教学論総論」「教学論各論」「資料解読」「文献・資料講読」「紀要論文講読」「調査実習」の各講座を受講した。

(1)教学論総論―担当者、所長

教学研究の意義・分野・課題等、総括的理解を深めるための講義を二回実施した。

(2)教学論各論一―四―担当者、部長・幹事・嘱託・研究員

教学研究の基礎的理念・歴史、教祖研究・教義研究・教団史研究の各方法論及び本所の活動内容についての講義を実施した。また、佐藤武志(研究員)により、教学の意義・役割及び問題意識についての講義(23・6・27)、金光和道(嘱託)により、教学研究における調査の意義・方法についての講義(23・8・26)をそれぞれ実施した。

(3)資料解読―担当者、資料室

くずし字解読法や文書類特有の用語法等を学ぶべく二回実施した。

(4)文献・資料講読―担当者、所長・所員

基本的な資料に触れ、問題関心を掘り起こすとともに、学術論文の講読を通じて見識を深め、問題を捉える視野を広げるべく一〇回実施した。

(5) 紀要論文講読―担当者、所員

教学論文の講読、討議を通じて、論文を構成する視点、方法、そして資料との関係等、具体的な研究作法を学ぶべく一〇回実施した。

(6) 調査実習―担当者、資料室・主査

調査の立案、実施に向けた準備、収集資料の整理等、研究調査の基本的作法を学ぶべく一回実施した。

三、研究事務

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術及び取扱方法について理解を深めるべく、資料室の業務内容についてのオリエンテーションを一回、資料整理を一回行った。

四、その他

儀式事務御用奉仕に従事した。

○藤本拓也に対する実習内容は、以下の通りである。

一、講座実習

教学研究についての基礎的理解を深めるために、「教学論総論」「教学論各論」の各講座を受講した。

(1) 教学論総論―担当者、所長

教学研究の意義・分野・課題などを全体的に見渡し、教学の総合的な理解を深めるための講義を一回実施した。

(2) 教学論各論―担当者、第一・二部長

教祖・教義研究の方法論・研究史についての講義を一回実施した。

二、研究事務

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術及び取扱方法について理解を深めるべく、資料室の業務内容についてのオリエンテーションを一回実施した。

三、その他

儀式事務御用奉仕に従事した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第三二号を以下の通り発行した。

一、期日 平成二三年六月一二日

二、内容 巻頭言、年度計画、本部研修生受け入れ、坂本忠次氏追悼、投稿、研究報告所感、他

三、部数 三六〇部（A4判、一二頁）

ホームページの運営・管理

ホームページを適宜更新した (<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>)。

人事関係

一、異動

(1) 職員（教団職員）

学院・図書館との関係、その他

○部長加藤実、四月一八日付で学院へ異動。○第二部長大林浩治、四月一八日付で第一部長に兼ねて指名。○助手早川貴子、八月三十一日付で辞任。○教師佐藤幸乃、九月一日付で書記に任命。○教師山田光徳、一〇月一日付で助手に任命。○助手堀貴秋、一〇月三十一日付で辞任。○信徒藤本拓也、一月一日付で助手に任命。○部長児山真生、三月三十一日で任期満了（翌日付で再任）。

(2) 研究生

○教徒山田光徳、五月一日付で研究生を委嘱、九月三〇日で委嘱期間満了。○信徒藤本拓也、一二月一日付で研究生を委嘱、一二月三十一日で委嘱期間満了。

(3) 嘱託

○嘱託渡辺順一、六月三〇日で任期満了、翌日付で再度委嘱。

(4) 研究員

○研究員保坂道照、九月三〇日で任期満了。○教師松岡光一、同宮下寿美、一〇月一日付で委嘱。○信徒藤本拓也、一二月三〇日付で解嘱。

(5) 評議員

評議員松沢光明、二月一九日で任期満了、翌日付で再任。

二、本所職員並びに本所関係者数(24・3・31現在)

職員一五名(所長1部長2幹事1所員2助手4事務長1主事3書記1)、嘱託九名、研究員六名、評議員五名。

一、学院

(1) 学院前期基礎過程の講義に、以下の職員が出講した。

① 教団史特別講義(所員児山真生)(23・10・27)

② 教祖特別講義(所員大林浩治、同岩崎繁之、同佐藤道文、助手白石淳平)(23・11・16)

③ 教義特別講義(所員大林浩治、同高橋昌之)(23・11・28)

(2) 学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学について」講義(所長竹部弘)(24・3・9)

(3) 学院と研究所との懇談を実施した。(24・3・16)

二、図書館

図書館と研究所との懇談を実施した。(24・3・9)

三、本部研修生の受け入れ

○ステファニー・キミコ・シャノン・レイチ(トロント教会在籍教徒)が、直信先覚の事蹟や北米布教に関する学習、文献講読、直信教会参拝、聖跡巡拝、職員との懇談、レポート作成を行った。(23・4・13～5・24)

○カルロス・フェデリッコ・ハッセルマン・マルチンス(プタントン教会在籍教徒)との懇談、文献講読を行った。(23・

○垣屋勇治（ビリグイ教会在籍教徒）との懇談を行った。（23・12・5）

四、その他

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

（敬称略）

○塚田穂高（國學院大學日本文化研究所助教）（23・5・18）

○西見俊明（宮内庁掌典職）（23・9・2、3）

○水内勇太（同志社大学大学院修士課程）（23・10・27）

○キム・ユミ（コロンビア大学大学院博士課程）（24・1・23、26）

紀要「金光教学」第五一号正誤表

頁	行	誤	正
61	△ 2	述べてきように	述べてきたように
84	△ 2	藩たちは	藩士たちは
87	△ 2	板野平右衛門	板野兵左衛門
87	△ 1	板野兵右衛門	板野兵左衛門
105	上段注31 表中1	鈴木傳右衛門	鈴木傳右衛門
105	上段	保田数右衛門	保田数右衛門
105	下段	板野兵左衛門	板野兵左衛門

「△」は後ろからの印

金光教学第 52 号

平成24年 9月20日印刷
平成24年 9月25日発行

編 集・金 光 教 教 学 研 究 所
印 刷・昭 和 印 刷 株 式 会 社
発 行・金 光 教 教 学 研 究 所

〒 719-0111 岡山県浅口市金光町大谷 1441 番地の 3
TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119
<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究
所までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当初における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまてて実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究所が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信仰生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所有長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2012
No.52

CONTENTS

KOYAMA, MASAKI	
On the Meaning of "Conversion" to Konkokyo for the Local Communities in the Early Meiji Period	1
SHIRAISHI, JUNPEI	
Manifestation of Family Caused by the Repetition of <i>Oshirase</i>	39
FUJIMOTO, TAKUYA	
Shrine Construction Activities Seen in the Experience of <i>Oshirase</i> —Focus on Origin and No-Origin—	81
Research Note	
IWASAKI, SHIGEYUKI	
Remarks on Retouching Konko Daijin's " <i>Oshirase-goto-obo-cho</i> " Memorandum and Analysis on its Original Figure	125
<hr/>	
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of Konkokyo Research Institute for the Year 2011	169
The Summary of the Records for the Meeting about the Critique of Papers Contributed to the Previous Edition	174
A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 2011	177